

人間生活学研究

THE BULLETIN
OF
SOCIETY FOR HUMAN LIFE STUDIES

第 16 号

No. 16

令和 7 年 (2025)

新潟人間生活学会

Society for Human Life Studies of Niigata

人間生活学研究

第 16 号 (2025)

目 次

【研究論文 (査読あり)】

1. 新型コロナウイルス感染症区分の移行による教育・保育施設別の保護者の不安・心配の比較分析
伊藤 巨志 1
2. 新潟県で暮らす外国人の生活実態と地域福祉課題 ネット調査の結果から
小澤 薫 11

【研究論文 (査読なし)】

1. サインズ・オブ・セーフティ・アプローチの組織的導入に関する調査研究
阿部 信行 21
 2. 放課後児童クラブ運営指針の改正案の論点とポイント
植木 信一 33
- ・ 第 14 回新潟人間生活学会 (令和 6 年 7 月 20 日) 報告 41
- ・ 新潟人間生活学会 会則 他 67

新型コロナウイルス感染症区分の移行による

教育・保育施設別の保護者の不安・心配の比較分析

伊藤巨志^{1*}

教育・保育施設に通う子どもを持つ保護者の不安や心配の変化について、新型コロナウイルス感染症区分の移行前後で比較検討を行った。感染症区分が2類から5類への移行前は、「感染」や「流行」に対して保護者の不安や心配が大きかった。移行後はすべての質問項目でその平均値で有意に小さくなった。これは、行動制限や行動様式の変化が不安や心配の解消に寄与したと推測された。教育・保育施設ごとの多重比較の結果、区分移行前の「保護者間感染リスク」因子では、幼稚園が保育所よりも有意に大きい平均値を示した。区分移行後の「流行・感染リスク」因子では保育所が、幼稚園と比べて有意に大きい平均値を示した。また、「園の運営影響」因子は保育所および認定こども園が、幼稚園と比べて有意に大きい平均値を示した。

キーワード： 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)、保護者、不安、教育・保育施設

はじめに

新型コロナウイルス感染症(以下:COVID-19)は2020年2月下旬から急速に広がり、3月2日から全国一斉臨時休校¹⁾・休業や行動制限が実施された。日本政府は2020年4月7日に7都府県(東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡)を対象に「緊急事態宣言」²⁾を発出し、4月16日には全国に拡大した。2020年5月25日に全面解除されたものの、「保育所・認定こども園・幼稚園」(以下:教育・保育施設)では、その後も感染リスクが不確定な状況が長期間続いた。

2020年3月28日に政府はCOVID-19の集団感染防止策³⁾として三つの密(密閉、密集、密接)を避けるよう呼びかけ、社会全体が神経を尖らせる中、不安や心配が尽きない日々が続いた。特に、教育・保育施設へ子どもを通わせる保護者は、子どもへの感染リスクや教育・保育施設の感染対策⁴⁾、さらには自身の感染リスクに対して強い不安を抱きながら生活していたと

考えられる。

教育・保育施設は三つの密を避ける対策に迫られ、多大な労力と時間を費やした。野澤ら⁵⁾の調査によれば、衛生管理等の業務の増加、行事を含めた日常的な実践に関する悩み、ICT環境整備の必要性などが指摘されている。また、横井・鈴木⁶⁾は、保育現場で最も多かった困りごとが「感染症対策」であったことを報告している。

渡部⁷⁾の研究では、保育者に「ストレス」「不安」「疲れ」「緊張」などの強い負担感が示された。また、岡本・岡田⁸⁾によると、保護者の相談内容には、「子どもが感染する事への恐怖や不安の相談」が多く寄せられており、保育者や保護者は数多くの制限の中、感染不安を抱えながら日々の生活を送っていた。

2023年4月27日、厚生労働省は、COVID-19の2類感染症から5類感染症への移行を発表し⁹⁾、これに伴い①発生动向の把握、②医療提供体制、③COVID-19の患者等への対応、④基本的な感染対策、⑤新型コロナワクチンに関する

¹ 新潟県立大学人間生活学部子ども学科

* 責任著者 連絡先: itokiyo@unii.ac.jp

利益相反: なし

表 1. 感染症移行前後の共通質問項目

No.	質問項目
1.	一般社会・世間で感染症が流行すること
2.	園で感染症が流行すること
3.	お子さんが感染すること
4.	あなたが感染すること
5.	お子さんが感染した場合、家族や周りの人へ感染すること
6.	家族や周りの人が感染した場合、お子さんへ感染すること
7.	保育士や先生が感染し、園の閉鎖や欠員が発生すること
8.	感染症が流行した場合、園での保育・教育活動が制限されること
9.	園での換気が十分に行われているか
10.	園で子どもたちの手指消毒、手洗いやうがい十分に実施されているか
11.	園の施設内の消毒や清潔さ
12.	子どもたちが共同で使うおもちゃなどの消毒や清潔さ
13.	保育士や先生が感染予防策を実施しているか
14.	感染症が流行した場合、園からの情報提供が適切に行われるか
15.	保護者が子どもを送迎する際に、保護者同士が密になること
16.	他の保護者が子どもを送迎する際に、感染予防策が不十分であること
17.	保護者同士の会話や交流で感染すること
18.	感染症に関しての情報の正確性や信憑性

5 項目の方針が示された。この移行により、行動制限やガイドラインの緩和、検査や医療体制の縮小、職場や学校での対策緩和、海外渡航規制の緩和など、社会経済活動の制約が大幅に緩和された。

本調査では、教育・保育施設に子どもを通わせる保護者が COVID-19 に関して抱える不安や心配を、独自に設定した 18 項目を用いて評価する。具体的には、2023 年 4 月 27 日発表から実施（5 月 8 日）までの期間における、厳格な感染対策の緩和による安心感と感染リスクが高まるかもしれないという新たな不安という双方の心理的影響を分析する。また、区分移行後約 3 か月が経過した時点での保護者の意識や行動の変化を定量的に比較・検証し、不安や心配がどの程度解消されたかを明らかにする。

また、前報¹⁰⁾の因子分析結果を基に下位尺度得点を算出し、教育・保育施設ごとの平均値を多重比較することで、感染症区分移行前後の保護者の不安・心配の変化および施設ごとの課題

を明らかにすることを目的とする。

方法

(1) 調査対象

新潟県内の教育・保育施設に対してアンケート実施の協力依頼を行い、承諾を得た 127 園に通園している 0～5 歳児（年長）クラスの保護者 9,014 人を対象に実施した。回答数 2,415 人（回答率 26.8%）を分析対象とした。

(2) 調査時期

2023 年 8 月（各園の配布日）～9 月 30 日であった。

(3) 調査方法

Google フォームを利用した Web 回答の質問紙調査によって実施した。

(4) 調査内容

1) 基本属性は園児の年齢・在園期間、通園する教育・保育施設であった。

2) 感染症区分移行前後の心配要素について、各々に対応した 18 項目の質問（表 1）を設定¹⁰⁾

表 2. 年齢区分と在園期間のクロス表

年齢区分	在園期間					計
	1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～4年未満	4年以上	
1歳未満	74 (3.1%)	—	—	—	—	74 (3.1%)
1～2歳未満	241 (10.0%)	47 (1.9%)	—	—	—	288 (11.9%)
2～3歳未満	93 (3.9%)	164 (6.8%)	76 (3.1%)	—	—	333 (13.8%)
3～4歳未満	111 (4.6%)	73 (3.0%)	170 (7.0%)	88 (3.6%)	—	442 (18.3%)
4～5歳未満	34 (1.4%)	70 (2.9%)	98 (4.1%)	164 (6.8%)	74 (3.1%)	440 (18.2%)
5～6歳未満	8 (0.3%)	25 (1.0%)	107 (4.4%)	122 (5.1%)	219 (9.1%)	481 (19.9%)
6歳以上	10 (0.4%)	8 (0.3%)	57 (2.4%)	98 (4.1%)	184 (7.6%)	357 (14.8%)
計	571 (23.6%)	387 (16.0%)	508 (21.0%)	472 (19.5%)	477 (19.8%)	2,415 (100.0%)
	1,466 (60.7%)		949 (39.3%)			

し、4段階のスケールで回答を行った。感染症区分移行前の回答は2023年4月27日に感染症区分移行が発表され、5月8日からの実施時点前における心配要素に基づき、感染症区分移行後の回答は2023年8月以降のアンケート配布日時点での心配要素に基づいて収集した。

(5) 分析方法

感染症区分移行前の各質問項目(表1)では、「不安や心配でしたか?」という問に対し、回答を「全く感じなかった」:1、「やや感じた」:2、「比較的感じた」:3、「強く感じた」:4に変換した。感染症区分移行後の各質問項目(表1)では「不安や心配ですか?」という問に対し、「全く感じない」:1、「やや感じる」:2、「比較的感じる」:3、「強く感じる」:4に変換して以下の分析を行った。①全回答者において、感染症区分の移行前後の質問項目の欠損値を除いた回答割合と平均値を算出した。次に、区分移行前後の対応する質問項目に関して、平均値と標準偏差(以下:SD)から差を求め、検定には「対応のあるサンプルのt検定」を使用した。②前報¹⁰⁾で得られた因子分析結果に基づき、「流行・感染リスク」因子6項目(項目No.1～6)、「園の感染対策全般」因子5項目(項目No.9～13)、「保護者間感染リスク」因子3項目(項目No.15～17)、「園の運営影響」因子2項目(項目No.7・8)の各下位尺度得点を算出した。これらの下位尺度得点を教育・保育施設別に、感染症区分の移行前後に分けて平均値とSDを求め、差異を分析した。検定には一元配置分散分析の後、Bonferroniの多重比較を行った。なお、分析においては欠損値のある回答者および「その他」の教育・保育施設の回答者を除外した。

統計的有意性の検定にあたっては、5%水準を基準とした。

集計および分析にはSPSS Ver.28 for Mac、Excel 2021 for Macを使用した。

倫理的配慮

調査依頼用紙には、無記名での実施、回答データが統計処理され個人が特定されないこと、安全な電子データの保管方法、回答の途中中止や拒否の権利、それに伴う不利益が生じないことが明記された。これらに同意の場合は、QRコードからアクセスして回答いただくよう依頼した。本研究は新潟県立大学倫理委員会の承認(承認番号2307)に基づいて行われた。

結果

(1) 感染症区分移行前後の質問項目

表2には、保育所保護者1,245人(51.6%)、認定こども園保護者926人(38.3%)、幼稚園保護者196人(8.1%)、その他保護者30人(1.2%)、計2,415人の年齢区分と在園期間のクロス表を示した。在園期間が3年未満の合計は1,466人(60.7%)、3年以上の合計は949人(39.3%)となった。

図1には、感染症区分移行前後の質問項目の回答者割合と平均値を示した。

感染症区分移行前の平均値では、「比較的感じた(3)」を超えた項目が5項目(No.1～3・5・6)あり、特に「6. 家族や周りの人が感染した場合、お子さんへ感染すること」の平均値が3.32と大きかった。一方で「やや感じた(2)」を下回った項目が8項目(No.9～11・13～17)あり、特に「15.保護者が子どもを送迎する際に、保護

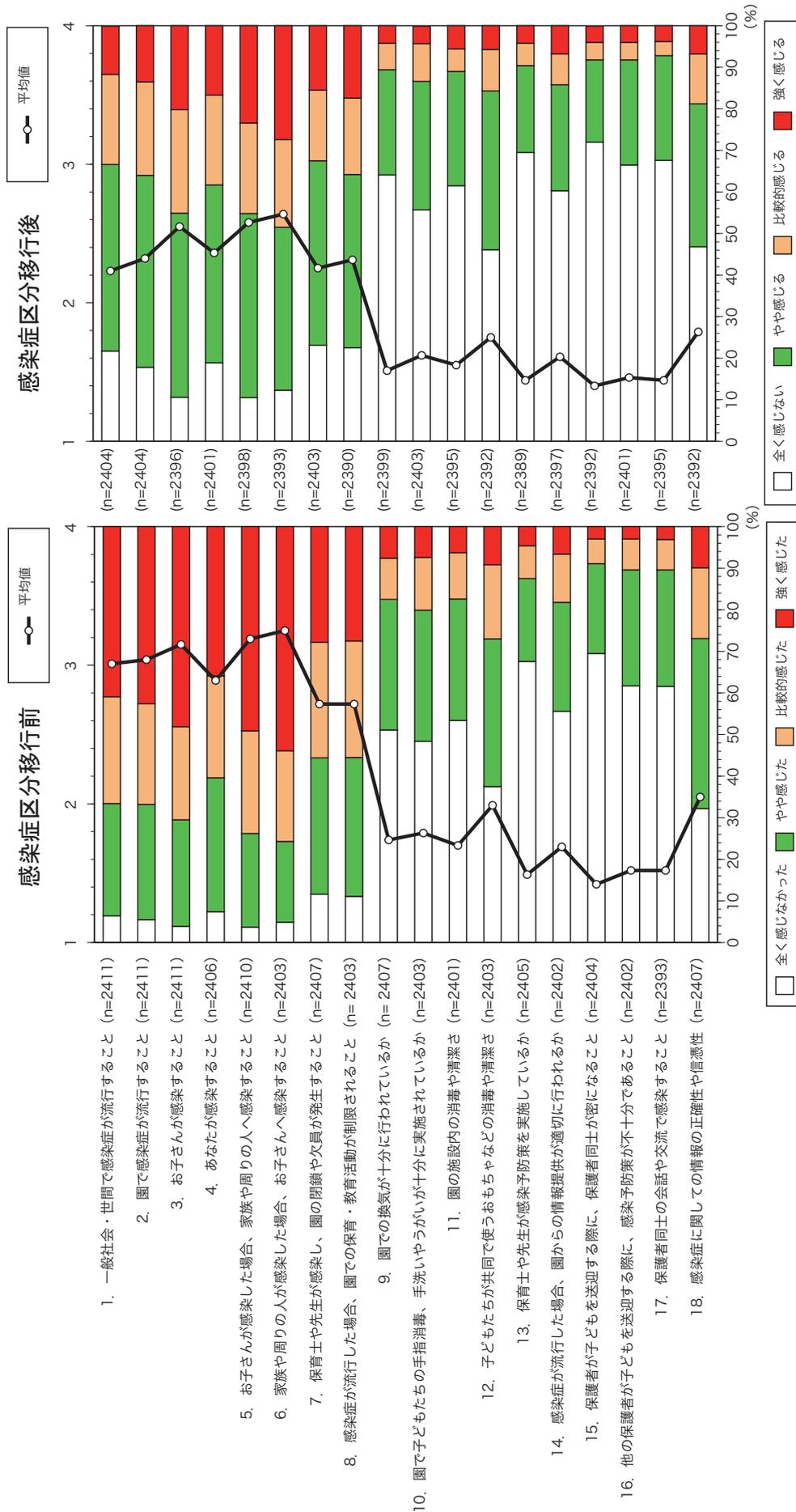


図 1. 感染症区分移行前後の不安や心配の割合の割合と平均値

者同士が密になること」の平均値が 1.45 と最も小さかった。

感染症区分移行後の平均値は「比較的感じる (3)」を超える項目はなく、「やや感じる (2)」を下回った項目が 10 項目 (No.9～18) と 2 項目

増加した。特に「15.保護者が子どもを送迎する際に、保護者同士が密になること」の平均値が 1.39 と、さらに小さくなった。

(2) 感染症区分移行前後の対応する質問項目の比較

表 3. 感染症区分移行前後の比較

質問項目	人数	平均値	標準偏差	t-score
1. 一般社会・世間で感染症が流行すること	2400	3.08	0.95	38.894 ***
		2.34	0.91	
2. 園で感染症が流行すること	2400	3.11	0.92	36.538 ***
		2.44	0.93	
3. お子さんが感染すること	2392	3.23	0.90	34.323 ***
		2.66	0.96	
4. あなたが感染すること	2392	2.95	0.96	29.358 ***
		2.45	0.97	
5. お子さんが感染した場合、家族や周りの人へ感染すること	2394	3.24	0.89	33.815 ***
		2.66	0.95	
6. 家族や周りの人が感染した場合、お子さんへ感染すること	2382	3.32	0.86	36.575 ***
		2.72	0.97	
7. 保育士や先生が感染し、園の閉鎖や欠員が発生すること	2395	2.69	0.99	26.408 ***
		2.23	0.98	
8. 感染症が流行した場合、園での保育・教育活動が制限されること	2379	2.68	0.99	23.183 ***
		2.28	0.97	
9. 園での換気が十分に行われているか	2392	1.76	0.91	15.645 ***
		1.55	0.81	
10. 園で子どもたちの手指消毒、手洗いやうがいなどが十分に実施されているか	2392	1.85	0.94	16.499 ***
		1.65	0.84	
11. 園の施設内の消毒や清潔さ	2383	1.74	0.91	13.949 ***
		1.57	0.81	
12. 子どもたちが共同で使うおもちゃなどの消毒や清潔さ	2381	2.03	0.96	20.305 ***
		1.78	0.87	
13. 保育士や先生が感染予防策を実施しているか	2380	1.51	0.82	4.732 ***
		1.45	0.76	
14. 感染症が流行した場合、園からの情報提供が適切に行われるか	2385	1.71	0.92	7.494 ***
		1.61	0.87	
15. 保護者が子どもを送迎する際に、保護者同士が密になること	2382	1.45	0.73	4.505 ***
		1.39	0.69	
16. 他の保護者が子どもを送迎する際に、感染予防策が不十分であること	2391	1.53	0.77	6.546 ***
		1.45	0.74	
17. 保護者同士の会話や交流で感染すること	2376	1.54	0.76	8.443 ***
		1.44	0.71	
18. 感染症に関する情報の正確性や信憑性	2387	2.12	0.96	17.300 ***
		1.84	0.90	

注 1) 上段は感染症移行前、下段は感染症移行後

注 2) *** : $p < 0.001$

表 4. 4 因子の教育・保育施設比較

因子	教育・保育施設 保育所：① (n=1123)		認定こども園：② (n=840)		幼稚園：③ (n=196)		F値	有意確率	多重比較
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差			
流行・感染リスク	3.20	0.77	3.14	0.81	3.06	0.88	3.255	.039	n.s.
園の感染対策全般	1.77	0.83	1.79	0.81	1.84	0.85	0.692	.501	n.s.
保護者間感染リスク	1.70	0.66	1.73	0.69	1.85	0.71	3.954	.019	①<③*
園の運営影響	2.72	0.88	2.68	0.89	2.57	0.88	2.380	.093	n.s.
流行・感染リスク	2.57	0.83	2.53	0.85	2.41	0.89	3.382	.034	③<①*
園の感染対策全般	1.59	0.74	1.59	0.74	1.67	0.80	1.074	.342	n.s.
保護者間感染リスク	1.40	0.64	1.41	0.65	1.52	0.72	2.880	.056	n.s.
園の運営影響	2.27	0.88	2.26	0.90	2.08	0.89	3.939	.020	③<①②*

注1) 上段は感染症区分移行前、下段は感染症区分移行後

注2) * : $p < 0.05$, n.s. : not significant

表 3 には、感染症区分移行前後の対応する質問項目について、欠損値のない回答者の平均値と SD から求めた差の結果を示した。

対応のある項目における「対応のあるサンプルの t 検定」の結果、全ての項目で感染症区分移行後の方が、有意水準 5%未満で有意に小さい値を示した。

(3) 教育・保育施設の因子下位尺度得点の比較

表 4 には、質問項目に欠損値のない保育所保護者 1,123 人、認定こども園保護者 840 人、幼稚園保護者 196 人を対象（解析対象率 89.4%）に、感染症区分移行前後の「流行・感染リスク」因子の下位尺度得点、「園の感染対策全般」因子の下位尺度得点、「保護者間感染リスク」因子の下位尺度得点、「園の運営影響」因子の下位尺度得点の教育・保育施設別の平均値と SD から多重比較した結果を示した。なお、その他保護者は少数のため除外した。

感染症区分移行前の「流行・感染リスク」因子の下位尺度得点は、すべての教育・保育施設で「比較的感じた (3)」を上回る平均値だったが、有意差は見られなかった。同様に「園の感染対策全般」因子および「園の運営影響」因子の下位尺度得点についても有意差は見られなかった。一方で、「保護者間感染リスク」因子の下位尺度得点では、幼稚園（平均値 1.85、SD 0.71）が保育所（平均値 1.70、SD 0.66）よりも、有意水準 5%未満で有意に大きい値を示した。

感染症区分移行後の「園の感染対策全般」および「保護者間感染リスク」因子の下位尺度得点は、有意差は見られなかった。しかし、「流行・感染リスク」因子の下位尺度得点において、保育所（平均値 2.57、SD 0.83）は幼稚園（平均値

2.41、SD 0.89）よりも有意水準 5%未満で有意に大きい値を示した。また、「園の運営影響」因子の下位尺度得点では、保育所（平均値 2.27、SD 0.88）および認定こども園（平均値 2.26、SD 0.90）が幼稚園（平均値 2.08、SD 0.89）よりも有意水準 5%未満で有意に大きい値を示した。

考察

2020 年 3 月以降、COVID-19 の拡大に伴い、全国一斉臨時休校¹⁾・休業や行動制限が実施された。教育・保育施設では、三密（密閉、密集、密接）を避ける対策に多大な労力と時間を費やさざるを得なかった。2021 年 9 月の調査¹¹⁾によると、流行と感染のリスクを考慮し、8 割以上の保護者が登園に対して「非常に不安である」または「やや不安である」と回答している。本研究では、2023 年 5 月 8 日の感染症区分が 5 類感染症へ移行する前でも、「家族や周りの人が感染した場合、お子さんへ感染すること」や「お子さんが感染すること」、「園で感染症が流行すること」といった項目の平均値が「比較的感じた (3)」を上回っている。回答者の 39.3% が在園期間 3 年以上の保護者で、2020 年 3 月 1 日から約 3 か月にわたる全国一斉臨時休校を経験しており、COVID-19 に対する不安や心配が依然として大きかったことが示唆された。

厚生労働省は、COVID-19 の 5 類感染症への移行に伴う今後の対応について 2023 年 4 月 27 日に発表した⁹⁾。これにより、行政の対応は、従来の様々な要請や関与の仕組みから、個人の選択を尊重する取り組みへと大きく転換された。主な内容は、①発生動向の把握、②医療提供体制、③COVID-19 の患者等への対応、④基本的

な感染対策、⑤新型コロナワクチンに関する5項目だった。特に、発生動向の把握では、全数統計による毎日の把握・公表から、定点医療機関による週次の新規感染者数報告が基本となった。これらのことにより2023年5月8日以降、COVID-19に関するニュース記事が激減し、耳目に触れる機会が減少した。政府が提唱した「三つの密」（密閉、密集、密接）³⁾を含む行動制限や行動様式の変化が、不安や心配の解消につながっていると推察され、本研究の結果でも感染症区分移行後に「強く感じる(4)」「比較的感じる(3)」と回答する保護者が減少し、すべての質問項目で、「比較的感じる(3)」を超える回答はなくなった。さらに、感染症区分移行前と比較して全体の平均値も有意に小さくなったことから、保護者の不安や心配が解消されつつあると判断できる。

4因子の下位尺度得点を用いた教育・保育施設間の多重比較において、特徴的な結果が得られた。感染症区分移行前、「流行・感染リスク」因子の下位尺度得点の平均値は、すべての教育・保育施設で「比較的感じた(3)」を上回り、保護者が施設に関係なく「流行・感染リスク」に対して大きな不安や心配を抱いていたことが示された。また、4因子の中で「保護者間感染リスク」因子の下位尺度得点の平均値は全体として「やや感じた(2)」を下回っていたが、幼稚園では保育所と比較して有意に大きい値を示した。この背景には、送迎方法（園バス、自家用車、自転車、徒歩など）や登降園時間（随時、一斉など）の違いが影響していると考えられる。特に、幼稚園では一斉送迎が多く、登降園時に保護者同士の交流が発生しやすいことが、感染リスクへの意識に差を生じさせた要因と推測される。

感染症区分移行後、「流行・感染リスク」因子の下位尺度得点は保育所において、「園の運営影響」因子の下位尺度得点は保育所および認定こども園において、幼稚園よりも有意に大きい結果となった。これは、2020年3月1日から約3か月にわたる一斉臨時休校や通園・通学の自粛により、保護者が働き方（日数・時間・テレワーク等）を調整¹²⁾せざるを得ない状況に直面したためと考えられる。また、幼稚園が比較的早

期に通常運営に戻った一方で、保育所や認定こども園では長期にわたり厳格な感染症対策¹³⁾が継続されたことが、保護者の不安の差に繋がったと推測される。このため、保育所や認定こども園に通う子どもの保護者の方が、幼稚園の保護者よりも高いレベルの心配や不安を抱えていたと考えられる。

本研究で明らかになった教育・保育施設に通う保護者の共通の課題として、感染症区分移行後も「流行・感染リスク」に対する不安や心配が完全には解消されていない点が挙げられる。特に、保育所や認定こども園に通う保護者の間では、「流行・感染リスク」および「園の運営影響」に対する不安が顕著であり、今後の感染症流行時にも同様の負担が懸念される。このため、感染症流行時に保護者が安心して教育・保育施設を利用できるよう、心理的サポートや相談窓口の拡充が必要と考えられる。また、保護者同士が不安や悩みを共有し、支え合える場を設けることも心理的負担の軽減につながると考えられる。

なお、本研究では、回答者の属性（性別、年齢、職業、学歴など）が回答に影響を与える可能性も考慮すべきであるが、今回は教育・保育施設に子どもを通わせている保護者のみを対象として分析を行っている。そのため、他の属性が与える影響についても、今後の検討が必要であると考えられる。

結語

COVID-19の感染症区分が5類に移行する前、教育・保育施設に通う子どもを持つ保護者は、「感染」や「流行」に対して大きな不安や心配を抱いていたことが明らかになった。一方で、感染症区分移行後はすべての質問項目において平均値で有意に小さくなっており、行動制限や行動様式の変化が不安や心配の解消に寄与したと考えられた。4因子の下位尺度得点では、感染症区分移行前の「流行・感染リスク」因子がすべての教育・保育施設で「比較的感じた(3)」を上回っており、保護者が大きな不安や心配を抱いていたことが確認された。多重比較の結果、感染症区分移行前「保護者間感染リスク」因子においては、送迎方法や登降園時間など、保護

者間の交流機会の多寡が影響を与えたと推察された。さらに、感染症区分移行後、「流行・感染リスク」因子は保育所で、「園の運営影響」因子は保育所および認定こども園で、幼稚園と比べて心配や不安が大きいことが示唆された。

謝辞

本調査実施にご快諾・ご協力いただきました教育・保育施設の理事長・園長並びに先生、市町村担当課、保護者の皆様には心より感謝申し上げます。

文献

- 1) 新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における一斉臨時休業について（通知）. 文科省. 2020年2月28日 <https://x.gd/66hCM> (参照 2024.10.30)
- 2) 厚生労働省. 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言. 2020年4月7日 <https://x.gd/XfB8f> (参照 2024.10.30)
- 3) 内閣府. 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針. p1-14. 2020年3月28日 <https://x.gd/G6e4V> (参照 2023.6.10).
- 4) 全国保育園保健師看護師連絡会. 保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック第1版. p7-25. 2020年5月26日 <https://x.gd/ffY31> (参照 2023.6.10).
- 5) 野澤祥子、淀川裕美、中田麗子、菊岡里美、遠藤利彦、秋田喜代美. 保育・幼児教育施設における新型コロナウイルス感染症に関わる対応や影響についての検討(2)―2020年度・2021年度の動向と調査結果から―. 東京大学大学院教育学研究科「東京大学大学院教育学研究科紀要」2021;第61巻;331-351.
- 6) 横井 良憲、鈴木 裕子. 新型コロナウイルス感染症 COVID-19 の中での保育施設の課題. 「愛知教育大学教職キャリアセンター紀要」2021;第6号:19-26.
- 7) 渡部 努. 愛知県三河地域の新型コロナウイルス感染症影響下における保育の実態. 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学「研究紀要」2022;第55号:111-118.
- 8) 岡本千晴、岡田みゆき. コロナ禍における地域子育て支援センターの役割:保護者の相談内容から. 日本家政学会「日本家政学会誌」2022;第73巻5号:255-261.
- 9) 厚生労働省. 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について. 2023年4月27日 <https://x.gd/gWhaz>(参照 2023.6.10).
- 10) 伊藤巨志. 新型コロナウイルス感染症感染区分移行前・後の保護者の不安に関する研究. 日本保育保健協議会「保育と保健」2024;第30巻1号:21-25.
- 11) 梅屋真一郎、武田佳奈、佐々木雅也. 子どものコロナ感染とワクチン接種に関する保護者の意識を調査～保護者の66%が12歳未満の子どもへの接種意向を示す～. 野村総合研究所. 2021年10月 <https://00m.in/GKakI>(参照 2023.7.15).
- 12) 尾島有美. 一斉休校等による子どもの生活への影響と保護者の負担感. 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング. 2020年6月. <http://x.gd/Z41w7> (参照 2023.12.10).
- 13) 保育所における感染症対策ガイドライン. 子ども家庭庁. 2018年3月. <https://x.gd/n3AEU> (参照 2024.12.17).

ABSTRACT

Comparative Analysis of Parental Anxiety and Concerns Across Educational and Childcare Facilities Following COVID-19 Classification Transition

Kiyoshi Ito^{1*}

¹ Department of Child Studies, Faculty of Human Life Studies, University of Niigata Prefecture

* Correspondence, itokiyo@unii.ac.jp

A comparative study was conducted to examine changes in the anxiety and concerns of parents whose children attend educational and childcare facilities before and after the reclassification of COVID-19. Prior to the reclassification from Category 2 to Category 5, parents exhibited significant anxiety and concerns about 'infection' and 'spread.' After the reclassification, the average scores for all survey items significantly decreased. This reduction was likely due to changes in behavior restrictions and patterns that helped alleviate these concerns. A multiple comparison analysis among different types of educational and childcare facilities revealed that, before the reclassification, the 'risk of infection among parents' factor had significantly higher average scores in kindergartens compared to nursery centers. After the reclassification, the 'risk of infection and spread' factor showed significantly higher average scores in nursery centers than in kindergartens. Additionally, the 'impact on facility operations' factor had significantly higher average scores in both nursery centers and certified centers for early childhood education and care compared to kindergartens.

Key Words: COVID-19, parents, anxiety, educational and childcare facilities

新潟県で暮らす外国人の生活実態と地域福祉課題

ネット調査の結果から

小澤薫^{1*}

本研究は、新潟県で暮らす外国人の現状を把握し、在留資格、日本語の程度を視点に、生活の困りごと、相談相手・機関について分析、比較検討した。日本語の程度によって、日本語を使う上で感じている難しさは異なり、「日本語が話せる」では「書く」、「日本語はほとんど話せない」では、「話す」「聞く」であった。さらに、「日本語はほとんど話せない」では、コミュニケーションへの不安が大きく、特に、医療機関、公的機関の利用への不安が大きかった。同様に、人とのかかわりが、母国の出身者、同じ国の知り合いに限定されていた。そのため、生活を送る上での必要な情報源については、防災をはじめ、多くの情報を求めているが、情報源が限られるため、偏った情報になりやすい傾向がみられた。医療機関利用の不安は、介護サービス利用においても同様の不安となり得る。生活課題を抱えた外国人が地域に潜在化している状況を、顕在化させ、制度につなぐしくみづくりが求められている。地域とのつながりが希薄な状況は、外国人に限定されたことではなく、多文化共生への意識を高めることは地域住民にとっても、顔の見える関係づくりのきっかけになる。

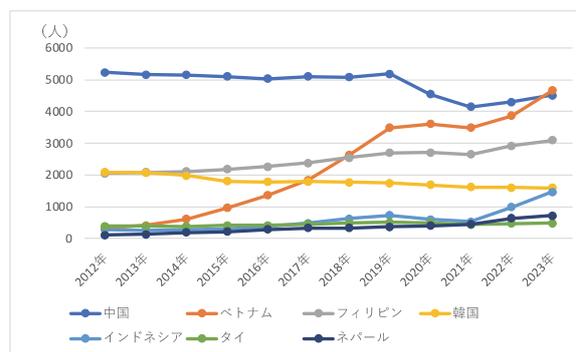
キーワード： 地域福祉、困りごと、相談先、多文化共生、在日外国人

はじめに

法務省の「在留外国人統計」によると、2023年12月末における新潟県内の在日外国人の総数は¹⁾、21,558人であり、10年で6割増加している。新潟県の総人口に占める割合は1.01%と全国平均の2.74%を下回っているが、県内の30市町村すべてに在住している。新潟県内には134の国・地域の出身者がおり、国籍・地域別にみると、これまで中国籍が最も多かったが、2023年12月時点では、ベトナム籍が最も多くなった(図表1)。フィリピン籍、インドネシア籍についても増加傾向にあり、EPA(経済連携協定)締結の3ヶ国の増加率が特に大きい。人数の多い順にみると、ベトナム、中国、フィリピン、韓国、インドネシア、ミャンマー、ネパール、タイで、これらの国々だけで、新潟県内

の在日外国人の75%以上を占めている。2021年を底に、2022年、2023年と技能実習、特定技能が増加している(図表2)。

図表1 新潟県内の主な国籍別在留外国人の推移



(出所) 法務省「在留外国人統計」各年度12月末版より作成

¹⁾ 新潟県立大学人間生活学部子ども学科

* 責任著者 連絡先: ozawak@unii.ac.jp

利益相反: なし

図表 2 主な在留資格別推移 (実数)

(人)	技能実習		特定技能		留学		永住者等	
	全国	新潟	全国	新潟	全国	新潟	全国	新潟
2019年	410,972	4,720	1,621	24	345,791	2,464	1,497,223	8,088
2020年	378,200	4,053	15,663	128	280,901	1,992	1,498,916	8,047
2021年	276,123	3,176	49,666	428	207,830	1,759	1,513,105	8,045
2022年	324,940	3,788	130,923	997	300,638	2,196	1,551,846	8,143
2023年	404,556	5,005	208,462	1,653	340,883	2,214	1,589,127	8,209

注：技能実習：技能実習 1号～3号の合計、特定技能：特定技能 1号～2号の合計、永住者等：永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者の合計

(出所) 図表 1 と同じ

新潟県は、新潟県総合計画 (R4.4 改定) において、新潟県としても「国の動きを踏まえ、外国人の受入れが今後進むことが想定されるため、関係機関と協力し、外国人も安心して生活でき、能力を発揮して活躍できる多文化共生社会の実現に一層取り組む」と明記している²⁾。新潟市は、新潟市総合計画 2030 において、「多文化のまちづくり」を施策に掲げ、具体的な取り組みとして、「多言語ややさしい日本語による生活情報などを発信するとともに日本語学習を支援」「国籍を問わず、住民同士のコミュニティを円滑にするための機会を創出」などを掲げている³⁾。長岡市は、「ともに支え ともに輝き ともに未来へ 『地球広場』多文化共生ビジョン」を示し、外国人市民が地域づくりのパートナーとしてともに活躍できる環境づくりをオール長岡で進めることを目指している⁴⁾。実際、社会福祉協議会では、コロナ禍において、生活福祉資金貸付の窓口を訪れる外国籍の方が一定数あり、新たなつながりの糸口となっている。個別支援においても「外国人の介護相談が増えている」という専門職からの声を受けとめ、しくみづくりにつなげる検討が行われてきた⁵⁾。

全国においても多文化共生施策推進に向けて、実態調査が進められており、都道府県、市レベルで実施されている。佐賀県 (2016) は⁶⁾、具体的な施策案として、「企業、実習生ともに必要性を訴えている日本語学習のための地域日本語教室の拡充」「地域日本語教室の運営の核になる地域日本語教育コーディネーター、および幅広い県民のボランティアの養成」「受け入れ企業、農家を含めた地域住民らも参加する異文化理解のための講座などの開催」「大災害、非常時に対

応するため、定期的な訓練の実施と ICT 機器による多言語情報発信の仕組みづくり」の 4 点を挙げている。群馬県 (2020) は⁷⁾、「魅力ある就学・就労環境整備」「自立した市民として活躍できる環境整備」「定着できる魅力ある環境整備」の 3 点を挙げている。

外国人の定住にあたって、高坂 (2015) は、地元企業への就職、定着に向けて、大学、企業、および留学生の意識改革を指摘している⁸⁾。二階堂 (2016) は、非集住地域における日本語学習支援活動は、企業の戦略として有効であり、地域社会との接点、信頼関係構築につながる可能性があることを指摘している⁹⁾。李 (2022) は、定住における介護ニーズ、終末期ケア・看取り支援のあり方、それらをふまえた共生に向けた総合的な対応策について提起している¹⁰⁾。

本稿は、2021 年から「多文化共生推進の調査プロジェクト」として実施された ((公財) 新潟県国際交流協会、新潟市中央区社会福祉協議会)、新潟県内に暮らす外国にルーツのある方の実態把握と課題解決に向けた取り組みについて検証をした。全国の自治体で、多文化共生に関連する調査が実施されており、新潟県では 2004 年以来的¹¹⁾、実態把握に向けた調査であった。ここでは、新潟県で暮らす外国人の生活実態をふまえて、在日外国人にとっての「暮らしやすさ」、新潟に住み続けられる条件について検討することを目的とした。

方法

(1) 調査対象

本稿では、「新潟県在住の外国にルーツのある方の生活と意識に関する調査報告書」を使用する¹²⁾。この調査データは、2022 年 10 月 1 日から 10 月 31 日の間で新潟県に住む 18 歳以上の在日外国人にインターネット調査したものであり、1,044 の有効回答がある。

本稿は、質問項目の「困りごと」「相談相手」「情報源」「日本人との交流」「災害への備え」について、「日本語の程度」「在留資格」を視点に分析を行う。

(2) 倫理的配慮

本稿は、新潟県立大学倫理審査委員会の規定に従って手続きを行い、委員会の承認を得て実

施した（承認番号 2430）

(3) 回答者の基本属性

回答者の在留資格をみると、技能実習等 280 (26.8%) (技能実習 196、特定技能 84)、留学 267 (25.6%)、永住者等 372 (35.7%) (永住者・特別永住者 248、日本人の配偶者や家族 125)、その他 124 (11.9%) であった。

主な回答者の国籍は、ベトナム 264(25.3%)、中国 225 (21.6%)、フィリピン 149 (14.3%)、韓国 55 (5.3%)、インドネシア 44 (4.2%)、アメリカ 43 (4.1%) であった。法務省「在留外国人統計」の新潟県のデータと比較すると、本調査は、留学生の割合が 2 倍以上高く、永住者・特別永住者の割合が半分程度であった。技能実習についてはほぼ同数であるが、特定技能が 3 倍ほどであった。国籍については、ベトナムが 5 ポイント高く、中国、韓国が 3~4 ポイント低かった。

性別は、女性 57.4%、男性 42.0%、年齢は 20 歳未満 2.3%、20 歳代 44.4%、30 歳代 23.5%、40 歳代 15.0%、50 歳以上 14.8% であった。30 歳代以下は、男女比がほぼ同数であるが、40 歳以上は女性が 7 割を超えていた。永住者等は、39 歳以下が 3 割、40 歳以上が 7 割、技能実習等・留学では、39 歳以下が 9 割以上であった。居住期間については、永住者等は 10 年以上が 7 割 (20 年以上 4 割)、技能実習等・留学では、3 年未満が 6 割を占めていた。

結果

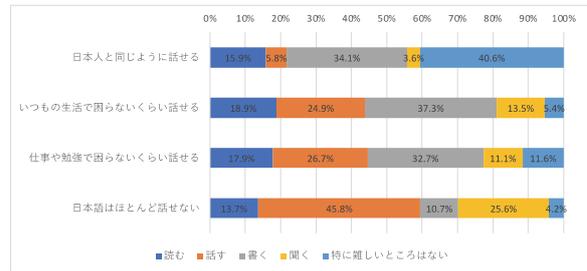
1 日本語の会話の程度について

日本語の会話の程度について「日本人と同じように話せる」13.2%、「仕事や勉強で困らないくらい話せる」33.7%、「いつもの生活で困らないくらい話せる」37.0%、「日本語はほとんど話せない」は 16.1% であった。

日本語を使う上で 1 番難しいと感じる点については、「書く」31.0%、次いで「話す」が 26.3%、「読む」17.3%、「聞く」13.3% であった。

日本語の会話の程度と日本語の難しさをクロスすると、「日本語はほとんど話すことができない」で、日本語で 1 番難しいと感じていることは「話す」が 45.8%。「聞く」が 25.6% であった (図表 3)。「ほとんど話すことができない」

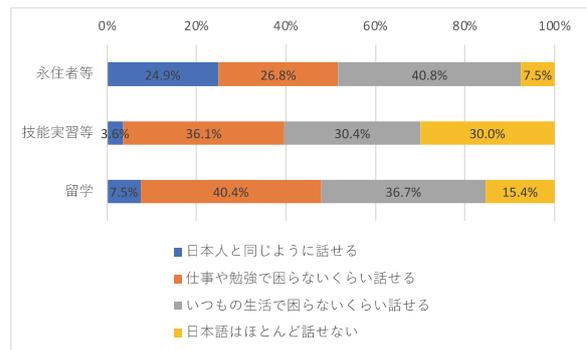
以外では「書く」が 3~4 割で 1 番大きかった。
図表 3 日本語の会話の程度×日本語を使う上で 1 番難しいと感じる点



(出所)「新潟県在住の外国にルーツのある方の生活と意識に関する調査報告」より作成

在留資格別にみると、「日本語はほとんど話せない」が技能実習等で 30.0%、留学 15.4%、永住者等 7.5% と、技能実習等で 3 割を占め、他の比べると特に高いことがわかる (図表 4)。

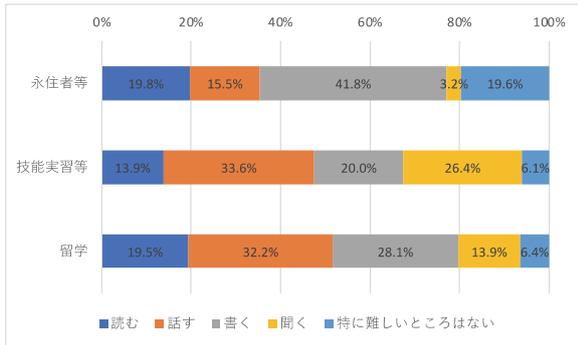
図表 4 主な在留資格別日本語の会話の程度



(出所) 図表 3 と同じ

日本語を使う上で「聞く」ことが 1 番難しいと感じているのは、技能実習等では 26.4%、留学 13.9%、永住者等 3.2% であった (図表 5)。技能実習等では「話す」・「聞く」の合計が 6 割であった。自分の思いを伝えること、相手が言っていることを理解することが難しいという回答が多かった。

図表 5 主な在留資格別日本語を使う上で難しいと感じる点

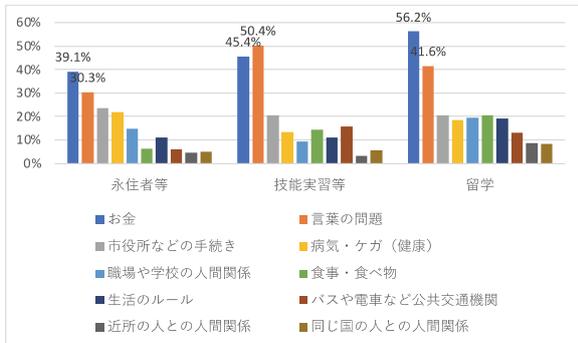


(出所) 図表 3 と同じ

2 日本で生活する上で困っていること

日本で生活する上で困っていることは、「お金」45.4%、「言葉の問題」39.7%、「市役所などの手続き」22.4%の順であった。在留資格別にみると、「お金」は留学 56.2%、技能実習等 45.4%、永住者等 39.1%、「言葉の問題」は技能実習 50.4%、留学 41.6%、永住者等 30.3%であった(図表 6)。「市役所の手続き」については、どの在留資格でも 2 割程度であった。

図表 6 在留資格別主な日本で生活する上での困りごと(複数回答)



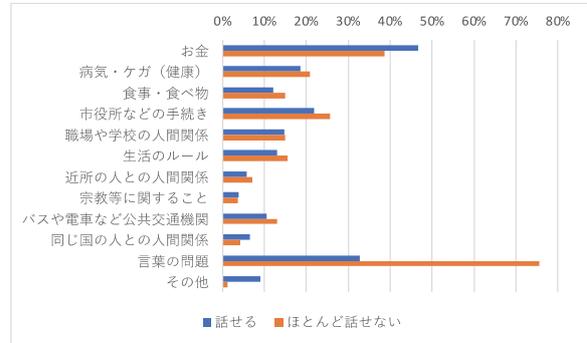
(出所) 図表 3 と同じ

ここからは、日本語の程度について、「日本語を話せる」「日本人と同じように話せる」「いつもの生活で困らないくらい話せる」「仕事や勉強で困らないくらい話せる」の合計(以下、「話せる」と「日本語はほとんど話せない」(以下が、「ほとんど話せない」)の 2 区分で分析する。

日本語力別に困っていることをみると、「日本語はほとんど話せない」では、「言葉の問題」、「病気・ケガ」、「市役所などの手続き」が高い

(図表 7)。「職場や学校の人間関係」、「生活のルール」については、日本語の程度にかかわらず同程度であった。

図表 7 日本語程度別(2区分)日本で生活する上での困りごと

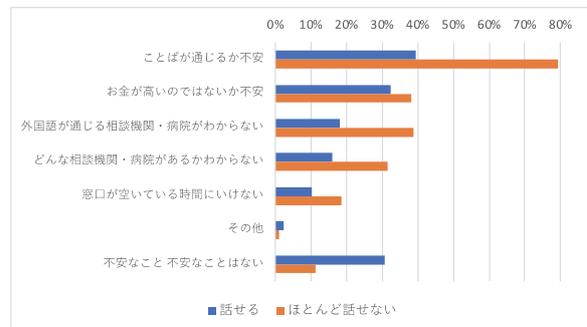


(出所) 図表 3 と同じ

公的機関・医療機関を利用する際に不安なことについては、「ことばが通じるか不安」45.9%、「お金が高いのではない不安」33.3%の順であった。在留資格別にみると、公的機関等を利用する際に不安なこととして、技能実習等の半数以上は「ことばが通じるか不安」、3 割は「外国語が通じる相談機関・病院がわからない」であった。同様に留学も半数以上がことばの不安を挙げ、あわせて「お金が高いのではない不安」を挙げていた。

「ほとんど話せない」では、公的機関等の利用不安についてどの項目も高く、「ことばが通じるか不安」79.2%、「外国語が通じる機関がわからない」38.7%であった(図表 8)。

図表 8 日本語程度別(2区分)公的機関・医療機関を利用する際に不安なこと(複数回答)



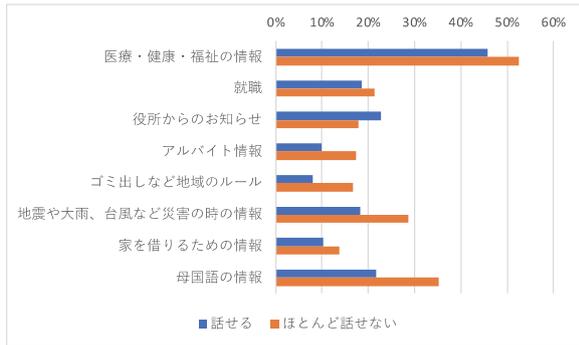
(出所) 図表 3 と同じ

日本で生活する上で手に入らなくて困っている情報については、「医療・健康・福祉の情報」

が 46.7% で一番高く、次いで「母国語の情報」、「役所からのお知らせ」、「地震や大雨、台風など災害の時の情報」であった。

「ほとんど話せない」では、「医療・健康・福祉の情報」、「母国語の情報」、「地震や大雨、台風など災害の時の情報」への要望が大きいことがわかる（図表 9）。

図表 9 日本語程度別（2 区分）日本で生活する上で手に入らなくて困っている情報（複数回答）

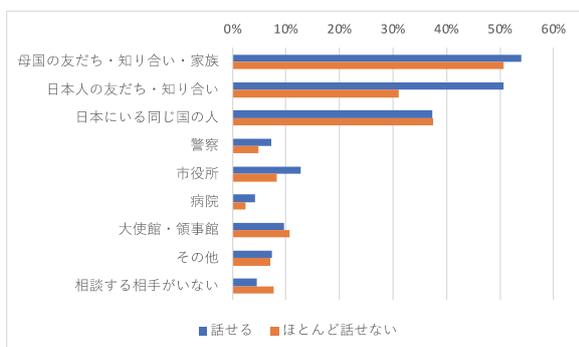


（出所）図表 3 と同じ

3 困った時の相談相手・機関

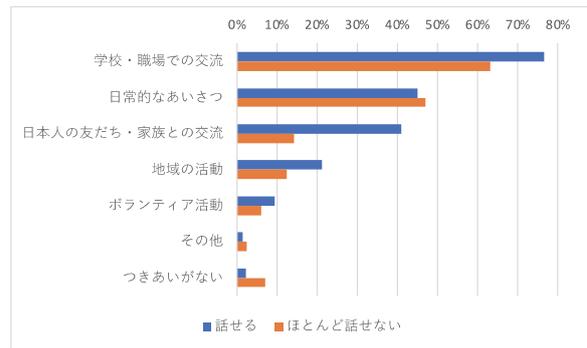
困った時に相談する相手や機関については、「母国の友だち・知り合い・家族」53.4%、「日本人の友だち・知り合い」47.4%、「日本にいる同じ国の人」37.4%の順であった。「母国の友だち・知り合い・家族」、「日本にいる同じ国の人」については、日本語の程度を問わずほぼ同じであった。「日本人の友だち・知り合い」については、「話せる」は 5 割だが「ほとんど話せない」では 3 割であった（図表 10）。警察、市役所についても「話せる」方が挙げていて、「話せる」方が相談先の選択肢が多いと言える。

図表 10 日本語程度別（2 区分）困った時の相談相手・機関（複数回答）



（出所）図表 3 と同じ

ふだんの日本人との交流については、「学校・職場での交流」74.4%、「日常的なあいさつ」45.2%、「日本人の友だち・家族との交流」36.7%であった。「日本人の友だち・家族との交流」については、「ほとんど話せない」では 14.3%と少なく、「話せる」と比べて 1/3 程度であった（図表 11）。日本語の程度によってふだんの日本人との交流や相談相手が変わる傾向がみられる。図表 11 日本語程度別（2 区分）ふだんの日本人との交流（複数回答）



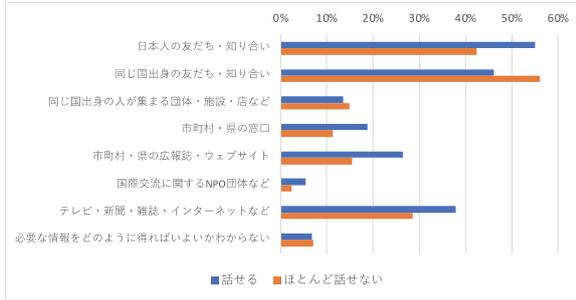
（出所）図表 3 と同じ

地域で暮らすために必要な情報の入手先としては、「日本人の友だち・知り合い」53.0%、「同じ国出身の友だち・知り合い」47.7%、「テレビ・新聞・雑誌・インターネット」36.4%、「同じ国出身の人が集まる団体・施設・店など」13.8%、「国際交流に関する NPO 団体など」4.9%であった。

「ほとんど話せない」では、情報の入手先について、「同じ国出身の友だち・知り合い」、「同じ国出身の人が集まる団体・施設・店など」が高い。「話せる」では、「市町村・県の窓口」、「市町村・県の広報誌・ウェブサイト」、「国際交流に関する NPO 団体など」、「テレビ・新聞・雑誌・インターネットなど」が高かった（図表 12）。「ほとんど話せない」については、日常生活に必要な情報の入手先の選択肢は限定的であった。

考察

図表 12 日本語程度別（2区分）地域で暮らすために必要な情報の入手先（複数回答）

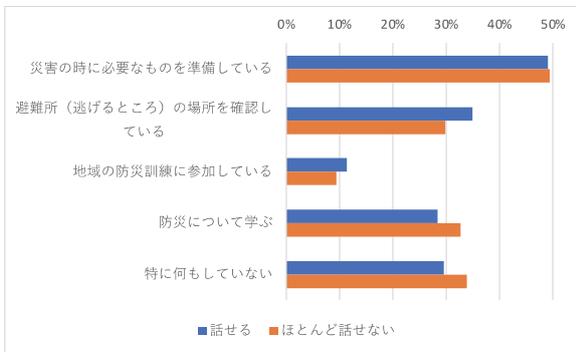


（出所）図表 3 と同じ

災害に対する備えとして、「災害のときに必要なものを準備している（水、食料、薬など）」49.0%、「避難所（逃げるところ）の場所を確認している」34.1%であった。その次は「特に何もしていない」30.2%であった。

日本語の程度別では、「災害のときに必要なものを準備している」がほぼ同じであるが、「特に何もしていない」は、「ほとんど話せない」が5ポイント高かった。

図表 12 日本語程度別（2区分）災害時の備え（複数回答）



（出所）図表 3 と同じ

4 定住意向

すでに日本に長期的に暮らしている永住者等の今後の定住意向については、77.5%が「日本に永住」と回答している。留学生については、「日本で就職する」、「日本で起業する」が半数を占め、そのうちの約6割は、就業先として新潟を挙げていた。技能実習については、「特定技能に移行する（したい）」が30.4%であった。現在、新潟で暮らす在日外国人の一定数は、新潟での生活、労働の継続を考えている。

1 言葉と生活不安

言葉の不安、医療機関、公的機関の利用不安が大きかった。沼尾（2023）は¹³⁾、「外国人住民に多言語対応した医療機関の情報が十分にできていない」と指摘している。通訳ボランティアのあり方、配置など、医療機関で組織的に日本語の話せない人への対応は、特に在日外国人の非集住地域において課題である。新潟においても通訳ボランティアが活用される場面はあるものの、しくみとして、医療の機会が保障されているとは言えない状況である。自由記述には¹⁴⁾、「病院を受診したときに、医師が説明する内容が分からなかった。自分の症状をどう伝えるかは事前にインターネットで調べたり、翻訳したり準備していった。体調が悪くただでさえ不安なのに、言葉が伝わらないとさらに不安（留学、20代）」、「昔は、日本語があまり話せないため、病院にあまり行かなかった。歯医者では痛い部分を指せばわかるが、内科の場合は質問に答えるのが難しかった（例えば、痛みの程度）（留学、20代）」。医療においては、特に本人が日本語をある程度話せても医療の専門用語を理解することの難しさ、診察で聞かれたことに適切に答えられるかどうかを挙げられている。状況を正確に伝えることの難しさはより大きい¹⁵⁾。あわせて、専門的な部分は、日常的な会話だけでは難しい。語学力の高い友人、知人の同伴によって改善される面は当然でてくる。もう一方で、個人的な症状等について、知人を通して、伝えたいかどうかということも課題として挙げられる。

また、言葉への不安に次いで大きいのが「お金」であったことから、言葉の不安に加えて、お金の不安から、受診を控えている可能性が大いにある。

このような医療制度へ不安は、介護保険サービスの利用によっても課題となる。李（2022）は、在日外国人の介護保険サービス利用について、「意思疎通の困難さ、生活習慣・価値観の相違、経済的問題、介護保険制度の理解不足、母国語および母国文化への回帰による環境不適應に加えて、最期を迎える際の葬送儀礼や先祖祭

祀等の問題が複合的に顕在化・深刻化していること」を挙げている¹⁶⁾。現時点では、65歳以上の割合は、新潟県内全体では4.9%と高くないが、国籍ごとの割合でみれば、朝鮮籍の方の56%、韓国籍の方の34%は65歳以上である。こうしたなかで、新潟市東区社会福祉協議会では、ケアマネジャーの気づきから中国語の介護保険のガイドブックを作成し周知を図り、この資料を新潟県国際交流協会のHPにもリンクをはり、啓発を進めている¹⁷⁾。

医療や福祉などの課題に直面し、医療・福祉の専門職につながることによって、世帯の背景がわかる、世帯の支援につながることで、顕在化の一步となりうる。

2 相談相手・情報共有

日本語の程度によって、相談相手、必要な情報の入手先に違いがあった。「ほとんど話せない」では、「話せる」と比較すると「日本人の友だち・知り合い」が低く、「同じ国出身の友だち・知り合い」が高くなっていった。日本人とのつながりや情報源に違いがあった。それでも同じ国のコミュニティなど、そこでの情報が共有されていた。その結果、先述の通り、コロナ禍によって生活状況が厳しくなったときにロコミから社会福祉協議会の窓口につながる事例も確認された。特定の国籍の相談が増えていた。住民にとって専門機関とのつながりは日常生活を送る上で重要であり、相談の選択肢が増えることは安心につながる。その一方で、1つのコミュニティだけでは情報源が限定されてしまい、様々な情報から判断することができない場合もできてしまう。

また、稲葉（2024）は、家父長制が構造化されている同胞コミュニティにおいては、関係が良好な間は、課されたジェンダー役割を果たすことで、生活が保障されることがあるが、関係の悪化によって支援につながらないこともあることを指摘している¹⁸⁾。

3 地域とのかかわりについて

災害が起こった際の避難のしかたについては、限られた情報源だけでは全体像の把握が難しいことも予想できる。緊急時への対応に向け

てふだんからの、地域とのかかわりは、情報共有の視点でも非常に重要である。身近な地域での関わり、必要な情報の入手元、孤立させない取り組みである。これは外国人だからということではなく、地域において社会的孤立をさせない地域づくりを意識していくことである。つながりが希薄なため、行政や支援団体の支援活動が行き届きにくい。そのなかで、防災に関する情報提供の必要性は大きく意識されており、情報がないことへの不安が挙げられていた。その一方で、災害に対する備えについて「特に何もしていない」という回答は30.2%あった。しかし、これは、外国人に限ったことではなく、日本人についても、新潟県のデータでは災害や危機に対して、自ら対策を講じていることについては、「ほとんど講じていない」が4割であったことが示されている¹⁹⁾。在日外国人が特別、防災への意識が低いわけではなく、日本人についても、災害に対する備えを進めていく必要がある。つながりづくりが、国籍に関係なく、同じ地域の一員として、ふだんからの地域交流、迅速丁寧な情報提供、誰でも避難訓練に参加したくなる工夫などが求められている。孤立、課題の潜在化を食い止め、地域でのつながりを確保していくことが求められている。

また、定住意向が高い方が一定数いた。こうした在日外国人の希望を継続できるように、語学をはじめとした生活環境の整備が有効である。それは地域の担い手の確保にもつながりうる。「知り合った日本人は皆優しく、日常生活にも慣れてきたし、楽しくなりました。気候変動は激しくて、風も強くてちょっと大変ですが、新潟は風景もきれいで、落ち着いた雰囲気に住みやすいと思います」「新潟は住みやすい都市です。交通も便利、混んでない（留学、20代）」があった。その一方で、「外国人として東京や大阪の方が就職しやすいと考えたから（留学、20代）」「行きたい会社がない（新潟にない）（留学、30代）」「新潟の給料が低いので、ここで就職したい希望がない（留学、20代）」といった記述もあり、新潟として外国人から選ばれる雇用の確保、賃金を含めた待遇についての検討は不可欠である。

結語

回答者の84.9%は、日本語が話せる。それでも専門的な用語については、理解ができないという声が多く、言葉への不安は高かった。日本語が話せても通じるかどうかの不安があり、さらには専門用語を必要とする医療の場面ではそれが顕著であった。なお、新潟県国際交流協会では、8言語の通訳による相談を受け付けている。あわせてそれ以外の言語についてもタブレット対応を行っている。社会福祉協議会では、「やさしい日本語」の学習会をはじめ、それをきっかけとしたつながりづくりを進めている。

県内の在日外国人については、コロナ禍でいったん減少したものの、それ以降、留学生、技能実習、特定技能について増加傾向にある。特に、EPA協定の3ヶ国の増加率は高く、労働者としての流入が顕著である。人口動向の変化にあわせて、介護現場での担い手を含めて、労働者として期待も大きい。生活不安の改善は住みやすさにつながる。さらに積極的な受け入れを進めていくためには、待遇の改善、安定的な雇用、大学等での専門の学びを活かせる場の確保、労働者を大切にする教育・研修の充実である。

その一方で、永住者、定住者については、高齢化が進んでいる。調査では、永住者等に対して、「自分もしくは家族の葬儀、お墓について」尋ねた。その回答の半数は、「考えてない」「わからない」「考えたくない」であった。身寄り問題は、日本において大きな課題である²⁰⁾。特に、地域との関係、人とのつながりが希薄な人にとっては、大きな課題となる。直面するであろう課題について、直視できていない状況があり、より不安として高まる可能性はある。地域のなかで、一緒に考えるしくみづくりが求められている。

今回の調査は、国際交流協会、社会福祉協議会、県、大学など多機関が連携して実施につながった。それぞれがかかわる課題を共有して、地域で暮らす外国にルーツのある方の生活を意識した。今後は、地域におけるしくみづくりに向けた取り組み、その評価検証、あわせて、在日外国人の生活実態について実証的な検討をしたい。

謝辞

本稿の執筆にあたって、多文化共生推進調査プロジェクトメンバーの事業創造大学院大学教授杉本等先生、新潟県立大学国際地域学部教授権寧俊先生、(公財)新潟県国際交流協会主任福永綾氏、新潟市中央区社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカー鹿柴綾子氏、新潟市中央区社会福祉協議会中央区支え合いのしくみづくり推進員渡邊碧氏に感謝申し上げます。

文献

- 1) 「在留外国人」は、法務省入国管理局の定義で、「出入国管理及び難民認定法」上の在留資格をもって、3ヶ月以上日本に在留する外国人「中長期在留者及び特別永住者」を指す。本稿では、「日本に在住するすべての外国人」として、「在日外国人」とする。李節子編著. 在日外国人の健康支援と医療通訳. 東京：杏林書院. 2018
- 2) 新潟県. 新潟県総合計画 (令和4年4月). <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/seisaku/1356915122382.html> (参照 2024年10月31日)
- 3) 新潟市. 新潟市総合計画 2030. <https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/seisaku/sogo/sogokeikaku2030/index.html> (参照 2024年10月31日)
- 4) 長岡市. 「地域広場」多文化共生ビジョン. <https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate13/chikyuhiroba/vision.html> (参照 2024年10月31日)
- 5) 新潟市社会福祉協議会. CSW ネットワーク会議 (新潟市東区) 外国にルーツを持つ方の福祉支援課題を考える. https://www.youtube.com/playlist?app=desktop&list=PLs8N4KerleopAkJQDbsgRna9cx09_TWE (参照 2024年10月31日)
- 6) 佐賀県. 佐賀県における多文化共生に関する調査報告書. <https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00349959/index.html> (参照 2024年10月31日)
- 7) 群馬県. 外国人留学生・技能実習生実態調査結果. <https://www.pref.gunma.jp/site/gaikokujinzai/3>

- 879.html (参照 2024年10月31日)
- 8) 高坂晶子. 外国人留学生の地域への定着に向けて. *JRI レビュー* 2015;29(10):47-74.
 - 9) 二階堂裕子. 「非集住地域」における日本語学習支援活動を通じた外国人住民の支援と包摂. 徳田剛、二階堂裕子、魁生由美子. 外国人住民の「非集住地域」の地域特性と生活課題. 愛媛: 創風社出版、2015; 81-102.
 - 10) 李錦純. 日本で暮らす外国人高齢者の介護ニーズへの対応. *社会福祉研究* 2022; 145: 10-18.
 - 11) 新潟県・(財)新潟県国際交流協会. 新潟県在住外国人生活アンケート調査 調査結果のお知らせ<概要版> 2004.
 - 12) (公財)新潟県国際交流協会. 新潟県在住の外国にルーツのある方の生活と意識に関する調査結果. <https://www.niigata-ia.or.jp/topics/4885> (参照 2024年10月31日)
 - 13) なお、「医療に関する外国人対応可能な相談員の有無」の「有」の割合は15%、「外国語対応可能な医療機関のリスト、周知方法の有無」の「有」の割合は20%。倉地真太郎、沼尾波子. 外国人住民の増加と行政ニーズの多様化. 沼尾波子他編著. 多文化共生社会を支える自治体. 東京: 旬報社、2023; 25-84.
 - 14) 注12)と同じ
 - 15) 関(2023)は、「在住外国人については定住化/永住化の傾向も強まっており、それとともに日常の日本語会話に困ることがない相談者も相当数存在する。それでもなお、日本語の場合には往々にして、会話は流ちょうであっても読み書きは不得手とする外国人は多い」と指摘している。関聡介. 在住外国人と外国人相談体制の動向. 沼尾波子他編著. 多文化共生社会を支える自治体. 東京: 旬報社、2023; 85-125.
 - 16) 注10)と同じ
 - 17) 新潟県国際交流協会. 外国人向けの介護保険制度説明リーフレットについて. <https://www.niigata-ia.or.jp/topics/7551/> (参照 2024年10月31日)
 - 18) 稲葉奈々子. ジェンダー視点からみた外国人と貧困. *貧困研究* 2024; 32: 70-79.
 - 19) 新潟県. 平成25年度 新潟県「夢おこし」政策プラン推進のための県民意識調査. <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/seisaku/1356775309792.html> (参照 2024年10月31日)
 - 20) 小澤薫、中村健、須貝秀昭. 身寄りのない方に対する地域包括支援センターの取り組みと課題. *人間生活学研究* 2023; 14: 11-19

ABSTRACT

The actual living conditions and local welfare issues of foreigners living in Niigata Prefecture: From the results of an internet survey

Kaoru Ozawa^{1*}

¹ Department of Child Studies, Faculty of Human Life Studies, University of Niigata Prefecture

* Correspondence, ozawak@unii.ac.jp

This study sought to understand the current situation of foreigners living in Niigata Prefecture by analyzing and comparing the problems they confront in their daily lives, and the people and institutions they can consult with, from the perspective of their residency status and Japanese language proficiency. The difficulties they feel in

using the Japanese language differ based on their Japanese language proficiency: those who “can speak Japanese” chose “writing” and those who “can barely speak Japanese” chose “speaking” and “listening.” Moreover, those who “can barely speak Japanese” had a lot of anxiety about the language, especially when using medical and public institutions. Similarly, their relationships with people are limited to natives of and acquaintances from their home country. Hence, although they seek many information sources to be able to live their daily lives, including information about disaster prevention, these sources are limited, and the information tends to be biased. Their anxiety when using medical institutions is similar to that when using nursing care services. The latent situation of foreigners having issues in their daily lives in the community should be brought to light, and there is a need to create a mechanism that connects them to institutions. It is not limited to foreigners who have weak connections with the local community; raising awareness of multicultural coexistence can become an opportunity for local residents to establish face-to-face relationships.

Key Words: Community Welfare, Difficulty, Consultation Destination, Multicultural Society, Foreigner in Japan

サインズ・オブ・セーフティ・アプローチの 組織的導入に関する調査研究

阿部信行^{1*}

新潟県の福祉行政職員の児童虐待対応ソーシャルワークとサインズ・オブ・セーフティ・アプローチの認識等を明らかにし、児童福祉司育成のあり方を検討するための資料とすることを目的として本研究を実施した。新潟県の全福祉行政職員 321 人に対して質問票調査を依頼し、185 人から回答を得た（回答率 57.6%）。結果、回答者全体の 95%以上が児童虐待ソーシャルワークについて、極めて困難な仕事、極めてストレスが高い仕事と答え、自分の専門的技術について自信を持って後輩に伝えられる職員は 10%程度であった。児童福祉司経験者の約 60%がサインズ・オブ・セーフティ・アプローチを知っており、そのうち約 90%が児童虐待対応に有用な手法と考えていることがわかった。

キーワード： 児童虐待、ソーシャルワーク、サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ

はじめに

近年、増加する児童虐待に対応するため、新潟県では児童福祉司の大幅な増員が図られ、令和 4 年度からは専任のスーパーバイザーを配置する等、全国と同様に児童相談所（以下、「児相」）の体制の強化が行われているが、育成が必要な職員が増えることによって担当するスーパーバイザーの負担の増加とスーパービジョンの方法や技術が新たな課題になっている。

また、生まれた時からインターネットに接し、タイムパフォーマンス重視が当然になっているデジタルネイティブと言われるスーパーバイザー世代と、「先輩の背中を見て学べ」と、たとえ時間がかかったとしても自ら学び取ることを求められてきたスーパーバイザー世代の育成の概念に世代間ギャップもある。

これまで新潟県では、児童福祉司の育成に関しては優れた経験者による経験則でのアドバイスに頼り、体系的手法が確立されてこなかったが、育成の概念に世代間ギャップがある中、増加する若手の児童福祉司を確実に育成するためには、スーパーバイザーの経験値に関わらず一

定水準のスーパービジョンを連続して行うことができる体系的な育成手法を導入することが必要であろう。そのような児童福祉司育成の手法の 1 つとして国内の多くの児相が取り入れているのが「サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ（以下、「SofS」）」である。

SofS は 1990 年代、オーストラリアにおいてアンドリュ・タネルとスティーブ・エドワーズ並びに西オーストラリア州児相現場の人々によって共同開発され¹⁾、以後、世界的に広がりを見せている児童虐待対応の相談援助ソーシャルワーク（以下「児童虐待 SW」という。）の考え方である。当事者である保護者と子どもやその環境にある強みを活用するストレングス志向に根差した児童虐待 SW²⁾である。

国内では、平成 25 年度に全国の児相の 26.0%が SofS を導入³⁾していたが、平成 29 年度には 50.6%に増加⁴⁾している。さらに、令和 5 年 11 月 17 日開催の関東甲信越児相相談所長会議（1 都 9 県 7 政令市 8 特別区で構成）で新潟県が照会したところ、SofS を導入している自治体は 44%（組織的導入 9、部分的導入 2）、SofS 研修を実施している自治体は 60%（組織的実施 14、

¹ 新潟県中央福祉相談センター

* 責任著者 連絡先：niigatakenfukushi23@gmail.com

利益相反：なし

部分的実施 1) という結果であり、平成 28 年児童福祉法改正により令和 2 年度以降に児相が設置されたばかりの特別区を除くと、SofS を導入している自治体は 53% (組織的導入 7、部分的導入 2)、SofS 研修を実施している自治体は 71% (組織的実施 11、部分的実施 1) となり、SofS を全く取り入れていない自治体の方が少ないという状況である。

そこで、新潟県の児童福祉司を体系的に育成する最初の手法として、SofS を組織的に導入することができないか、また、SofS に限らず新しい手法の導入について新潟県の福祉行政職員がどのように考えているのかを明らかにするため調査を行うこととした。

方法

質問票調査を実施した。

1 対象

質問票調査対象者は、新潟県の正規の福祉行政職員 (心理含む) 及び再任用職員の計 321 人全員とした。福祉行政職員全員を対象としたのは、現在、児相に勤務していない職員の中にも児相勤務経験のある職員が含まれることや児相勤務経験のない職員でも児童虐待 SW や SofS に対する意見を持っている職員が含まれている可能性があるためである。

2 調査方法及び調査時期

質問票調査は Google フォームにより 2023 年 10 月 6 日から 10 月 27 日に実施した。

3 調査内容及び倫理面への配慮

質問票調査内容は、児相勤務未経験の職員も児童虐待 SW に対するイメージや意見を答えられるように以下のとおりとした。

- (1) 回答者の属性
- (2) 児童虐待 SW に関する認識 (児相未経験者はイメージ)
- (3) SofS の認知度・経験・関心
- (4) SofS の有用性
- (5) 自由記述 (SofS の有用性と児童福祉司育成についての意見)

調査実施にあたっては事前に「新潟県福祉職員協議会」の承認を受け、質問票には調査の趣旨、個人が特定できない調査であることの説明を記して回答の協力を依頼した。なお、本論文

は「新潟県福祉職員協議会」のホームページに調査結果を発表した内容に考察を加えたものである。

4 分析方法

得られた量的データのうち、回答率についてはフリーソフト「js-STAR」を用いて年齢別にカイ二乗検定を行った。児童虐待 SW に関する認識を尋ねる 11 個の質問と SofS の関心を尋ねる 3 個の質問については 5 件法 (1.あてはまらない-5.あてはまる) で回答を求め、年代に分けて各群の回答に差があるか Microsoft 社 Excel を用いて t 検定で確認した。有意水準はいずれの検定でも 0.05 とした。

自由記述については、全て書き出した後、内容が重なるものに共通する概念を抽出し、それらを分類して分析した。

結果

1 回答者の属性

回答者は全体で 185 人であった。全体を経験別に分けると児相勤務経験者 (児童心理司、児童指導員等が含まれる) は 121 人、児童福祉司経験者は 91 人であった。

回答者の年齢を経験別に示したのが図 1 である。29 歳以下の回答者は、全体が 21.6%、児相勤務経験者は 6.6%、児童福祉司経験者 4.4% となり、29 歳以下の回答者に児相及び児童福祉司未経験者が多かった。

回答者の性別を経験別にすると、男性の割合は回答者全体が 32.4% であるのに対して、児相勤務経験者は 37.2%、児童福祉司経験者が 44.0% となり、児相勤務経験者や児童福祉司経験者には男性の割合が高かった (図 2)。

回答者の児相または児童福祉司の経験年数については、児相勤務未経験が 35% (64 人)、児童福祉司未経験が 51% (94 人) であり、児相勤務年数 3 年以下は 65% (120 人)、児童福祉司経験年数 3 年以下は 81% (149 人) であった。児相勤務経験の浅い職員が多く、さらに児童福祉司経験者の 8 割以上が 3 年以下の経験という結果であった (図 3)。

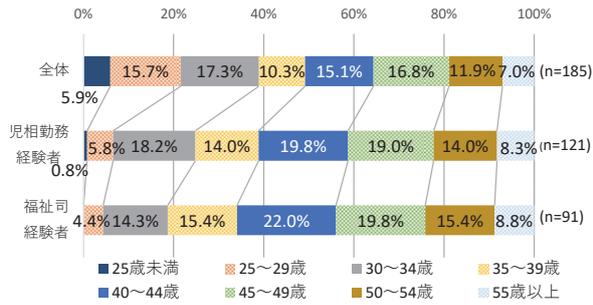


図1 回答者の年齢

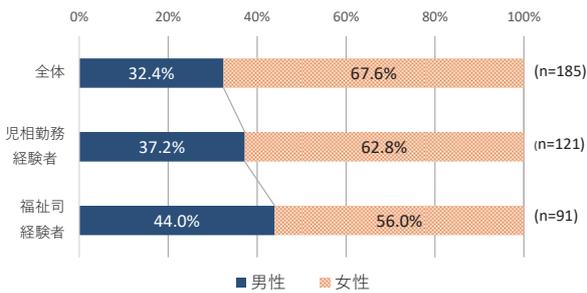


図2 回答者の性別

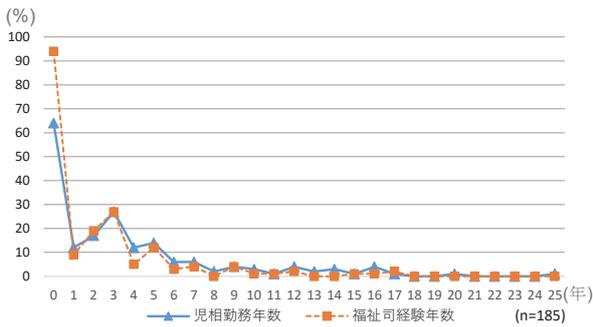


図3 回答者の児相勤務年数・福祉司経験年数

2 年齢別回答率

全体の回答率は57.6%であった。回答率を年齢で分けてカイ二乗検定で分析した結果を表1に示した。40~44歳の回答率が93.3%と有意に高く、55歳以上の回答率が38.2%と有意に低い結果であった。

表1 年齢別回答率

	回答者数	未回答者数	回答率	χ^2 検定
25歳未満 n=17	11	6	64.7%	n.s
25~29歳 n=53	29	24	54.7%	n.s
30~34歳 n=60	32	28	53.3%	n.s
35~39歳 n=33	19	14	57.6%	n.s
40~44歳 n=30	28	2	93.3%	**
45~49歳 n=45	31	14	68.9%	+
50~54歳 n=49	22	27	44.9%	+
55歳以上 n=34	13	21	38.2%	*
全体 n=321	185	136	57.6%	-

+p<.10 *p<.05 **p<.01

3 児童虐待SWに関する認識(児相未経験者はイメージ)

(1) 児童虐待SWのやりがい、困難さ、ストレスの高さについて

経験に関わらず、80%程度が児童虐待SWのやりがいのある仕事である(「あてはまる」と「ややあてはまる」の合計)と回答した(図4)。一方で、経験に関わらず95%以上が極めて困難な仕事であり(「あてはまる」と「ややあてはまる」の合計)、極めてストレスの高い仕事である(「あてはまる」と「ややあてはまる」の合計)と回答した(図5、図6)。年代によって児童虐待SWに関する認識に差があるかを検討するためにt検定を行った(図7)。その結果、「極めて困難な仕事である」について、40代よりも20代が有意に高かった

($t(97)=1.69, p=0.047$)。

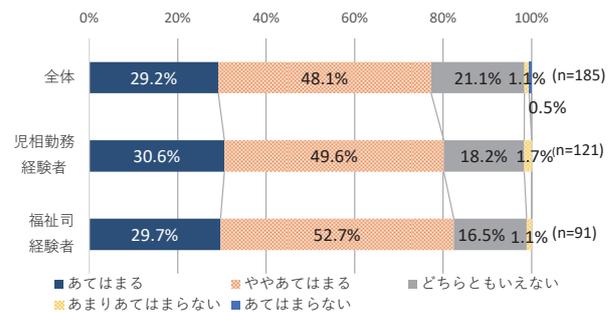


図4 児童虐待SWはやりがいのある仕事である

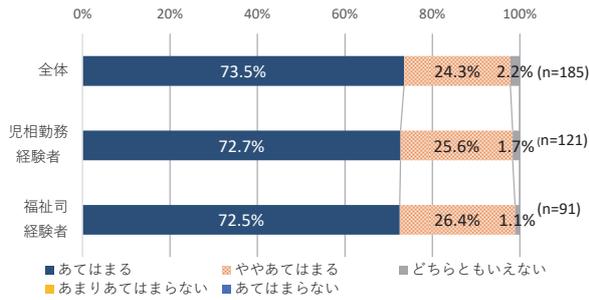


図5 児童虐待SWは極めて困難な仕事である

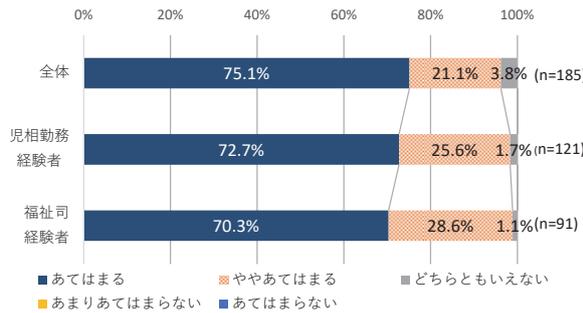


図6 児童虐待SWは極めてストレスの高い仕事である

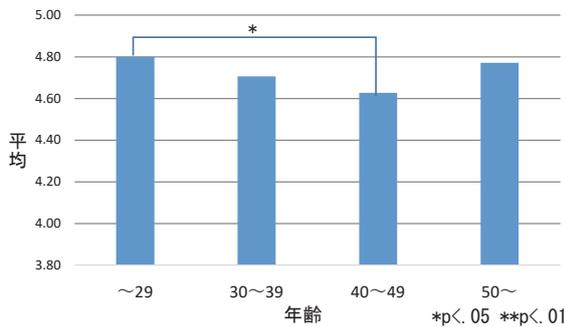


図7 児童虐待SWは極めて困難な仕事である

(2) 児童虐待 SW に対する考え方

児童虐待 SW は保護者にやるべきことを示して、それを約束させることが重要である（「あてはまる」と「ややあてはまる」の合計）と答えたのは、経験に関わらず 36%程度であった（図 8）。

虐待ケースの保護者が自らの力で主体的に虐待再発防止に取り組むことは困難である（「あてはまる」と「ややあてはまる」の合計）と答えたのは、経験に関わらず 35%程度であった（図 9）。年代によって児童虐待 SW に関する認識に差があるかを検討するために t 検定を行った（図 10）。その結果、「児童虐待 SW は保護者にやるべきことを示して、それを約束させるこ

とが重要である」について、40 代よりも 20 代が有意に高かった ($t(97) = 1.825, p = 0.036$)。

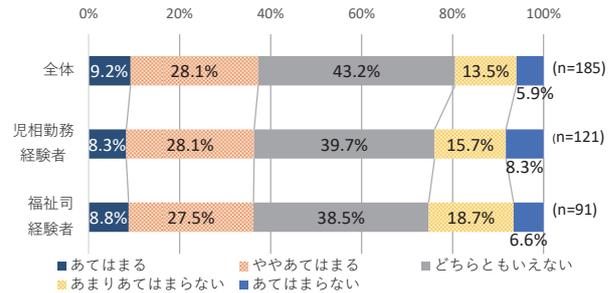


図8 児童虐待SWは保護者にやるべきことを示して、それを約束させることが重要である

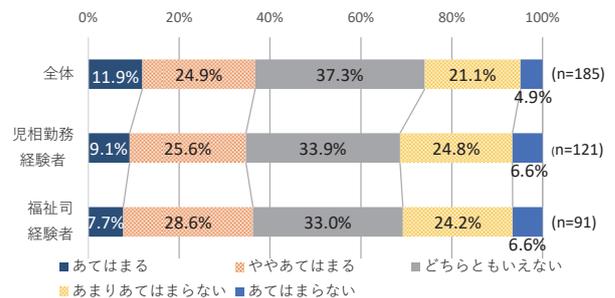


図9 虐待ケースの保護者が自らの力で主体的に虐待防止に取り組むことは困難である

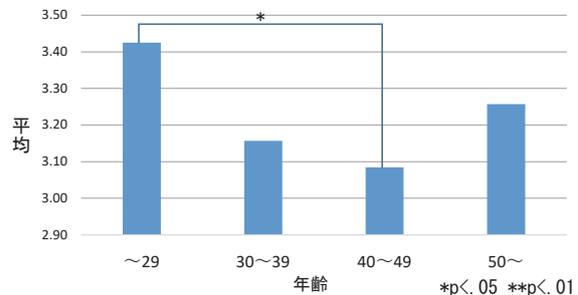


図10 児童虐待SWは保護者にやるべきことを示して、それを約束させることが重要である

保護者面接等の詳細なマニュアルが必要である（「あてはまる」と「ややあてはまる」の合計）と答えたのは、全体が 64.3%、児相勤務経験者が 54.5%、児童福祉司経験者が 50.5%であり、全体よりも児相勤務経験者が、児相勤務経験者よりも児童福祉司経験者の方がマニュアルが必要と考える人が少なくなる結果であった（図 11）。年代によって児童虐待 SW に関する認識に差があるかを検討するために t 検定を行った（図 12）。その結果、「保護者面接等の詳細なマニュアルが必要である」について、20 代よりも 40 代が有意に低く ($t(97) = 3.318, p = 0.001$ 、

20代よりも50代が有意に低かった
 (t(73)=2.526,p=0.007)。また、30代よりも40代が有意に低かった (t(108)=2.029,p=0.022)。

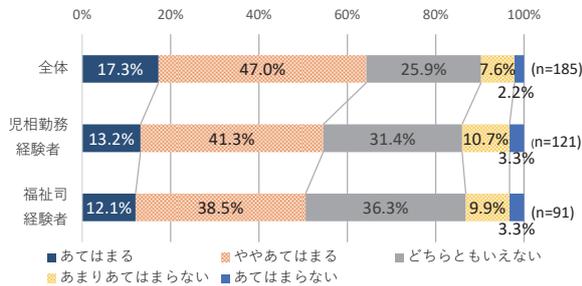


図11 児童虐待SWには保護者面接等の詳細なマニュアルが必要である

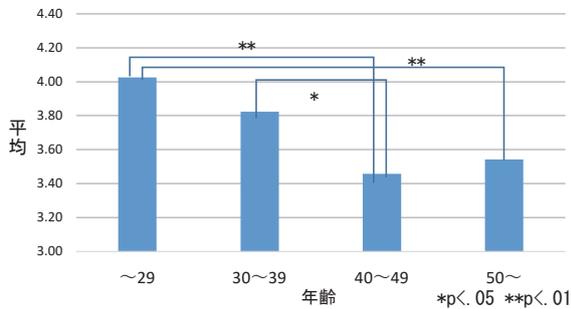


図12 児童虐待SWには保護者面接等の詳細なマニュアルが必要である

児童虐待 SW は前例に捉われない多様な手法を積極的に取り入れる必要がある(「あてはまる」と「ややあてはまる」の合計)と答えたのは、経験に関わらず70%以上であった(図13)。

体系的な育成プログラムがなければ児童福祉司の育成は困難である(「あてはまる」と「ややあてはまる」の合計)と答えたのは、経験に関わらず70%以上であった(図14)。

自分の専門的技術について自信を持って後輩に伝えられる(「あてはまる」と「ややあてはまる」の合計)と答えたのは、経験に関わらず12%以下であり、自分の専門的技術について自信を持って後輩に伝えられない(「あまりあてはまらない」と「あてはまらない」の合計)と答えたのは、経験に関わらず67%程度であった(図15)。年代によって児童虐待 SW に関する認識に差があるかを検討するために t 検定を行った(図16、図17)。その結果、「児童虐待 SW は前例に捉われない多様な手法を積極的に取り入れる必要がある」については、どの年代にも有意差がなかった。「自分の専門的技術について

自信を持って後輩に伝えられる」については、40代よりも20代が有意に低く

(t(97)=-2.614,p=0.005)、50代よりも20代が有意に低かった (t(73)=-2.314,p=0.012)。また、40代よりも30代が有意に低く

(t(108)=-2.626,p=0.005)、50代よりも30代が有意に低かった (t(84)=-2.335,p=0.011)。

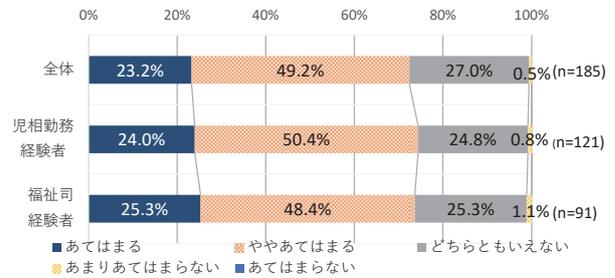


図13 児童虐待SWは前例に捉われない多様な手法を積極的に取り入れる必要がある

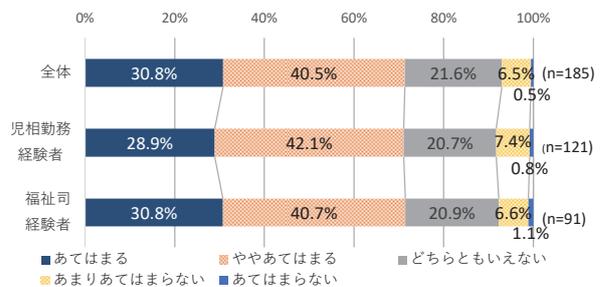


図14 体系的な育成プログラムがなければ児童福祉司の育成は困難である

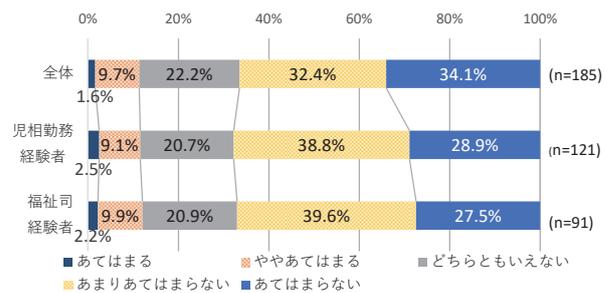


図15 自分の専門的技術について自信を持って後輩に伝えられる

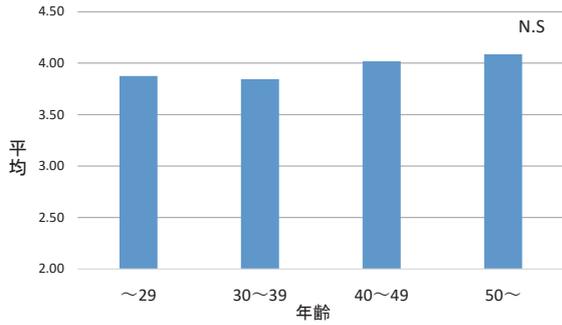


図16 児童虐待SWは前例にとられない多様な手法を積極的に取り入れる必要がある

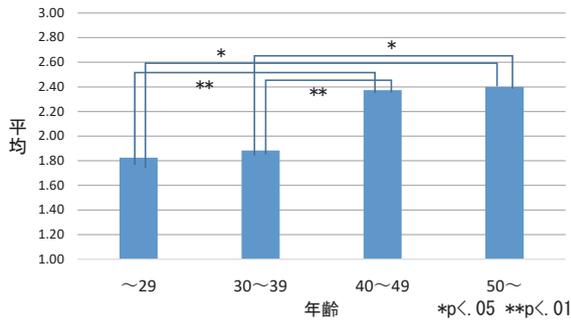


図17 自分の専門的技術について自信を持って後輩に伝えられる

(3) 現在の新潟県のスーパービジョンの体制・研修

現在の新潟県のスーパービジョンの体制は十分である(「あてはまる」と「ややあてはまる」の合計)と答えたのは、経験に関わらず8%以下であり、現在の県のスーパービジョンの体制は十分でない(「あまりあてはまらない」と「あてはまらない」の合計)と答えたのは、経験に関わらず60%程度であった(図18)。

現在の県主催の研修内容に満足している(「あてはまる」と「ややあてはまる」の合計)と答えたのは、経験に関わらず12%程度であり、現在の県主催の研修内容に満足していない(「あまりあてはまらない」と「あてはまらない」の合計)と答えたのは、経験に関わらず40%程度であった(図19)。

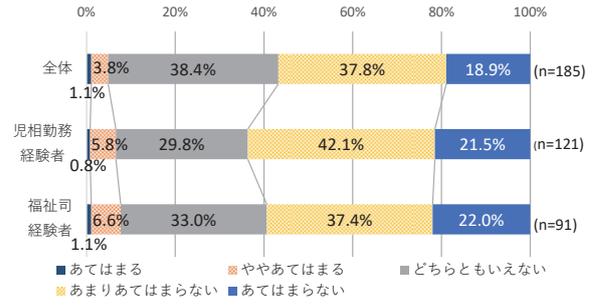


図18 現在の県のスーパービジョンの体制は十分である

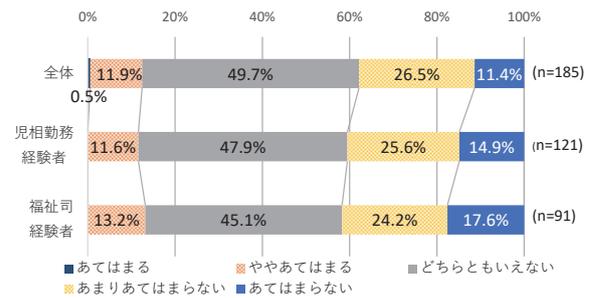


図19 現在の県主催の研修内容に満足している

4 SofSの認知度・経験・関心等

(1) SofSの認知度

回答者の認知度を経験別にすると、回答者全体の38.9%がSofSを知っていると答えたのに対して、児相勤務経験者は56.2%、児童福祉司経験者が59.3%となり、児相勤務経験者の方が認知度が高かったが、児童福祉司経験者の40.7%がSofSを知らないと回答した(図20)。

SofSを知ったきっかけは、「職場の先輩等から聞いた(所内勉強会を含む)」が経験に関わらず45%程度で最多で、次いで、「所外研修等で聞いた」が経験に関わらず28%程度、「県内児童相談所等主催の研修(所内勉強会を除く)で聞いた」が経験に関わらず21%程度という結果であった(図21)。

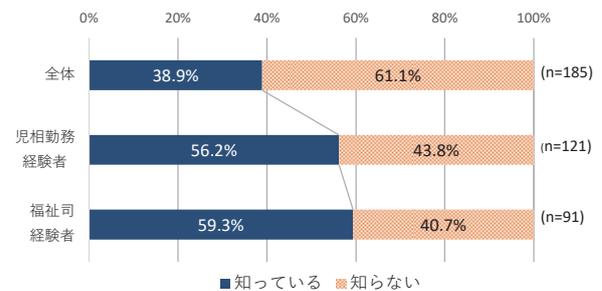


図20 SofSを知っている

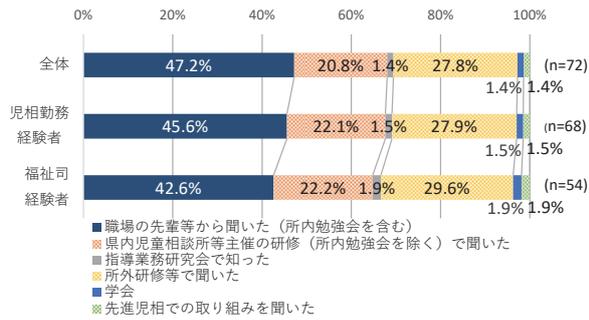


図21 SofSを知ったきっかけ

(2) SofS の経験・関心等

SofS に特化した研修を受講したことがあると答えたのが、全体と児相勤務経験者が 26%程度であるのに対して、児童福祉司経験者が 29.6%とやや多かった (図 22)。

SofS を実践したことがあると答えたのが、全体と児相勤務経験者が 30%程度であるのに対して、児童福祉司経験者が 37.0%と多かった (図 23)。

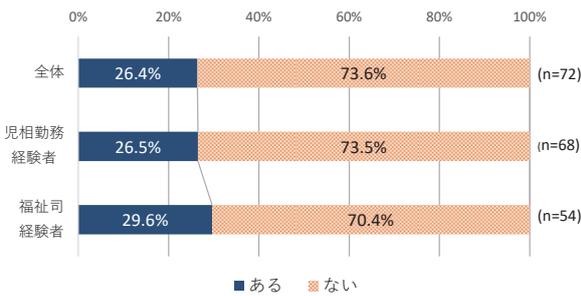


図22 SofSに特化した研修を受講したことがある

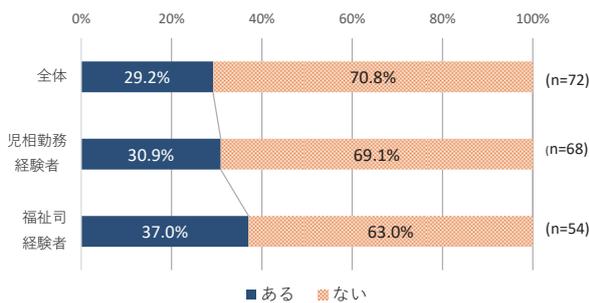


図23 SofSを実践したことがある

先輩等から SofS のスーパービジョンを受けたことがあると答えたのが、経験に関わらず 15%程度であり (図 24)、後輩等に対して SofS のスーパーバイズをしたことがあると答えたのが、経験に関わらず 3%程度であった (図 25)。

SofS に特化したソーシャルワーク研修を受講したい (「あてはまる」と「ややあてはまる」

の合計) と答えたのが、経験に関わらず 78%以上であり (図 26)、先輩等から SofS のスーパービジョンを受けたい (「あてはまる」と「ややあてはまる」の合計) と答えたのが、経験に関わらず 65%以上であった (図 27)。年代によって SofS の経験・関心等に差があるかを検討するために t 検定を行った (図 28、図 29)。その結果、「SofS に特化したソーシャルワーク研修を受講したい」については、どの年代にも有意差はなかった。「先輩等から SofS のスーパービジョンを受けたい」については、30代よりも50代が有意に低かった ($t(33)=2.27, p=0.015$)。

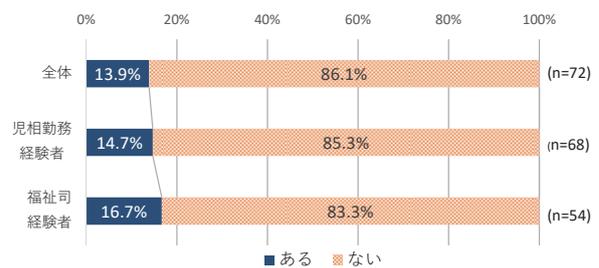


図24 先輩等からSofSのスーパービジョンを受けたことがある

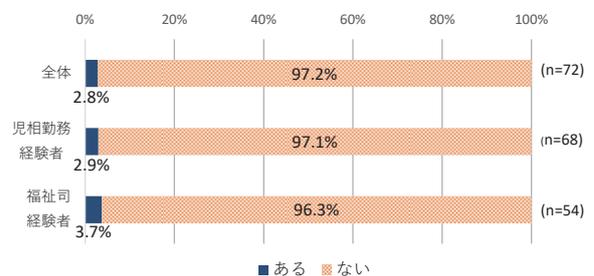


図25 後輩等に対してSofSのスーパーバイズをしたことがある

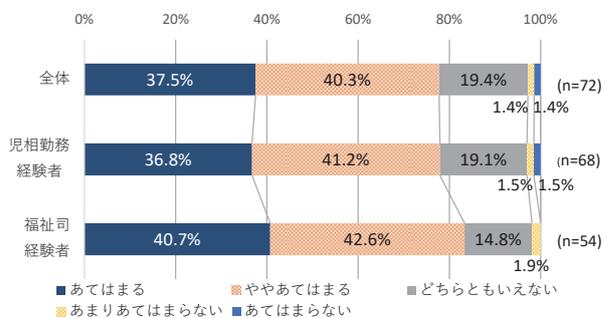


図26 SofSに特化したソーシャルワーク研修を受講したい

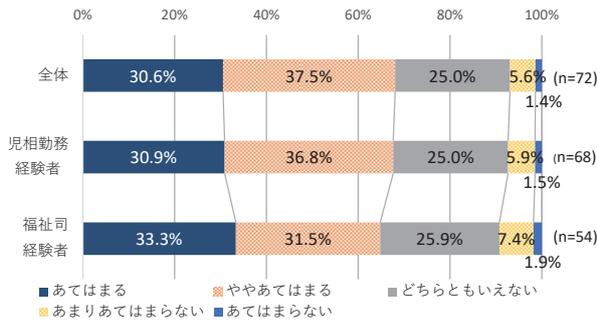


図27 先輩等からSofSのスーパービジョンを受けたい

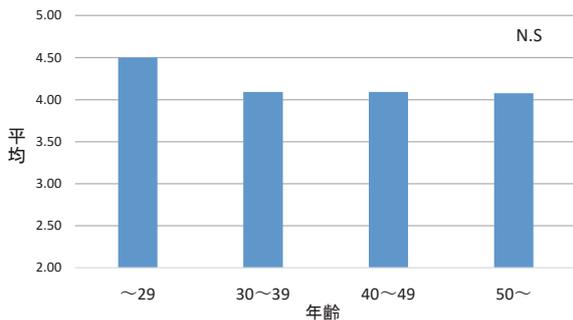


図28 SofSに特化したソーシャルワーク研修を受講したい

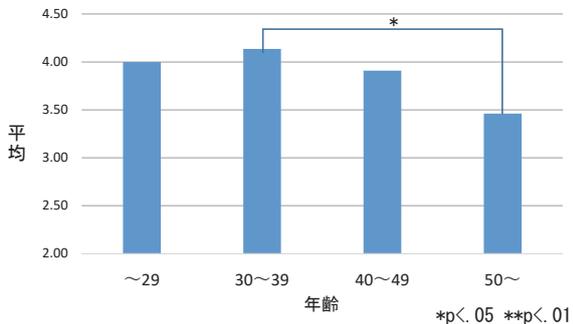


図29 先輩等からSofSのスーパービジョンを受けたい

5 SofSの有用性

経験に関わらず、90%が SofS を「有用である（「あてはまる」と「ややあてはまる」の合計）」と回答した。「有用でない（「あまりあてはまらない」と「あてはまらない」の合計）」と回答した職員はいなかった（図30）。

「SofS が児童虐待対応において有用であると思う理由」について自由記述を求めたところ、24人（1人につき複数のキーワードあり）から回答を得られた。記述内容を年齢ごとに5つのキーワード（「保護者との協働が可能」「保護者（家族）主体」「学びやすい・取り入れやすい」

「援助の根拠となる」「援助の選択肢の1つ」に分類し、図31に示した。

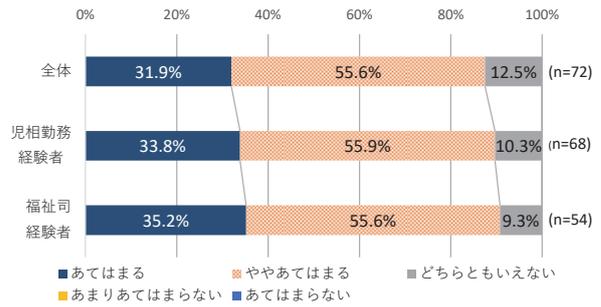


図30 SofSは児童虐待対応において有用である

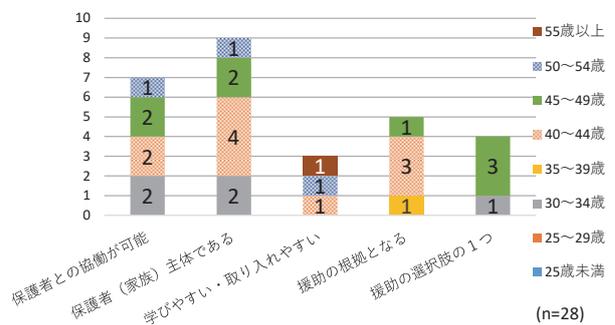


図31 SofSが有用だと思う理由

(1) SofS が「有用だと思う」理由

SofS が有用だと思う理由について一部抜粋したものが表2である。

表2 SofSが有用である理由

ア	自分に対応を選択する際の根拠になるため、経験不足でも迷いが減る。そのため、根拠を持って保護者等へ説明できる。
イ	人材育成やOJTには、上司や同僚と共有しやすい考え方のフレーム、プラットフォームが必須だと思う。SofSの考え方やマッピングは比較的理解しやすく、導入しやすいように感じる。
ウ	保護者と協働する姿勢で臨むため、早い段階で保護者に見通しを示し、その上で子どもの安全を図る仕組みを保護者自身に考えてもらう前向きなアプローチなので、無用な争いは起きません。
エ	指導的な関わりをしていた時よりも、保護者が主体的に養育について考え、児相との関わり方にも変化が見られたため。
オ	児童虐待対応について、人材育成する際にも有用と考えられる。育成する側もされる側もSofSの考え方を軸とすることで、対応を考える際の根拠を共有でき、説得力が増し、納得しやすくなる。それにより、一定のレベルまで全員が到達しやすくなる。
カ	経験の浅い職員にとって、SofSでもベアトレでも保護者対応のベースとなるものがあつた方がやりやすい。どんな方法でもいいが、単年で終わらず、毎年、新任者が学べる機会があると良い。

(2) SofS が有用であるかは「どちらともいえない」理由

SofS が有用であるかはどちらともいえない理由については表3のとおりである。

表3 SofSが有用であるかはどちらともいえない理由

ア	他県の児相でSofSを取り入れていても死亡事例に繋がっているところが少なくない。SofSはひとつのツールであり、家族を巻き込んでいく方法。ベースには家族アセスメント力や面接力がやはり必要である。ツールが目的になってしまわないか懸念する。
イ	SofS自体がどうこういうより、きちんと面接が出来ているか（観察含む）が重要なので。

6 SofS 以外の児童福祉司育成手法

児童虐待 SW における児童福祉司の育成について、SofS 以外の手法の自由記述を求めたところ、17 人から回答を得られた。記述内容を年齢ごとに 5 つのキーワード(「その他の手法の確実な定着」「基本的技能の習得」「研修等の充実」「援助方針会議等の充実」「経験談等の口伝」)に分類し、図 32 に示した。

児童虐待 SW における児童福祉司の育成について、SofS 以外の具体的な手法についての記述を抜粋したものが表 4 である。

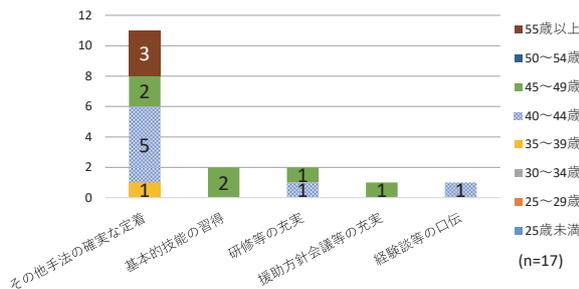


図32 SofS以外の児童福祉司育成の手法

表4 SofS以外の児童虐待SWにおける児童福祉司育成の手法について

(1)	手法は道具であり、我々児相職員はそれを使って家を建てる大工のようなものである。相手のニーズや土地や資材などのリソースの状況に応じて最適な家を建てるため、手に馴染んだ使い勝手の良い大工道具が数種類あるべきである。SofSはその一つの道具になり得る。SofSを道具の一つとして手に馴染ませ、必要などころで使えるようになった上で、それ以外の道具も複数活用しなければ一軒の家は建てられないが、最初に手に入れる道具としてはSofSは最適だと思う。ぜひ、県児相全体でも予算化し継続的に研修実施し、定着すべきで手法の一つである。それ以外の手法の導入もSofS導入後に試行して行くのが良い。
(2)	SofSにしても、ペアトレにしても、新たな取り組みは必要で、どんどんやればいいと思う。ペアトレの考えなしに保護者指導はできない。しかし、それはあくまでもツールであり、ベースとなるアセスメント、家族面接のトレーニングはいつの時代ももっと真剣に必要ではないか。新人が家族合同面接は習ったことがないと言っていたことがあり、驚いたことがあった。家族に会えない児相職員では話にならない。今の育成方法では竹槍で戦闘機に挑むようなものだと感じる。
(3)	解決志向アプローチ
(4)	パートナーリング・フォー・セーフティ (PFS)
(5)	機中八策
(6)	コモンセンスペアレンティング

考察

1 児童虐待 SW に関する認識

(1) 児童虐待 SW の困難性

児童虐待 SW について、本調査の回答者の95%以上が「極めて困難」であり、「極めてストレスが高い」と回答した(図5、図6)。一方、厚生労働省の「労働安全衛生調査(実態調査)」によれば、「仕事や職業生活に関することで、強い不安、悩み、ストレスとなっていると感じる事柄がある労働者」の割合は、令和2年は54.2%⁶⁾、令和3年は53.3%⁶⁾と50%台で推移しており、令和4年は82.2%⁷⁾と急増しているものの、これらの数値と比較すると一般の労働者に比べ

て児童虐待 SW によるストレスの高さはかなり高い割合であると言える。

児童虐待 SW を「極めて困難」と回答した者のうち、児童福祉司経験者が最も少ない 20 代 (4.4%) と最も多い 40 代 (41.8%) の間のみで有意差がみられた (図 7) が、その他の年代に有意差がなかったことから、児童虐待 SW の経験の少ない若手職員には困難な仕事であるイメージが強く、ベテラン世代には実体験として困難さが植え付けられているものと考えられる。

(2) 児童虐待 SW のイメージ

児童虐待 SW は保護者にやるべきことを示して、それを約束させることが重要であると答えた割合は、20 代で際立っており、50 代がそれに続いて高かった (図 10)。20 代は児相の勤務経験が少ないため、児相は「虐待ケースの保護者を指導するもの」という一般的なイメージを持っている職員が多かったことが容易に推察できるが、50 代もその 20 代に次いで同様の考えを持っている職員が多かったことが、新潟県のこれまでの児童虐待 SW のあり方を示唆しているのではないだろうか。

(3) 児童虐待 SW におけるマニュアルの必要性

児童福祉司経験者で「マニュアルが必要」と回答した割合が全体に比して少ないのは、児童虐待 SW がマニュアル化できるものではないことを経験により認識しているからだと思われるが、年代が若くなるほどマニュアルが必要と考える傾向があり (図 12)、極めて困難な児童虐待 SW の仕事を少しでも早く習熟できる「ガイド」のようなものを求めていると考えられる。

(4) 児童福祉司の体系的な育成プログラム

児童福祉司の育成には体系的な育成プログラムが必要であると、70%以上が答えた (図 14) 一方で、自分の専門的技術について自信を持って後輩に伝えられない職員が 67%程度占めていた (図 15)。また、現在の新潟県のスーパービジョンの体制について十分であると答えた割合は 8%以下 (図 18) であり、新潟県主催の研修内容に満足している割合が 12%程度である (図 19) ことから、体系的に育成される体制と最新の理論や知見を学ぶ環境が整備されていないことを示している。特に若い職員ほど、自分

の技術に自信がない (図 17) ことから、職員の年代に合わせた育成の環境と体制の整備が求められる。

2 新潟県における SofS 導入について

(1) SofS 導入への意識

今回の調査によって、SofS の有用性を否定する意見はなく (図 30)、SofS の研修やスーパービジョンを受けられる環境と体制が必要と考える職員が多数であること (図 26、図 27) がわかった。

調査開始前は、年齢が若くなるほど SofS の導入に肯定的であると仮説を立てていたが、結果的には年齢に関係なく全年齢層で SofS だけでなく、その他の新しい手法の導入にも肯定的 (図 16、図 28) であることがわかった。ただし、年齢別回答率の 55 歳以上の回答率が有意に低い (表 1) ことから、この年代の意識は十分に調査できたとは言えない。

55 歳以上職員の本調査への回答が少なかった理由としては、管理的立場になり SW の現場を離れた職員が多く、現場で実践する手法への関心が低かったことが推察される。

一方で、40~44 歳の回答率が有意に高かった (表 1) 理由は、これからスーパーバイザーや監督職になり児相の中核を担う年齢層の職員が、新潟県の児童虐待 SW の現状と児童福祉司育成の体制を不安視し、本研究に何らかの期待をしたため関心が高まったものと推察される。

(2) SofS 導入の意義

他自治体の実践者には、SofS を「調査によって何を明らかにするのか、調査では対象者からどのように情報を得て、そのことが子どもの権利を守ることにどのように繋がっているのかの『ガイド』になるもの」⁸⁾と例えている者もいるが、どこか抽象的だった従来の児童福祉司の育成を、SofS の面接の構造や援助の行程、視覚化されたツールを活用することで、一貫性のある育成を可能とすることが期待できる。

他自治体で導入が進んでいる SofS を新潟県の職員には知らない者が多いことや 67%の職員が自信を持って自分の専門的技術の後輩に伝えられず (図 15)、最も経験が長い 50 代職員もその自信がない現状 (図 17 : 5 件法 1~5 の選択で平均 2.4) は、改善が必要である。

SofS だけでなく多様な手法の積極的導入を70%以上が望んでいることが明らかになった(図13)ため、最新かつ実践的な技術を学ぶことができる充実した研修等の実施と、それらの理論と知見を持ったスーパーバイザーの配置が必要であろう。

結語

子どもの虐待死事件の報道等から、日本社会は児相に対して、虐待をしてしまった保護者への厳しい指導と積極的な一時保護による親子分離を期待していることが見受けられることがある。児相及び自治体の幹部はその期待に応えなければならないという意識が働くだろうし、実際に虐待事件発生不安から児相等の子ども家庭支援に関わる専門機関は組織防衛的になりやすく、多くの専門家が指導的な保護者支援と親子分離を図ってきたのではないだろうか。しかし、保護者が受動的に従わざるを得ないその従来のアプローチの効果は、一時的であることや親から分離することが子どもたちの最善の利益に直結していないことを児童福祉司の多くが経験上知っている。

虐待を受けた子どもと虐待をしてしまった保護者の助けになりたいという情熱を持って児童福祉司になった多くの者が、闇雲に虐待対応しているうちに自分の目指していた理想の姿がぼやけ、その情熱が冷めてしまうことがないように SofS 等の実践的な手法を確実に身に付けていくことができる環境作りに努めたい。

謝辞

本研究のための調査に回答いただいた新潟県の福祉行政職員をはじめ、データの調査分析に助言いただいた新潟県長岡児童・障害者相談センター山本勝也主査及び新潟県中央福祉相談センター小湊佳織主任に感謝いたします。

文献

- 1) 菱川愛、渡邊直、鈴木浩之. 子ども虐待対応におけるサインズ・オブ・セーフティ・アプローチ実践ガイド. 明石書店 2017 ; p17

- 2) 菱川愛、渡邊直、鈴木浩之. 子ども虐待対応におけるサインズ・オブ・セーフティ・アプローチ実践ガイド. 明石書店 2017 ; p21
- 3) 加藤則子、他. 児童虐待事例の家族再統合等にあたっての親支援プログラムの開発と運用に関する研究報告書. 平成 24 年度厚生労働科学研究費補助金(政策科学推進研究事業) 2013 ; p12
- 4) 厚生労働省. 保護者支援プログラム充実に関する調査研究報告書. 平成 29 年子ども・子育て支援推進調査研究事業.
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000520457.pdf> (参照 2023 年 10 月 13 日)
- 5) 厚生労働省. 令和 2 年「労働安全衛生調査(実態調査)」の概況.
https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/r02-46-50_gaikyo.pdf (参照 2023 年 11 月 20 日)
- 6) 厚生労働省. 令和 3 年「労働安全衛生調査(実態調査)」の概況.
https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/r03-46-50_gaikyo.pdf (参照 2023 年 11 月 20 日)
- 7) 厚生労働省. 令和 4 年「労働安全衛生調査(実態調査)」の概況.
https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/r04-46-50_gaikyo.pdf (参照 2023 年 11 月 20 日)
- 8) 阿部弘美、阿波加忠純. 子ども虐待に関わる支援者の共通言語ーサインズ・オブ・セーフティ・アプローチの導入ー. 北海道児童相談所研究紀要 34 号. 2019 ; p20

放課後児童クラブ運営指針の改正案の論点とポイント

植木 信一¹*

こども家庭庁こども家庭審議会こどもの居場所部会（以下、「居場所部会」という。）において、「放課後児童クラブ運営指針」の改正案が公開された。その間、居場所部会内に設置された「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）では、居場所部会にて公開された改正案の素案について議論されている。なお、専門委員会は、第1回（2024年3月8日）、第2回（2024年5月29日）、第3回（2024年8月2日）の全3回が開催された。今後は、2024（令和6）年度末をめどに放課後児童クラブ運営指針の改正版が公開される予定で、現行の運営指針と同様に局長通知での発出が予定されている。本論文では、改正案のポイントについて、①「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえた改正、②「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」を踏まえた改正、③「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の改正を踏まえた改正、④厚生労働省社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会」報告書を踏まえた改正、⑤近年の放課後児童クラブを取り巻く動向を踏まえた改正、の各論点を踏まえたうえで整理し考察した。

キーワード： 放課後児童クラブ、運営指針、こども家庭審議会、こどもの居場所部会

はじめに

1. 研究の背景

こども家庭庁庁設置法（令和4年法律第75号）には、「こども家庭庁に、こども家庭審議会を置く。」（第6条）と規定されており、こども家庭庁は、「内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じて、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要事項を調査審議すること。」（第7条第1項）となっている。2023（令和5）年4月21日には、内閣総理大臣より「こども家庭審議会に対する諮問について（依頼）」（こ総政第21号）として、諮問第1号「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等について」が発出され、具体的な審議が開始された。諮問理由の一つとして、「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）の案の策定に向け、具体的な事項の検討をお願いします。その際、こども大綱の検

討と十分に連携を図るよう、お願いします。」とされたことから、こども家庭審議会に「こどもの居場所部会」（以下、「居場所部会」という。）が設置され、当該事項について審議が開始されることになった。

その後、こどもの居場所づくりに関する指針（答申案）は、2023（令和5）年12月1日に、こども家庭審議会会長からこども政策担当大臣へ答申された。さらに、12月22日に、別途こども大綱とともに閣議決定された。

こども大綱およびこどもの居場所づくりに関する指針では、こどもの居場所について、「新たな居場所」に加えて、「既存の居場所」の活用が明記されていることを踏まえ、「放課後児童クラブ運営指針」が改正されることになった。

居場所部会においては、「放課後児童クラブ運営指針」の改正に向けた検討が進められ、第15回居場所部会（2024年9月17日）にて改正案が公開された。その間、居場所部会内に「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関

¹ 新潟県立大学人間生活学部子ども学科

* 責任著者 連絡先：ueki@unii.ac.jp

利益相反：なし

する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）が設置され、全3回の専門委員会において、改正案の素案が議論されている。

「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会」の設置

- 【第1回】2024年3月8日
- 【第2回】2024年5月29日
- 【第3回】2024年8月2日

なお、本研究は、居場所部会および専門委員会において検討された改正案について、公開済みの資料をもとに改正案のポイントについて整理した。

2. 「放課後児童クラブ運営指針」について

放課後児童クラブ運営指針は、2015（平成27）年3月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知として発出された。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、放課後児童健全育成事業を行う場所（放課後児童クラブ）における、こどもの健全な育成と遊び及び生活の支援（育成支援）の内容に関する事項及びこれに関連する事項を定めている。

なお、放課後児童クラブの職員の公的資格である「放課後児童支援員」資格を取得するために、2015（平成27）年度から「放課後児童支援員認定資格研修」が実施されているが、その際、受講生が学ぶべき必須カリキュラムとして位置付けられている。

放課後児童クラブ運営指針は第1章から第7章まであり、その内容は下記のとおりである。

第1章 総則

1. 趣旨
2. 放課後児童健全育成事業の役割
3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

第2章 事業の対象となる子どもの発達

1. 子どもの発達と児童期
2. 児童期の発達の特徴
3. 児童期の発達過程と発達領域

4. 児童期の遊びと発達

5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

1. 育成支援の内容
2. 障害のある子どもへの対応
3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
4. 保護者との連携
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

第4章 放課後児童クラブの運営

1. 職員体制
2. 子ども集団の規模（支援の単位¹）
3. 開所時間及び開所日
4. 利用の開始等に関わる留意事項
5. 運営主体
6. 労働環境整備
7. 適正な会計管理及び情報公開

第5章 学校及び地域との関係

1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携
3. 地域、関係機関との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

1. 施設及び設備
2. 衛生管理及び安全対策

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
2. 要望及び苦情への対応
3. 事業内容向上への取り組み

3. 研究の目的

こども家庭庁こども家庭審議会の居場所部会および専門委員会にて検討された「放課後児童クラブ運営指針」の改正案について、論点とポイントについて整理し、改正後の放課後児童クラブ運営指針を読み解く際のガイドラインに資することを目的とする。

方法

1. 研究の方法

居場所部会にて公開された改正案について、公開済みの資料をもとに改正案のポイントについて整理した。なお、改正案の論点は下記の6点である。このうち「こども」表記の統一(6.)を除いた1~5.の5つの論点に照らし合わせながら、整理したポイントについて考察した。

1. 「こどもの居場所づくりに関する指針」ⁱⁱを踏まえた改正
2. 「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」ⁱⁱⁱを踏まえた改正
3. 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の改正^{iv}を踏まえた改正
4. 厚生労働省社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会」報告書^vを踏まえた改正
5. 近年の放課後児童クラブを取り巻く動向を踏まえた改正
6. 「こども」の表記を「こども」に統一^{vi}

2. 倫理的配慮

筆者が所属する一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづき、記載方法および記載内容について配慮した。

結果

1. 「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえた主な改正

(1) 第1章 総則

(放課後児童クラブにおける育成支援の基本)

放課後児童クラブは、自ら進んでこどもの権利について学習を行った上で、育成支援を行う必要があること。放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、こどもの権利が侵害される事案が発生した場合の対応方法について定め、あらかじめこどもに周知しておくこと、また、事案発生時には適切に対応する必要があることなどが議論された。

(2) 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

放課後児童クラブに通うこどもが遊びや生活の中で、自身の権利を理解できるような環境や機会を設けることが求められる。その内容について、保護者に周知するように努めること。

こどもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後児童クラブの生活に主体的に関わることができるようにすること。

放課後児童支援員等は、こどもが気持ちや意見を表現できるようにし、それを受けとめる体制を整えること。こどもが放課後児童クラブでのルール等について意見を交わす機会を持つことや、こどもの生活や遊びに影響を与える事柄については、こどもが放課後児童支援員等と共に考え、共に決めることができるよう努めることなどが議論された。

(3) 第4章 放課後児童クラブの運営 運営主体

放課後児童クラブの運営主体は、こどもの権利に関する理解を深め、放課後児童支援員等に対するこどもの権利に関する学習の機会を設けることなどに留意して運営する必要があることが議論された。

(4) 第7章 職場倫理及び事業内容の向上

放課後児童クラブの運営主体は、福祉サービス第三者評価制度等を活用するなど、客観的な評価を他者から受けることにより、事業の質の向上につなげること。評価を行う際には、こどもや保護者の意見を取り入れて行うことについて、評価機関等と実施方法について調整すること。自己評価、第三者評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かすことなどが議論された。

2. 「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」を踏まえた主な改正

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

育成支援の主な内容として、こどもが安全に

安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにすること。性被害防止のため、こどもの発達段階に応じて、例えば「生命（いのち）の安全教育」等を活用した啓発を行うとともに、こども間での性暴力が発生した際に適切かつ迅速に対応できるよう体制を構築するなどが議論された。

3. 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の改正を踏まえた主な改正

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

放課後児童クラブを安全・安心な居場所とするため、各事業所において基準に定められた安全計画を策定し、総合的な対策を講じることが求められること。また、放課後児童クラブは感染症の蔓延時や災害時にも必要に応じて開所することが期待されるため、あらかじめ市町村や保護者等関係者と連携しながら業務継続計画を定めるよう努めることを踏まえ、とくに以下の点に留意することが議論された。

衛生管理として、感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針や業務継続計画を定めておくとともに、保護者と共有しておくこと。

事故やケガの防止と対応として、遠足等行事の活動や取組等のために自動車を使用する場合は、こどもの乗車・降車の際に、点呼等で確実に所在を確認すること。

防災及び防犯対策として、災害等が発生した際の対応については、その対応の仕方や業務継続計画を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておくこと。

災害後の復旧・復興においては、放課後児童支援員等やこども、保護者が、被災によって生活状況が変化している場合があるため、市町村や関係機関と連携し、必要に応じて人的支援や専門的助言等を求めることを検討すること。

来所及び帰宅時の安全確保として、自動車を使用して送迎支援を行う場合は、こどもの乗

車・降車の際に、点呼等で確実に所在を確認することなどが議論された。

4. 厚生労働省社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会」報告書を踏まえた主な改正

(1) 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容（障害のあるこどもへの対応）

障害のあるこどもの受入れの考え方として、障害のあるこどもの受入れに当たっては、こどもや保護者と面談の機会を持つなどして、こどもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、こどもや保護者の意向等を個別に把握する。また、児童発達支援センターや保育所等の利用経験がある場合は、その状況を把握するなどし、切れ目のない支援を行うことが求められること。

こどもの発達の状況や、小学校の卒業等に応じて、放課後児童クラブと放課後等デイサービス間での移行支援が求められることがあるため、関係機関と連携することが求められること。

障害のあるこどもの育成支援に当たっての留意点として、市町村や運営主体は、障害のあるこどもの特性を踏まえた育成支援の向上のために、放課後児童クラブが地域の障害児関係の専門機関等と連携して、相談できる体制をつくること。その際、保育所等訪問支援、児童発達支援センターや巡回支援専門員によるスーパーバイズ・コンサルテーション（後方支援）の活用等も考慮すること。

放課後児童クラブの運営主体は、市町村と連携して、障害のあるこどもの支援にあたる職員のスーパービジョンや職員のケアのための人材確保や研修等を実施することなどが議論された。

また、特に配慮を必要とするこどもへの対応に当たっての留意事項として、国籍等の社会的・文化的な障壁のあるこどもへの対応に当たっては、インクルージョンの考えに立ち、必要な支援を行えるよう留意することが議論された。

(2) 第5章 学校及び地域との関係

学校との連携する際は、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用し、放課後

児童クラブと学校、地域の関係者が連携・協働する機会に積極的に参加することが議論された。

学校施設を利用して放課後児童クラブを実施する際、放課後児童クラブを一時的に特別教室等のタイムシェアによって運営する場合には、あらかじめ確認すべき事項について、学校等と取り決め等を行うよう努めること。同一小学校内等で放課後児童クラブと放課後子供教室を実施しており、すべてのこどもが放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できる場合(校内交流型)は、放課後児童クラブに通うこどもの生活の場としての機能を十分に担保し、育成支援の環境に配慮すること。その他、放課後子供教室への参加に当たっては、体調や帰宅時刻等の理由から参加できない、あるいは自分の意思で参加しないこどもがいることも考慮することなどが議論された。

また、こどもの放課後や居場所を豊かにするという観点から、放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、その際には、こどもの目線に立った検討を行う。また、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど関係者間の連携を図ることが議論された。

(3) 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策(施設及び設備)

こどもの遊びを豊かにするため、屋外遊びを行う場所や自然にふれあいながら過ごせる環境を確保することが求められること。その際、学校施設や近隣の児童遊園・公園、児童館等を有効に活用することなどが議論された。

5. 近年の放課後児童クラブを取り巻く動向を踏まえた主な改正

(1) 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

育成支援の主な内容の一つとして、こどもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつ等を適切に提供すること。おやつの提供に際しては、安全及び衛生に考慮するとともに、こども同士や放課後児童支援員等とのコミュニケーションの機会となるため、こ

どもが落ちついて食を楽しめるようにすることが議論された。

さらに、こどもが持参したおやつや食事については、安全及び生成に考慮して、適切に管理すること。保護者組織が手配等した食事については、保護者組織や弁当事業者等と十分連携し、適切に管理することなどが議論された。

また、保護者への連絡については、連絡帳を効果的に活用することが必要であること。その際、ICT(情報通信技術)の活用も視野に入れること。その他、保護者の迎えの際の直接の連絡、通信、保護者会、個人面談等の様々な方法を有効に活用することなどが議論された。

(2) 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策(衛生管理及び安全管理)

事故やケガの防止と対応について、こどもがプール等に入水するようなことや、普段の放課後児童クラブでの活動と異なることを行う際には、安全管理に特に留意し、運営体制等が整わないと判断される場合は、中止することを検討すること。放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等及びこどもに適切な安全教育を行うとともに、発生した事件事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、分析するなどして事故防止に努める。その際、国の「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」の活用を検討することなどが議論された。

(3) 第7章 職場倫理及び事業内容の向上(放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理)

放課後児童クラブの運営主体は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組むこと。児童虐待等のこどもの心身に有害な影響を与える行為を禁止すること。また、事業所内で児童虐待等が行われた際の対応について定めることなどが議論された。

考察

1. 「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえた主な改正

第1章には、放課後児童クラブにおける育成支援の基本が規定されており、放課後児童クラブの社会的責任として、新任の職員がこどもの権利について認識を持たないまま支援に当たることは避けなければならないだろう。概念的にこどもの最善の利益を理解していても、実態と異なる場合があり、職員や運営主体の権利学習については明確化する必要がある。

第3章には、放課後児童クラブにおける育成支援の内容が規定されており、遊びと生活の支援の場であることから、こどもに対するこどもの権利に関する学びの機会提供については、おとなによる強制にならないよう、こどもが主体的に学ぶことを促すというような配慮が必要である。

また、こどもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後児童クラブの生活に主体的に関わることができるようにすることや、おとな主導の環境設定から、こどもが主体的に運営に関わることにつながるような配慮が必要である。こどもが意見を交わす機会を設けるだけでなく、職員と共に考え、決定していけるよう、こども・職員双方が参画する放課後児童クラブにしていくべきと考えられる。

第7章には、職場倫理及び事業内容の向上への取り組みが規定されている。運営内容の評価と改善のために、第三者評価の中に保護者だけでなく、利用するこどもの声も入れることが必要である。

2. 「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」を踏まえた主な改正

第3章には、放課後児童クラブにおける育成支援の内容が規定されている。

育成支援の主な内容として、こどもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるよ

うにすることが必要である。

また、こども家庭庁は、学校における取組事例も踏まえ、児童館や放課後児童クラブの運営ガイドラインに、児童・生徒間の性暴力への対応について盛り込むことを検討している。

3. 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の改正を踏まえた主な改正

第6章には、施設及び設備、衛生管理及び安全対策が規定されている。コロナ禍で経験したエッセンシャルワーカーへの支援の必要性や、テレワークの推進の状況を鑑みて、BCP（業務継続計画）が具体的に運用できることを促すような記載が求められる。

事故やケガの防止と対応のために、事故データベースの活用を促すことも必要である。

また、防災及び防犯対策として、災害時の支援者支援の観点から外部支援の受入対応について早急に検討を進めることが必要である。災害派遣チームとしては、医療分野のDMAT（ディーマット）や、福祉分野のDWAT（ディーワット）があるが、こども支援分野が脆弱であることから、こども支援に特化した災害派遣チームの体制整備が求められる。

4. 厚生労働省社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会」報告書を踏まえた主な改正

第3章には、放課後児童クラブにおける育成支援の内容が規定されている。このうち、障害のあるこどもの育成支援については、関係機関（医療機関、相談支援事業所、障害児通所事業所等）との連携のハードルが高く、放課後児童支援員による対応が十分に実施されないことが想定される。インクルージョンの推進のためには、放課後児童クラブの体制強化が求められる。

第5章には、学校及び地域との関係に関する事項が規定されている。このうち、学校施設を利用してタイムシェアによる放課後児童クラブを実施する場合は、あくまで、専用区画が確保されるまでの一時的な措置であり、タイムシェアが常態化しないことが必要である。

5. 近年の放課後児童クラブを取り巻く動向を踏まえた主な改正

第3章には、放課後児童クラブにおける育成支援の内容が規定されている。このうち、こどもにとって放課後の時間帯に栄養面や活方面から必要とされるおやつ等を適切に提供することについて、おやつの時間は、捕食のみならず、重要なコミュニケーション（こども同士、こどもと職員）の機会や心理面で安定の機会ともなっていることを踏まえるべきである。

保護者との連絡方法等については、放課後児童クラブにおけるICT化の状況を踏まえ、積極的に推進すべきと考えられる。ICT化の推進は、利用者の利便性の向上とともに、職員の負担軽減の面からも推奨されると考えられる。

第6章には、施設及び設備、衛生管理及び安全対策が規定されている。近年、保育現場等で散見される事故やケガを防止する対策の一環として、こども家庭庁が公開している事故データベースの活用が有効であると考えられる。

結語

放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の3第2項に規定する「放課後児童健全育成事業」として、1998（平成10）年度に創設された第二種社会福祉事業である。「小学校に就学している児童であつてⁱⁱⁱ、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう」（児童福祉法第6条の3第2項）と位置付けられている。

注

ⁱ 「支援の単位」とは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第4項において、「放課後児童健全育成事業における単位であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。」とされている。

ⁱⁱ 「こども居場所づくりに関する指針」

こども家庭審議会により審議された後、こども政策推進会議により策定され、2023（令和5年）12月22日に閣議決定された。内閣総理大臣からの諮問を受け、こども家庭審議会において3回、こどもの居場所部会において13回の議論を重ね、こどもや若者等の意見を聴く取り組みを実施したうえで、2023（令和5年）12月に答申が行われた。

2024（令和6）年5月1日現在、登録児童数1,515,205人（前年比57,821人増）、支援の単位数38,075支援（前年比1,041支援の単位数増）、利用できなかった児童数（待機児童数）18,462人（前年比2,186人増）^{viii}となっていることからわかるように、こどもの居場所づくりを検討するうえで重要な社会資源となっている。

こどもを取り巻く最新の状況を踏まえた、国によるこども施策の方針や動向を理解することは、こども支援にかかわるすべてのおとなの責務でもある。このたびの放課後児童クラブ運営指針の改正は、こどもの安全・安心な放課後の居場所づくりを進める意味においても重要な作業であると同時に、放課後児童クラブが、こどもの最善の利益にかなう事業であり、こども家庭庁のスローガンでもある「こどもまんなか」社会の実現のために必須の事業でもあることを再認識することができる。

補足

改正放課後児童クラブ運営指針は、2025（令和7）年1月22日に局長通知され、2025（令和7）年4月1日から運用されることになった。

文献

【参考文献】

- 1) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局『「放課後児童クラブ運営指針」の策定について』（雇児発0331第34号）平成27年3月31日
- 2) こども家庭庁成育局長『放課後児童クラブ運営指針の改正について（通知）』（こ成環第16号）令和7年1月22日

iii 「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」

2024（令和6）年4月25日に、こども家庭庁と内閣府で開催した合同会議で、こども・若者の性被害を防止するための対策の全体像が新たに整理され、「こども性暴力防止に向けた総合的な対策」がとりまとめられた。

iv 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の改正

2024（令和6）年3月13日、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」（令和6年内閣府令第18号）

v 厚生労働省社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会」報告書

2018（平成30）年7月27日に、中間とりまとめ（「総合的な放課後児童対策に向けて」）、2023（令和5）年3月28日に、「放課後児童クラブ・児童館等の課題と施策の方向性」がとりまとめられた。

vi 「こども」表記

こども基本法（令和4年6月22日法律第77）における「こども」の定義を踏まえた措置

こども基本法第2条第1項「この法律において、「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。」

vii 児童福祉法第6条の3第2項には、「あつて」ではなく、「あつて」と表記されている。

viii 「令和6年度放課後児童クラブの実施状況（速報値）」（令和6年7月19日）こども家庭庁成育局成育環境課

第 14 回 新潟人間生活学会

<テーマ>

地域共生社会の実現に向けて「断らない相談支援」とは？

<プログラム>

【第1部】 対談 「つなげる支援室のとりくみ」

趣旨説明：小澤 薫 氏（新潟県立大学人間生活学部子ども学科准教授）

対談：岡本 由美子 氏（大阪府八尾市健康福祉部次長兼福祉事務所長）

小池 由佳 氏（新潟県立大学人間生活学部子ども学科教授）

【第2部】 実践報告 「新潟県内自治体での取り組み」

実践報告：関川村社会福祉協議会

三条市福祉保健部地域包括ケア推進課

新発田市社会福祉協議会

長岡市福祉保健部福祉総務課

第14回
新潟
人間生活
学会

2024.7.20(土) 13:30~16:00
新潟県立大学
コモンズ3号館 5105大講義室

入場
無料

テーマ/ 地域共生社会の実現に向けて
「断らない相談支援」とは？

目的/ 人々の抱える課題の複雑化・集合化が指摘されるなか、各地域において相談の一元化など独自の取り組みが行われている。大規模な都市では限らない相談支援を目的に、相談機能の連携強化を図ってきた。厚生労働省は地域共生社会実現のための事業のひとつとして「協力的な相談支援事業」に取り組んでいる。「地域共生社会」の実現、誰もが安心して暮らしていける地域に向けた自治体の取り組みを共有する機会としたい。

第1部 13:30~14:50
〈対談〉つなげる支援室のとりくみ
岡本 由美子 氏（大阪府健康福祉部次長兼福祉事務所長）
小池 由佳 氏（新潟県立大学人間生活学部子ども学科 教授）

第2部 15:00~16:00
〈新潟県内における実践報告〉三条市、長岡市、新発田市、関川村

参加申込 締め切り▶2024年7月12日(金)
メール(nnsg-taikai@unii.ac.jp)にて
参加希望者の氏名・所属を明記の上お申し込みください。
参加は先着150人(学会員は申込み不要)

お問い合わせ 新潟県立大学人間生活学部子ども学科 伊藤直志 e-mail: nnsg-taikai@unii.ac.jp

2024年7月20日
於 新潟県立大学

第14回新潟人間生活学会（令和6年7月20日）報告

大会テーマ

地域共生社会の実現に向けて～「断らない相談支援」とは？

2024年度の人間生活学会は、「地域共生社会の実現に向けて～『断らない相談支援』とは？」をテーマに、〈対談〉と〈新潟県内における実践報告〉の2部構成で行われた。当日は、学会員に加え、新潟県内外から、地域福祉に関心を有する多様な立場の方々から参加していただくことができた。

第1部の〈対談〉を始めるにあたり、小澤薫会員（新潟県立大学人間生活学部子ども学科）から趣旨説明が行われた。〈対談〉は、大阪府八尾市で取り組まれている「つなげる支援室」について、岡本由美子氏（大阪府八尾市健康福祉部次長兼福祉事務所長）と小池由佳会員（新潟県立大学人間生活学部子ども学科）により行われた。

第2部では、新潟県内で地域共生社会の実現に向けた、断らない相談支援体制の実践報告を行った。報告は、関川村社会福祉協議会、三条市、新発田市社会福祉協議会、長岡市より行った。実践報告のあと、岡本由美子氏も加えて、参加者とのフロアディスカッションを行った。

本大会の概略は以下のとおりである。

第1部 対談

つなげる支援室のとりくみ

1. 趣旨説明

対談を始めるにあたって、大会の趣旨「地域共生社会の実現に向けて『断らない相談支援』とは～社会保障と重層的支援体制整備事業～」について、資料に沿って説明があった。

2. 対談

岡本由美子氏から大阪府八尾市で「つなげる支援室」に取り組むようになった経緯、実践報告等を中心に進められた。

概略は、以下のとおりである。

1) 「つなげる支援室」立ち上げの経緯

- ・特別定額給付金の未申請者訪問がきっかけ
- ・つながらない、中間層の存在

2) 開設にあたっての準備

- ・相談機関へのアンケートやヒアリングを実施
- ・他からの相談を受け入れる困難さ
- ・「旗振り役」と「困難事例を対応できる部署」を一体的に置く必要性

3) 「八尾市版」重層的支援体制整備事業の特徴

- ・行政が主導で、社会福祉協議会と社会福祉法

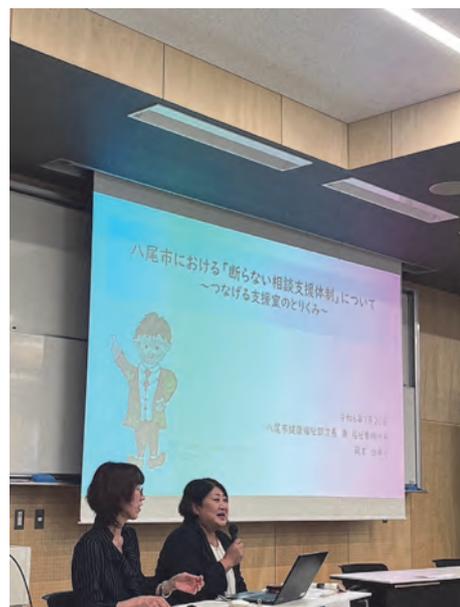
人を巻き込む

4) 事業実施の効果・チーム支援による困難事例の問題解決

- ・行政（「つなげる支援室」）や社協で働きたい人たちの増加

5) 「行政が本気で取り組む」

- ・庁内全体で「気づく力」の向上
- ・行政の縦割りを解消すること。関係機関や住民に伝わるようにする。それが地域共生社会の実現につながる。



第2部 実践報告

新潟県内自治体での取り組み

第2部の実践報告では、関川村社会福祉協議会、三条市福祉保健部地域包括ケア推進課、新発田市社会福祉協議会、長岡市福祉保健部福祉総務課の順に実践報告を行った。

1) 関川村社会福祉協議会

報告者：平田 達哉 氏

・関川村では2年間の重層的支援体制整備事業モデル事業を経て、令和3年度から移行準備期間、令和6年度から本格実施。

・相談支援は、担当のコーディネーターを配置、総合相談の窓口、福祉なんでも相談会（定例の相談会）を実施。

・総合相談窓口は、どこに相談したらいいのか分からない相談に加えて、関係機関からの相談を受け付ける。福祉なんでも相談会は、相談のきっかけづくりが目的。

・支援会議を3層構造で実施。1層では、社協と行政での課題整理。より多機関連携が必要な相談には、2層支援会議として、関係機関を招集して会議体を構成。3層支援会議は、重層的支援体制整備事業の評価と地域課題の共有が目的。

・重層的支援体制整備事業の向上を目的に、社協と行政所管課との会議、研修会等も実施。

・実施することで、連携体制が強化されたことを実感。これまで対応することができなかった相談への対応が可能となった。

・課題は、「待ちの姿勢」でいること。より積極的なアプローチの必要性。地域の社会資源の少なさ。セーフティネットにつながる社会資源を作ること。

2) 三条市福祉保健部地域包括ケア推進課

報告者：鬼木 舞 氏

・三条市は、令和4～6年度を移行準備期間、令和7年度からの本格実施の予定。

・圏域ごとに相談機関のネットワーク構築に取り組んできた。圏域での担当者を配置したことで、相談先が明確になった。

・令和4年度から取り組んでいる支援者会議等、

顔の見える関係づくりによって、より連携がしやすくなったという声があがっている。

・特徴は、圏域ごとに担当する弁護士の存在。法律関係の相談のしやすさにつながっている。

・定期的な支援者会議の開催で、課題整理や役割確認が深化している。

・クラウドサービスを活用した情報共有。情報共有、進捗管理、支援方針の確認等がスムーズになり、迅速な対応にもつながった。

・課題として、圏域ごとの体制整備は充実しつつあるが、全体を俯瞰する機関が必要。地域包括ケア推進課に全体を統括するコーディネーターを配置予定。



3) 新発田市社会福祉協議会

報告者：川瀬 聖志 氏

・今回、相談支援の立場ではなく、参加支援に取り組む立場から、相談支援に期待したいことが報告の中心となる。

・従来、若者支援に力を入れてきた。その個別支援を通じて、地域に参加できる場の設置、運営に力を入れてきた。

・そこで出会う方々から、課題の多様化、複雑化が生じていることを日々感じている。

・社協が関わる相談支援として、「暮らしと住まいの福祉相談会」を年に2回実施している。福祉だけでなく、司法や住宅等、多様な機関が一体的に相談を受けられることで、複数の課題への対応が可能となっている。

・若者支援を通じて、行政、社協、サポートステーションが連携しながら対応している。一方で、連携に対する温度差等を課題として感じている。

4) 長岡市福祉保健部福祉総務課

報告者：小川 裕 氏

・市の福祉保健部に8つの部署がある。高齢、障害、介護、健康など、7 専門部署の総括が福祉総務課の役割。

・長岡駅に近接する役所（アオーレ長岡）に、総合行政福祉窓口を設置。相談を集約、適切な機関につなぐことを目的。駅から徒歩5分にある社会福祉センター（トモシア）に、社会福祉関係機関の相談窓口を集約。トモシアから車で5分にある、さいわいプラザで、高齢・障害・子ども関係の相談機関を集約。その他、配偶者暴力相談支援センター等、権利擁護や就労窓口等を駅徒歩圏内に設置。

・複合化している相談については、いずれの相談機関からもケース会議を呼びかけることができる。呼びかけた機関がケース進行を担当。

・相談機関は駅近郊を中心に集約しているが、地域にある既存の場を用いて、相談の機会、きっかけづくりを行っている。

・当市の相談支援体制は、中心地域に相談機関を集約すると同時に、広域である長岡市をカバーできるように、圏域で生じている課題を適切な相談機関等につなぐことで解決を図る体制を構築し、全市的な包括支援体制につなげている。

・課題は人材の確保と情報共有方法。個人情報共有が必要となる。クラウドの活用や庁内機関間の連携にも取り組んでいきたい。

・庁内の風通しの向上と機動性を高めることを目的とした組織改革

以上（文責：小池・小澤）

5) 質疑応答

・三条市で予定されている全体コーディネーターの役割について

→直接支援には関わらず、重層的支援会議等の設定や進捗管理等を行うことを想定。

・クラウドの活用と個人情報の管理について

→ケースの進捗管理等、情報共有はスムーズになった。同時に、どの機関と情報共有するかの条件設定は必要。ケースごとに閲覧できる機関を設定している。

6) まとめ～「断らない相談支援」のキーワード

・調整役の必要性

・関係者間の目線合わせ

・連携と同時に相談体制の質の向上

地域共生社会の実現に向けて 「断らない相談支援」とは 社会保障と重層的支援体制整備事業

第14回新潟人間生活学会
小澤薫（新潟県立大学）

1

戦後日本の社会形成における想定

- 標準のライフコースを歩むという想定：人生の道筋の輪郭は、「家族」「仕事」「住宅」の推移からつくられる
- 親の家を出て、賃貸住宅を確保し、仕事に就き、そして、結婚し、家族をもち、安定した雇用のもとで、所得を増やし、より良質な借家に住み、さらに持ち家を取得するという「社会的標準」
- 人生のセキユリティは、結婚と家族、雇用と所得、住まいの安定
- それらを前提とした社会保険制度

2

日本の社会保障の定義

- 社会保障制度とは、疾病・負傷・分娩・分岐・廃疾・死亡・老齢・失業・多子その他の困窮の原因に対し、**保険的方法**又は直接公の負担において**経済保障の途**を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、**国家扶助**によって最低限度の生活を保障するとともに公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が**文化的社会の成員**たるに値する生活を営むことができるようにすることをいうのである。このような**生活保障の責任は国家にある**。国家はこれに対する総合的企画をたて、これを政府及び公共団体を通じて民主的能率的に実施しなければならぬ。もちろん、すべての国民を対象とし、公平と機会均等を原則としなくてはならぬ。またこれは**健康と文化的な生活水準を維持する程度のものでなければならぬ**。1950年社会保障制度審議会「社会保障制度に関する勧告」

3

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（令和元年12月26日）

- **地域共生社会**とは、このような日本の社会保障の成り立ちや社会の変化を踏まえて、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において提案された理念である。その理念とは、**制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方**である。

4

地域共生社会の実現に向けて

- ▶ 包括的な支援体制の整備
- 生活課題を抱えながらも相談する相手がなく、制度の谷間で孤立してしまい「生きづらさ」を感じている人が増えている
- 生活課題の複雑化、複合化が進み、単一の専門分野の制度利用や支援だけでは、十分に生活課題に対応できないケースも増加
- 「生きづらさ」を抱える住民を支える専門職や支援団体も、縦割りの制度や組織、支援の仕組みに、「支援のしづらさ」を感じている人もいる

5

生活困窮者の抱える二ードの多様性・複合性

- 母子世帯。料金滞納でガス等が停止。所持金20円らずで食料もない。母は知的障がい疑いあり。緊急つなぎ貸付と食料支援を行うも、すぐ費消。
- 母子世帯で小学生の子2人。母や知的障がいの疑いあり、家計管理や家事が困難。電気・ガス代や家賃を滞納。子の食事はカップ麺が多い。
- 統合失調症の30代男性。精神科入院・通院歴あり。親の稼働所得で生活。世帯は電気代等を滞納。本人には幻覚や幻聴があり、自傷行為に及んだことがきっかけとなって、親が相談に来所。
- DVから逃げてきた母子世帯。ひきこもり状態の子が2人。母は最低賃金レベルの時給で働き、月8万円程度の収入。生活費が足りず、夕食は子だけ食べさせ、本人は食べない。

垣田裕介 (2021) 「現金給付とサービス給付」 橋野美智子『福祉政策とソーシャルワークをつなぐ』ミネルヴァ書房

6

「断らない相談支援」とは？

- 生活困窮者自立支援制度 (2015年) による支援二ーズの顕在化
- 顕在化された支援二ーズに対して、本人中心の支援と地域づくり
- これまでの制度は、基本的には定められた基準に則り対応 (制度側の論理で支援を組み立ててきた)
- 本人の側に立って支援を組み立てることを目指す←「生活困窮者の自立と尊厳の確保」
- 解決の方策としての地域づくりの取り組みにより、解決の糸口となる出口の充実が図られれば、相談機関も安心←「生活困窮者支援を通じた地域づくり」

鈴木奈津子 (2020) 『詳説生活困窮者自立支援制度と地域共生』中央法規

7

社会・健康福祉部地域共生生活部庶務 (9402289)

重層的支援体制整備事業 (社会福祉法第106条の4)

令和6年度概算要求額 (包括的相談支援事業) 213億円 (1) 包括的相談支援事業 (82億円) (2) 地域づくり事業 (131億円) (3) 多機能居場所事業 (27億円)

1. 事業の目的

- 地域住民の顕在化、複合化した支援ニーズに対応するためには、市町村が、創職工夫をもって、属性を問わない包括的支援体制を構築し、社会福祉法に基づき、令和3年度から重層的支援体制整備事業を推進し、相談・地域づくり関連事業に係る交付金を一括化、要請可能な増加を見込みつつ、(86)は360程度の市町村対象を想定)、各市町村で包括的な支援体制の構築を進める。

2. 事業の概要 (以下の全ての取組を実施)

包括的相談支援事業

- 対象者、子ども、子育て、生活困難の各法に基づく相談支援事業を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止める。

地域づくり事業

- 介護、障害、子ども、子育て、生活困難の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことにより、地域住民が地域社会に参画する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は除去に資する体制の整備等を行う。

多機能居場所事業等

- 包括的相談支援体制では対応が難しい事へのアセスメントや支援プラン作成、重層的支援体制の構築による関係機関の役割分担、支援の方向性の共有等を行う。(多機能居場所事業) 前年度からの関係機関からの情報をもとに把握した者(相談支援体制整備二ーズ)事業、子ども、子育て、生活困難を支援する事業、地域生活課題の発生防止又は除去に資する体制の整備等を行う。

3. 実施主体等

実施主体	市町村
補助率	42%
実施件数	134
令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度	189

厚生労働省 社会・健康福祉部 社会・健康福祉部「令和6年度予算概算要求の概要【参考資料】」

8

八尾市における「断らない相談支援体制」について ～つなげる支援室のとおりくみ～



つなげる支援室 専属コンシェルジュ
「つなげる」

令和6年7月20日
八尾市健康福祉部次長 兼 福祉事務所長
岡本 由美子

1

八尾市の概要①

市制施行 昭和23年4月1日（平成30年4月から中核市に移行）
人口 260,074人（令和6年3月末日現在）
高齢者人口 73,773人
高齢化率 28.3%
世帯数 128,254世帯



- 大阪府の中央部東寄り、中河内地域に位置。
- 「心音寺山古墳」（中河内最大の前方後円墳）や「由義寺跡」（国史跡に指定）といった豊かな歴史や文化財を有する。
- 中小企業を中心とした高度な技術力と製品開発力を誇る「ものづくりのまち」（大阪府下製造出荷額第4位）
- 「みせるばやお」（第9回ものづくり日本大賞受賞）
- 特産品：えだまめ・歯ブラシ・河内本綿
- 河内音頭まつり（ギネス達成）
- 八尾市民は「ほっとかれへん気質」があり、おせっかい日本人をめざしている

2

八尾市の概要②

<代表的な相談支援機関>

- こども総合支援センター「ほっぷ」直営1か所
- 中河内地域若者ステーション八尾サテライト若者ひきこもり等相談窓口
- 基幹相談支援センター（障がい者の総合相談）直営で1か所、相談支援事業所として4か所
- 生活困窮相談直営1か所、生活支援相談センター1か所
- 福祉生活相談員 市内6か所
- 地域包括支援センター 直営1か所、地域型15か所

- 八尾市社会福祉協議会
- 社会福祉法人



3

特別定額給付金の未申請者訪問勧奨事業

特別定額給付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、1人につき10万円を給付する事業（令和2年度）

⇒ 原則オンラインの郵送なのに窓口にも市民が殺到



もしかしたら誰かの支援がないと申請できない人がいるのではないか。コロナ禍の中、情報弱者や手続き困難者など、本当に困っている人に支援が届いていないのではないかと

こんなチャンスは二度とない…
申請していない世帯を全件訪問しよう！
⇒ 約2週間で委託先と市で2,000件以上の訪問

4

訪問勧奨の結果

給付金の給付状況
対象世帯数 1 2 5, 9 7 5 世帯のうち申請しなかったのは、
2 3 4 世帯。
申請率は、99.81%

最後まで未申請だった対象者の属性
単身世帯数 96%
男女比率 男性 75% 女性 25%
集合住宅率 64%
年齢 40代が20%、次いで50代、20代、30代

➡ 高齢者が多いのではという予測に反して、40代、50代が多く、中でも単身者の男性が圧倒的に多かった。

5

つなげる支援室の設置に向けて

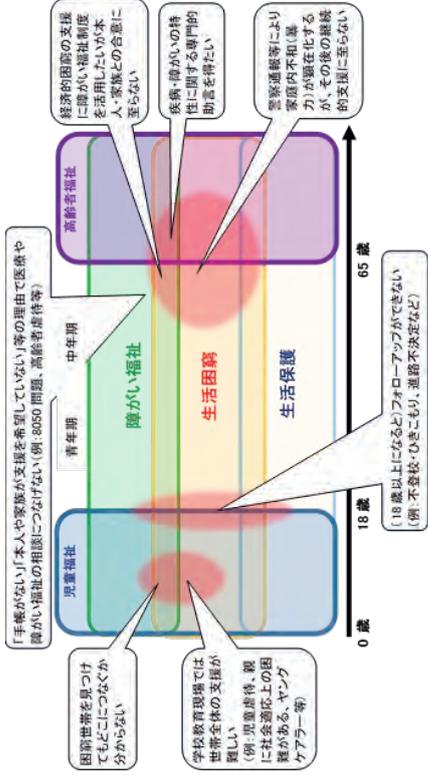
令和2年7月 地域共生社会の実現に向けた組織機構検討会議（部局長）を実施
9月～相談支援体制検討プロジェクトチーム（関係課長）
相談支援体制検討プロジェクトワーキングチーム（担当者）

（プロジェクトでの検討内容）

- ① 相談支援機関の連携の強化
 - ・世帯全体の課題をもれなく把握するための統一したツールの作成
 - ・各専門機関の対応している内容が把握できる一覧表の作成
- ② 効果的な相談支援体制整備
 - ・ディレクター、エリアディレクターの設置
 - ・「八尾市『断らない相談支援体制の充実事業』実施要綱」の制定
- ③ 「相談支援体制」を支える人材の育成
 - ・新規採用職員研修や各役職の研修など、全ての職員向けの研修を検討

7

課題は制度の狭間に埋もれている



〔第32 回近畿地域福祉学会大会抄録集.jp64 (関西学院大学 高井博志教授資料)の図を改変して作成〕

6

つなげる支援室の設置

○令和3年4月～

- ・「地域福祉政策課」から「地域共生推進課」に変更のうえ、課内に「つなげる支援室」を設置
同時に生活困窮者支援担当を課内に移管。
＜八尾市事務分掌規程より＞
- (1) 多機関連携による断らない相談支援体制の構築に係る調整及び総括に関すること。
- (2) 相談支援業務における助言及び人材育成に関すること。

- ・令和5年度 職員配置
室長（看護師）1名、係長級職員（保健師・事務職）各1名、担当（心理士）1名
- ・相談実績

令和3年度 実件数 128件・延べ件数 508件
令和4年度 実件数 105件・延べ件数 802件
令和5年度 実件数 114件・延べ件数 1,003件



市内の各相談機関の全体調整や統括的機能を担い、地域共生社会の実現に向けた体制づくりをリードする役割です。

8

断らない相談支援について ～つなげる相談支援体制整備チーム会議～

◎ つなげる相談支援体制整備チーム会議

対象：相談支援に関する事業や業務を所管する課（課長級）

目的：・支援関係機関がそれぞれの役割を果たしチームアプローチを行うためのネットワークについて検討する。
・市内全体の体制整備を始め、地域全体も含めた広い視野を持ちつつ、課題の抽出及びその解決のための検討を行う。

☆ つなげる相談支援体制整備ワーキングチーム会議

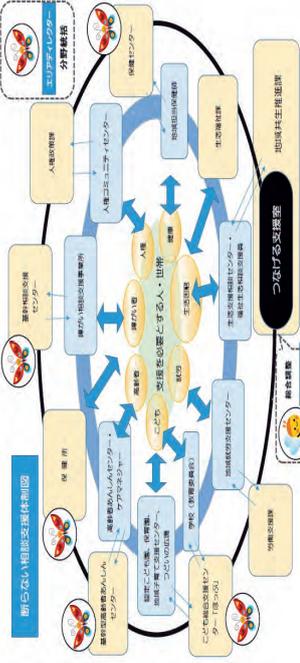
対象：「チーム会議」に参加している課・機関を中心とした実務者（係長級）

目的：「相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」それぞれに関する現場レベルでの実務的・具体的な課題について、その抽出及び検討を行うとともに、チーム会議へその内容をボトムアップ的に提示する機能を持つ。



10

断らない相談支援について ～相談機能の連携によるきめ細やかな支援～



エリアディレクターを統括するディレクターを設置→総合調整機能（地域共生推進課 つなげる支援室）

エリアディレクターを設置→分野別調整機能（各支援関係機関を統括する機関）

9

断らない相談支援について ～つなげる会議（個別支援会議）の開催～

つなげる会議とは

要支援者等が抱える課題を把握し、支援関係機関がそれぞれ果たすべき役割についての調整を行うため、支援関係機関を招集し支援調整に係るつなげる会議を開催する。
*本人の同意を基本とする。ただし、自ら支援を求めない人への支援等、本人の同意を得られない状況にあるにも関わらず支援ができていない人への支援等、本人の同意を得られないケースに関して、社会福祉法106条の6の規定に基づき協議することができる。
(実績) 令和3年度 2事例 4回 令和4年度 11事例 28回
令和5年度 14事例 36回

会議の出席機関

健康推進課、高齢介護課、地域支援課、障がい福祉課、こども総合支援課、こども若者放課後支援課、人権教育課、生活福祉課、地域共生推進課（生活困窮担当）、納税課、保健予防課、水道課、環境課、三浦アピアセンター、中野区（3区）小学校（3校）、教育センター、地域包括支援センター（6カ所）、障がい相談支援センター（5カ所）、総合支援センター（社協）、福祉生活相談支援員、社会福祉士CSW、レスキュー事業、居住支援センター、八尾市若者相談窓口、福祉課、大塚前こころの健康総合センター、大塚前子ども家庭センター、精神医療連携課、大塚保健センター、保健司

● 参加機関数 計42機関（民間18、行政機関18、教育機関6）



支援の方向性が見えて良かった！

一人で抱えなくて良いと分かってほっとした！！

つながり続ける体制を作ろう！

みんなでちよつとずつ手を伸ばそう！

11

断らない相談支援について ～福祉職等相談対応職員への人材育成の実施～

① 「八尾市福祉職の人材育成方針」及び福祉職等相談対応職員への研修計画を策定し、誰ひとり取り残さない窓口対応を推進。

➡ 福祉職（福祉士・心理士）を中心とした「福祉職等専門職研修」を実施。

1年目	2～5年目	6～10年目
新規採用職員研修	福祉職等専門研修 I	福祉職等専門研修 II

② 市民対応を行う窓口を持つ全ての職員が、来庁された方のちよつとした変化や異変に気づき、適切な対応が出来るようスキルアップするための取組みを行う。

➡ 市内の窓口対応能力向上のため、「窓口対応スキルアップツール」及び活用の手引きを作成し、活用についての研修会を実施。

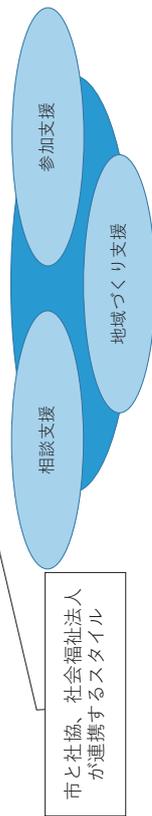
※①・② 共通オンライン研修場所：部署別-1150地域共生推進課

12

誰ひとり取り残さないために

行政だけではなく、地域やあらゆる関係機関が連携して支える
仕組みへと発展

令和5年4月 八尾市版重層的支援体制整備事業を開始



「相談支援（窓口相談・アウトリーチ）＝断らない相談支援」
「参加支援」「地域づくりに向けた支援」
これらを一体的に実施する

重層的支援体制整備事業に取り組む中で見えてきたこと

- 多職種・多機関で連携しつつ支援する必要性
 - 顔がながることで相談しやすくなる
 - 支援者一人が制度や資源等を把握しなくて大丈夫。分野ごとの居場所づくりなどもある。地域と共にあらゆる人のつながる場所を生み出していく
 - 世帯全体の課題を関係する機関で、共有し、何ができるか考えて、役割を分担することにより負担も軽減
- 積極的なアウトリーチ
 - 支援が必要な人への迅速なアウトリーチを通じ、継続的な支援につなげる
- 伴走型支援の必要性
 - 信頼関係を築き、大きなニーズをキャッチするためのアプローチ
 - 「生きづらさ」を抱える人に寄り添い、問題を一緒に考える
- 「緩やかなつながり」の必要性
 - 地域住民も巻き込んでゆるやかに見守る
 - 再び問題が起きた時に早期発見・支援につながる体制



おせっかい 日本一をめざして・・・

八尾市は、令和5年度より八尾市版重層的支援体制整備事業を実施しています！

たった1人の
声からはじまる
ちいさづくり

**重層的支援
体制整備事業**

Sekikawa-
関川村社会福祉協議会



1

たった1人の
声からはじまる
ちいさづくり

INDEX
もくじ

01
経過と事業スキーム

02
実施内容

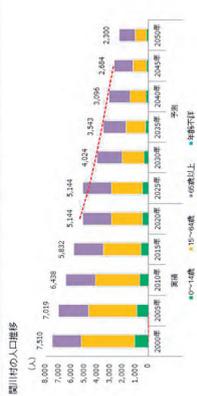
03
効果・課題

04
参考資料

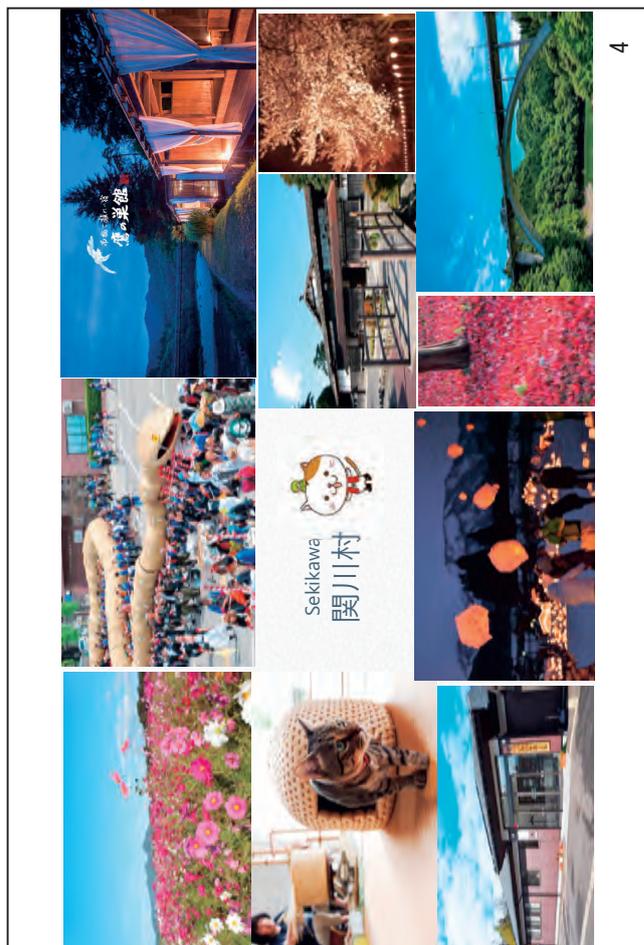
2

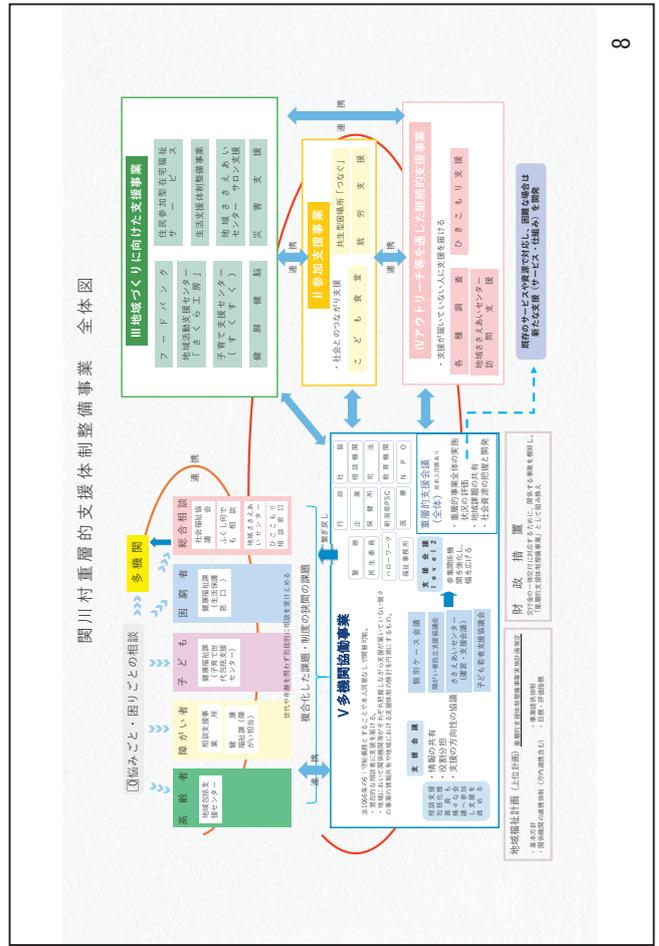
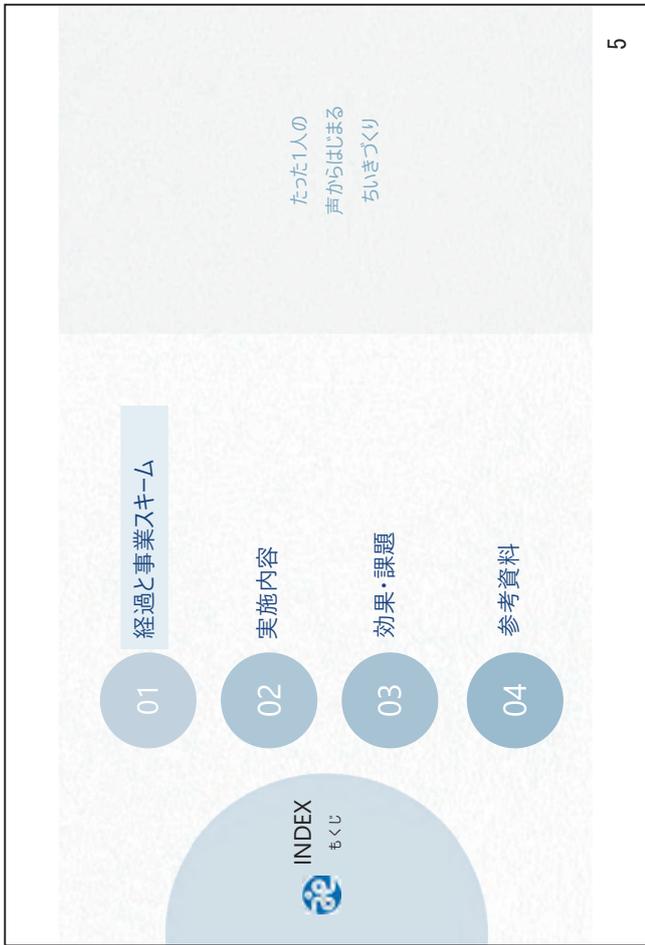
sekikawa
関川村の概要

- 人口 **4,819**人
- 高齢者数 **2,159**人 (65歳以上)
- 高齢化率 **44.8%**
- 世帯数 **1,835**世帯

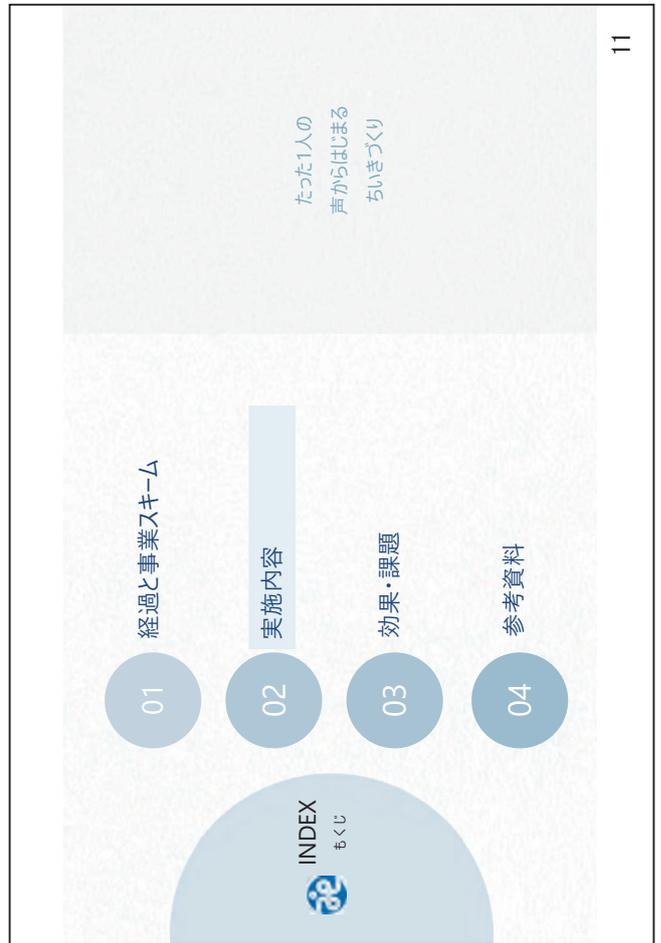
3





No	事業	ポイント	事業概要
1	相談支援	・5人(ふくしまも相談) ・総合相談窓口	・包括的な相談の受付、断らない相談支援 ・必要者関係機関へつなぐ支援 ・相談の定期開催(月1回開催) ・出張相談会
2	参加支援	・資源開発や利用調整のコーディネート ・社会参加促進 ・社会参加支援 ・地域共生推進場所づくり	・ささあい促進 ・障がい者、引きこもりの社会参加促進 ・ひきこもり支援の受皿(居場所)の開設 ・来生至福会等の運営
3	地域づくりに向けた支援	・子ども食堂(多世代交流の場)と連携 ・子育て支援拠点整備	・普及啓発、ボウリングの活躍の場の確保 ・多世代交流の場の確保 ・多世代交流の場の確保 ・地域のつながりの形成 ・住民向けフォーラム、研修会の開催
4	アウトリーチ	・ひきこもり支援体制整備 ・訪問支援	・引きこもり相談室、療育 ・ひきこもり支援のアプローチ、アウトリーチ派遣コーディネートし方向性を決定。 ・つながりの事業問題に向けて課題把握調査
5	多機関協働	・関係機関ネットワーク構築 ・行政連携 ・小卒のケースマネージャー	・社会福祉士による自治体的助言指導 ・個別ケース会議や出席し意見 ・複雑化、複合した事例の調整役 ・制度の抜本的見直しや方向性や役割分担、調整会議の開催をする。 ・つながりネットワークの構築
支援プランの作成			
支援会議			
重層的会議			
a	生活困窮者支援等の地域づくり事業	・生活困窮者 ・生活困窮窓口	子ども若者支援協議会に追加招集、高齢(民生委員見守り担当)障がい(行政機関員担当)生活困窮(新潟県P.S.C.)、NPO法人が参加。 生活困窮者の家計相談や相談や困窮の支援機関へつなぐ。 一時的な食費や衣費支援のアプローチ 支援機関と連携支援
b	福祉事務所施設課資料による相談事業		「要保護に陥りうる人への相談支援(インテーク)料」制度併用との連携による訪問支援

9



11

SekikawaのMISSION

相談支援事業

MISSION

どんな相談もワンストップで受け止める。「とりあえず社協行くか。」の相談体制へ。

SekikawaのMISSION

多機関協働

01 CREW + 02 safety

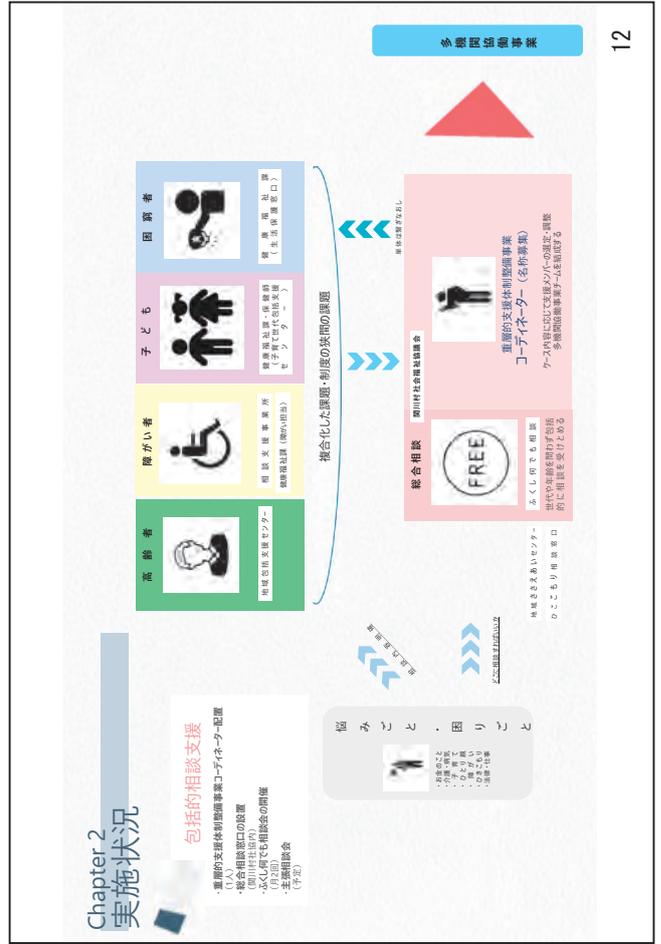
地域もスタッフも1人になじない
「対象外です。」だけで終わらせない

これが関川の相談支援だ！

複合的な課題を単なる個人や世帯だけで支援を行う場合、各相談支援機関の調整だけで解決困難なケースもあります。
関係機関同士での調整がうまくいかない場合、社会福祉協議会に依頼している重層的支援体制整備コーディネーターが、関係機関の情報を共有や支援の検討を行うために関係者が一堂に会する支援会議を開催しています。

複合課題ケース検討会の開催にあたり、重層的支援体制整備コーディネーターは各支援機関が持つ情報を収集、集約してセッションし、必要に応じて各相談支援体制整備アドバイザー(アドバイザー)に助言をもたないながら、各相談支援機関に必要な支援体制整備士の資格や役割を明確にしながら、各相談支援機関との連携を促すことで、課題や支援の方向性をチームで共有し、それぞれの役割分担の中で適切な支援につなげます。

10



12

どんな相談も社会福祉士にお任せください！！ 相談無料！！秘密厳守！！

子どものこと
幼稚園・小学校・中学校・高校・大学等の生活・学習に関する悩みや困りごと、進路の悩み、いじめ・不登校・不勉強などの悩みや相談をいたします。

お金のこと
生活保護の申請・生活費の捻出・所得制限の相談、障害者年金の申請・生活費の捻出・所得制限の相談、各種補助金の申請・生活費の捻出・所得制限の相談をいたします。

体のこと
生活保護の申請・生活費の捻出・所得制限の相談、障害者年金の申請・生活費の捻出・所得制限の相談、各種補助金の申請・生活費の捻出・所得制限の相談をいたします。

ひきこもり
生活保護の申請・生活費の捻出・所得制限の相談、障害者年金の申請・生活費の捻出・所得制限の相談、各種補助金の申請・生活費の捻出・所得制限の相談をいたします。

生活のこと
生活保護の申請・生活費の捻出・所得制限の相談、障害者年金の申請・生活費の捻出・所得制限の相談、各種補助金の申請・生活費の捻出・所得制限の相談をいたします。

申込み受付中 6月 何でも相談会

期町社会福祉協議会
電話予約専用ダイヤル：0256-64-0111

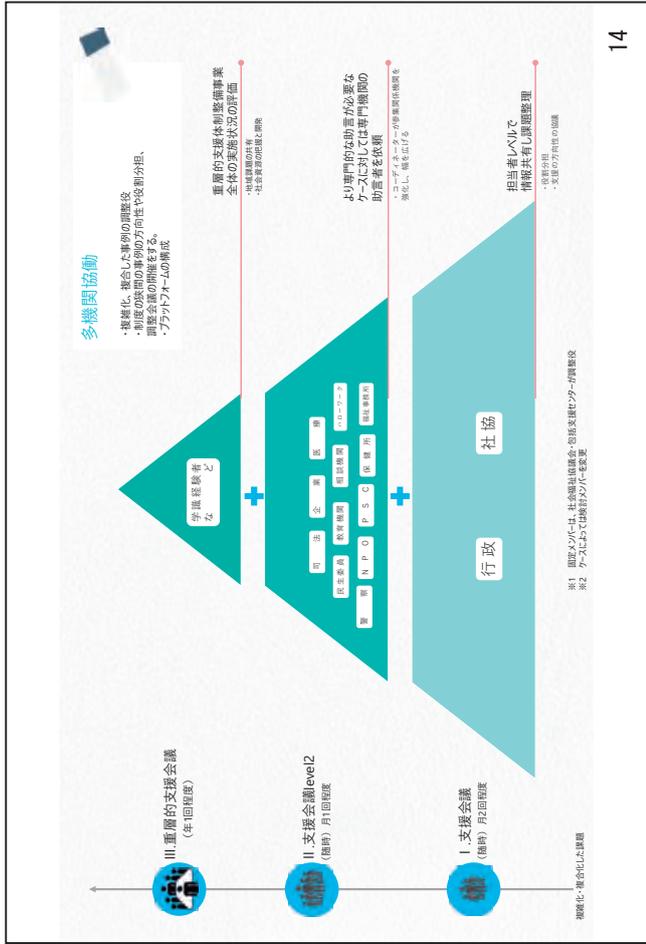
場所 期町社会福祉協議会 電話予約専用ダイヤル：0256-64-0111

日時 6月12日(水) 15:00-18:00
6月26日(水) 15:00-18:00

対象者 期町市在住の市民、期町市に在住の外国人、期町市に在住の外国人、期町市に在住の外国人

内容 期町市に在住の市民、期町市に在住の外国人、期町市に在住の外国人、期町市に在住の外国人

その他 期町市に在住の市民、期町市に在住の外国人、期町市に在住の外国人、期町市に在住の外国人



01. 仕組みづくり会議

▶ 所管課・社協で事業の仕組みや体制を検討

02. 支援会議

▶ 個別ケースについて担当者レベルで情報共有、それぞれの担当者が持っている情報や課題を整理
(ex: 8050・J3選取、アルコール依存症、身寄りなし、など)

▶ 連携体制強化
• 期町市社会福祉協議会
• 期町市地域包括支援センター 保健師

03. 支援会議 level2 (多機関調整会議)

▶ 複合化・複雑化した多機関での対応が必要なケースに対してチームアプローチをする。支援の検討や各機関での役割分担
(ex: 上記に加え、生活困窮、ひきこもり、メンタケアなど)

▶ 連携体制強化
• 期町市地域包括支援センター、福祉事務所、保健所、児童相談所、弁護士、医師
• 各分野NPO法人など

04. 重層的支援会議 (支援体制強化)

▶ 手詰まりのケースで支援の方向性を見失っている事例にはアドバイズとして臨時的に助言者を依頼
▶ ひきこもり支援：NPO法人期町ネット 村山氏
▶ 障がい者支援：調整中

★ 既存の会議体へ参加 (要保護児童対策地域協議会など)

04. 重層的支援会議

重層的な支援体制整備事業全体の進捗状況の評価、資源の検討や地域課題の共有

支援会議 level2 (多機関調整会議) ひきこもり支援の様子

※ 事例を元にした写真のイメージです

- 行政所管課 担当
- 相談支援事業所
- 地域包括支援センター
- 村内NPO法人
- 岡川社協 事務局長
- 新沼大学
- NPO法人 新沼ネット
- 新沼大学
- 行政 障がい担当
- 重層的な支援体制整備事業全体の進捗状況の評価、資源の検討や地域課題の共有

議員へ向けた制度説明会

担当者以外にも課長、参事、係長級、一般職員他、社会福祉協議会の事務局長などを対象

【重層的支援体制整備の村会議員へ向けた説明会】

- ▶ 制度理解、予算や村の事業スキームを説明する。

市内重層制度学習会

担当者以外にも課長、参事、係長級、一般職員他、社会福祉協議会の事務局長などを対象

【重層的支援体制整備の市内研修】

- ▶ 当該制度の概要を学ぶ。市内の制度理解を深める。

行政課長会議で制度説明会

- ▶ 行政庁内の全課課長へ制度説明。所管課以外の理解と庁内連携の必要性を説明する。

インテーク研修会

関川村ひまわり支援プロジェクトチーム会議メンバー他
行政（保健師、障がい担当、包括）・社協・相談支援事業所、ケアマネ、民生委員などを対象

【ひまわりプロジェクト内部研修】

- ▶ 初回の相談対応について学ぶ

17

01 経過と事業スキーム

02 実施内容

03 効果・課題

04 参考資料

18

令和5年度実績 (相談支援・多機関協働)

	<p>福祉総合相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談 ・ふくし何でも相談会 <p>生活困難（お金、食事、住まい、生活保護）、相談、仕事、労働問題、法律、親の介護、近隣トラブル</p>	<p>“23件”</p>		<p>多機関協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援会議 ・支援会議level2（多機関） <p>既存の会議体や個別ケース会議へ参加（関係職員参加、地域協議会、学校運営協議会など）</p>	<p>“29件”</p>		<p>訪問支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と合同訪問 ・行政と連携や訪問 <p>アリコール生活症、ひまわり、こころ屋敷、身寄りなし生活保護受給者、自殺ハラスイク、災害被災者、ひとり親</p>	<p>“多数”</p>
	<p>狭間のケース (困難者・フードバンク)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者支援 ・フードバンク支援 <p>担い手のいないケースの開設</p>	<p>“75件”</p>		<p>多機協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者支援 ・フードバンク支援 <p>担い手のいないケースの開設</p>	<p>“多数”</p>			

19

対応事例

障がい（障害手帳B）所持している夫婦。男性（20）女性（24）と叔母（40代）透析治療中は不定期な一般就労仕事。妻は未婚で収入がほぼなく生活に困っていた。妻は妊娠し、ハイリスク妊婦対応。公営住宅に住んでおり、生活能力も低い。家事や清掃は困難。サービス利用や福祉関係機関との関わりなし。お金がないと夜場に相談に行き、と貸付対応や金庫管理として社協へ案内された。

↓

平田「この世帯の問題は果たして金融管理なのだろうか...」と疑問に思い

- 行政保健師、障がい担当と情報共有（支援会議）
- 本人の意向確認

複合的な課題があると考え多機関で支援の調整をスタート。参集機関は情報共有（支援会議）の際に検討。

行政障がい担当、保健師、社協、包摂支援センター、ARU-ワーク、福祉事務所、新潟県パーソナルサポートセンター、相談支援事業所、障がい者就労支援センターの多職種で支援会議level2。必要な支援や役割分担の確認。

- 全体を通して、社協が中心となり調整および相談受付。
- 様々な支援機関やサービスにつながる。
- 福祉事務所、新潟県パーソナルサポートセンター；生活困難対応、生活保護
- 行政障がい担当、相談支援事業所；障がい福祉サービス（就労移行、就労日、生活介護）
- 障がい者就労支援センター、ARU-ワーク；就労サポート
- 保健師；地域包括支援センター；叔母の支援（介護保険）
- 社協；生活福祉資金、日常生活自立支援事業、チーム支援全体調整

20

Chapter 3
効果と課題

効果

Point 01 多機関協働による支援体制
 > 複合的なケースに対して多職種連携の場をコーディネートし、課題解決に向けた動き出し。

Point 02 相談窓口の開設
 > 包括的な相談の受け止め場を整備。

Point 03 支援の実践
 > 訪問のケースの調整役や制度外の実践。

課題

Point 01 普及活動
 > 様々な層へ、広く知ってもらう工夫。自治体や関係団体、広域など必要に応じて連携を促す仕組み作りが足りない。二次被害など潜在的なケースの早期発見に注力。

Point 02 アプローチ
 > ひきこもり支援以外のアウトリーチ。明確なアウトリーチの仕組みを構築できず、多岐的な相談を受け付けない。ケースの経過や地域の声に積極的に動く。

Point 03 出口の確立
 > 訪問や相談の先の資源開発。社会参加の受け皿や不足している社会資源を整備。

21

22

ふだんのくらしのしあわせ
送れるような仕組みを作っていきたいと思えます

INDEX
もくじ

01 経過と事業スキーム

02 実施内容

03 効果・課題

04 参考資料

たった1人の
声からはじまる
ちいきづくり

23

Chapter 4
参考資料

関川村ひきこもり支援でやったこと

Ⅰ. システム
 ・ プロジェクトチームの結成

Ⅱ. 全戸調査
 ・ 日常生活の困りごと調査

Ⅲ. 普及啓発
 ・ ひきこもりフォーラム
 ・ 専門職ネットワーク研修

Ⅳ. 窓口開設
 ・ 専門窓口の確立・周知
 ・ 支援

24

Chapter 4
参考資料

I. システム

関川村ひきこもり支援プロジェクトチームを結成

構成員 20名

関川村村内		村外関係者	
所属	部署	所属	役職・担当
関川村役場	健康福祉課	新潟県社会福祉協議会	議長代理・主事
	健康福祉課 (地域福祉支援センター)	新潟県 パートナルサポートセンター	センター長
関川村社会福祉協議会	事務局長	村上地域振興局 (村上保健所)	課長代理・相談員
	課長・係長・主事	新潟大学	准教授
NPO法人こころ	生活支援相談員	NPO法人新潟わっと ※スーパーバイザー	代表理事
地域活動支援センター 相談支援事業所	管理者		

機能

ひきこもりに関する仕組みを検討するチーム
年間の事業の計画・ひきこもりの方への仕掛け・相談方法や支援内容の検討など

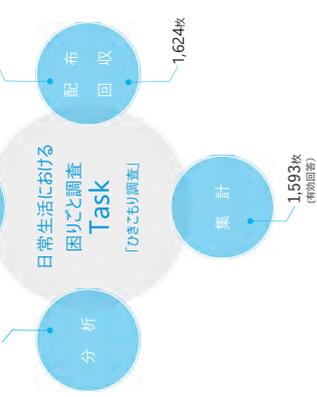
関川村のひきこもり	
37人	～60人
37人	～60人

学校関係 (小・中学校)・教習課・民生委員などが追加候補か?

Chapter 4
参考資料

II. 全戸調査

「日常生活の困りごと調査 (ひきこもり調査)」



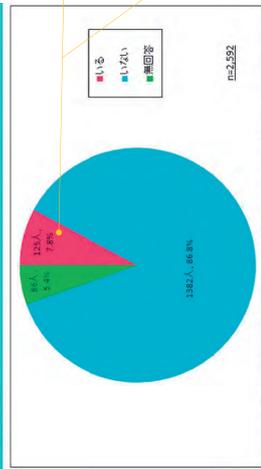
- (1) 対象
- 関川村全世帯 (無記入所者を除く)
- (2) 調査方法
- 質問紙法
 - 紙の調査票に記載 (項目プロジェクチームで検討)
 - 配布
 - 健康づくり推進委員 (行政職託) を通じて全世帯へ配付される定期配布物に併せて本調査にかかる a) 依頼文 b) アンケート調査票 c) 回答用封筒 (配布封筒同様) を配布。
- (3) 回収方法
- 回収
 - 各世帯から記入いただいた調査票は、調査票配布時の封筒に封入し、健康づくり推進員 (行政職託) を通じて関川村役場に提出

Chapter 4
参考資料

II. 全戸調査「結果」

【図9】 あなたの2世帯の中に (回答者自身を含めて)、仕事や学校に行かず、家族以外の上の交流をほとんどしないうちも割合はどのくらいですか。(〇は一つだけ) (1つしる割合は全体の人数も記入ください)

- 該当者が世帯内にはいると回答した方が18人 (7.6%) であった。
- 否否、世帯内に該当者が7人と回答した方が14人 (7.2%)、7人は上記回答し方が1人 (6.6%) であった。



【図10】仕事や学校に行かず、家族以外の上の交流がほとんどない方の有無

「日常生活の困りごと調査 (ひきこもり調査)」
有効回答世帯の年齢や世帯構成は様々

(10代～90代・単身世帯～孫まで)

- 〇問4⇒収入・健康・自然災害
- 〇問5⇒身内や知人が多数 (相談相手がいらない16名)
- 〇問6⇒挨拶を交わす程度72名・付き合いがない162名
- 〇問8～11⇒家族以外と交流がない125名 (高齢・年代も多様)
- 〇問14～15⇒6か月以上休職が継続した
- 〇問17⇒休職作りや相談機関など幅広いニーズ (おにもしくはなくとも良いという声もあり) またにアンケート下の支援が必要か?

年齢無回答+0歳から14歳+65歳以上を除外
(21) (1) (56)

47人がひきこもり



令和5年度関川村 ひきこもりフォーラム
令和5年3月10日(日)
13:30～16:00

- ひきこもりの基礎知識
- 関川村のそれぞれのひきこもり支援

村内のひきこもり支援の実態を地域居住者にもっと知ってもらいたい。ひきこもり支援、支援のしかたについて学びたい。支援の現状を知りたい。相談に基いたる支援について。また、窓口周知を広げることで当事者以外からの情報キャッチアップを期待したい。

▶参加者100人越え!!

Chapter 4
参考資料

IV.相談窓口
「専門の相談窓口の開設」

令和5年11月1日 開設

▶ 趣 向
全戸配布、民生委員、区画、社協ホームページ、行政ホームページ

▶ 内 容
来所以外の相談も対応（匿名OK）
相談のフロー
相談のメソッド
相談者の顔を見せる
専門機関と連携

▶ 相談員
兼務者名
かた、




ひきこもり
のお悩み
一緒に考えます

「ひきこもり」の相談窓口
TEL:0254-64-0111
〒250-0292 静岡県浜松市東区

Chapter 4
参考資料

ほまむち
HOMAMUCHI
HIREMANHIRA

令和6年7月OPEN!

▶ 開催頻度：月1回～
▶ 内 容：屋内外のメニュー
(新割り・草刈り・花植え・ピザ作り・石臼コヒー)







令和6年7月20日
新潟人間生活学会
新潟県立大学

三条市における重層的支援体制整備事業

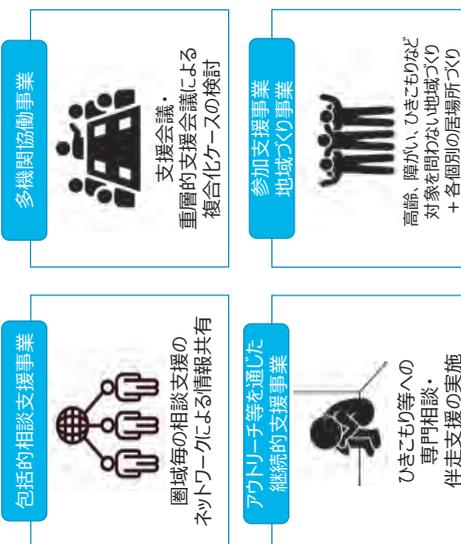
相談支援関係機関の連携体制構築と今後の取組について

三条市福祉保健部地域包括ケア推進課

1

三条市における重層的支援体制整備事業の現状

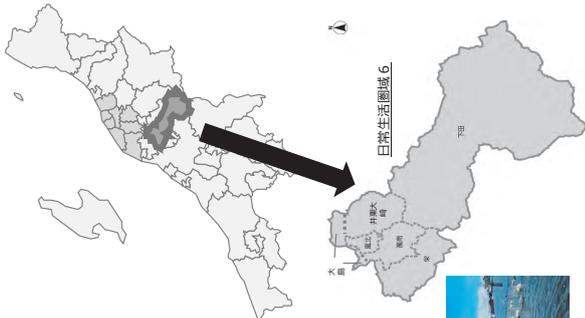
- ▶ 令和4年度～令和6年度を移行準備期間として、重層的支援体制事業の各取組がそれぞれ始動している。
- ▶ 令和7年度の本格実施に向け、それらを一体的につなぐ仕組みづくりが必要な段階



3

新潟県三条市 (令和6年4月1日現在)

- 人口 91,905 人
 - 世帯数 37,292世帯
 - 高齢化率 33.9%
 - 面積 431.9 km²
- ・ (高齢) 地域包括支援センター 委託 5か所
 - ・ (障がい) 相談支援事業所 委託 5か所
 - ・ (子ども) 子育て支援センター 直営 3か所、委託 5か所
子育て拠点施設 委託 2か所
 - ・ (困窮) 社会福祉協議会 委託 1か所
 - ・ (ひきこもり) 三条こもりひと支援センター 委託 1か所



2

支援者間の連携体制構築・強化の取組 (令和4年度～)

【圏域毎の相談支援機関等のネットワーク】

- ▶ 複合的な課題解決に向けて、高齢、障がい、子ども、生活困窮等各分野の圏域担当を紐づけ、圏域毎の相談支援体制を構築
- ▶ 圏域毎に定期的な情報共有の場や支援会議等を開催し、支援者間の連携を強化

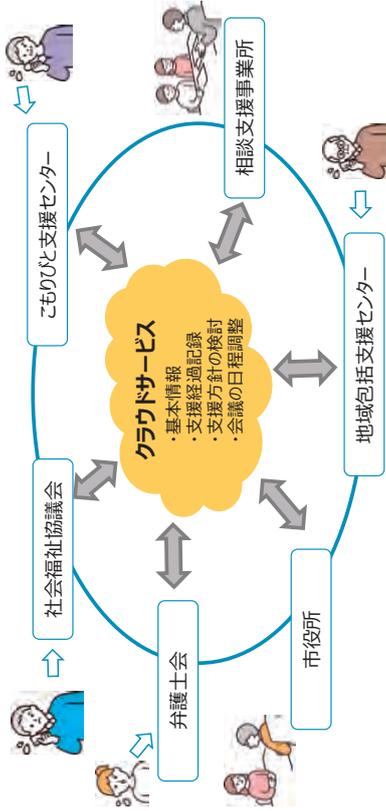


4

支援者間の連携体制構築・強化の取組（令和4年度～）

【クラウドサービスを活用した相談支援機関等の連携】

- 庁内外の支援者で共通のクラウドサービスを使用し、リアルタイムで支援状況の共有や支援方針の検討等を実施



制度・分野を超えた円滑な連携体制が構築でき、複雑化・複合化した課題を抱える世帯へ迅速な対応が可能になった。

5

最後に

これまでの相談支援体制や地域づくりの成果を基盤として

- 相談支援関係機関の更なる連携の推進
- 寛容な地域づくりの推進
- 参加支援をはじめとする新たな事業

➡ **市民が安心して暮らし続けるために、支援者同士が連携を図りながら、困りごとを抱える世帯全体を丸ごと支援する体制整備を進めていく**

7

相談支援に係る課題と本格実施に向けた取組

三条市のこれまで

圏域毎の相談支援体制を整備し、複合化・複雑化したケースについては、圏域の支援機関が支援会議を開催し、支援方針や各相談支援機関の役割分担の検討を実施

課題・背景

複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えるケース、支援方針や役割分担を明確にすることが困難なケースもみられていた。複雑化・複合化ケースの課題の置きほりとケース全体の支援の調整機能を実現する者の必要性が高まってきた。

重層コーディネーター 既存の相談機関の機能を活かしつつ、令和7年度に地域包括ケア推進課に複雑化・複合化した課題を抱えるケースの**相談支援全体のコーディネーター**となる**重層コーディネーター（2名）**を配置予定

【重層コーディネーターの役割(案)】

- 各相談支援機関が抱える複合化ケースについて、相談を受け、支援を受け、支援会議、重層的支援会議の開催調整、会議の運営
- 世帯の課題のアセスメントと多機関協働事業プラン、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業のプラン案の作成
- プランに基づく支援の進捗管理
- 支援関係者のネットワークの構築・強化及び支援関係者の資質向上のための研修等実施
- 支援対象者を社会資源や居場所等につなぐため、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業委託事業者をはじめ各支援者と連携しながら、支援ニーズに合わせた既存の居場所の拡充や多種多様な関係者同士をつなぐ仕組みづくり

6

第14回 新潟人間生活学会

孤立不安時代の 声なき声を聴く心を紡ぐ

— 誰もが不安を抱える社会で「つながり」の再構築に向けて —



新発田市社会福祉協議会
地域福祉課 川瀬 聖志

1

新発田市の概要

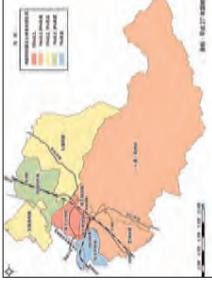
令和6年3月末 現在

人口総数 92,276人 (男 45,017人 女 47,259人)

世帯数 37,385世帯

高齢化率 33.5% (65歳以上の人口30,936人)

学校等 小学校15校 / 中学校10校
高等学校6校 / 専門学校1校
短期大学1校 / 大学1校




2

新発田市社協の紹介



新発田市社会福祉協議会
YouTube公式チャンネル



新発田市社会福祉協議会
紹介パンフレット



3

「声なき声問題」に着目したきっかけ

就労の状況

心身の状況

生活の状況

地域社会との関係性

その他の事情

経済的「困窮」と 社会的・精神的「貧困」

その要因多くは…

社会的孤立

状態にある

4

これからの地域福祉には…

個別支援と地域づくり

～「待ち」から「まち」へ～

暮らしのほかにちょっと困ったことを
地域みんなで支え合い、応援します。
お集りに
ご参加ください。

5

地域での支え合いに向けて(コミュニティワーク)

無関心
関心
気づき
共感
支え合い
地域づくり

Point
人と人がつながる
「仕組み」と「取り組み」

社会資源
点在している

ネットワーク
点から線に
線から面に

6

地区担当制

05

7

「暮らし」と「住まい」のふくし相談会

◆「暮らし」と「住まい」のふくし相談会（年2回：6月/3月）

◆相談員 9名
新潟県弁護士会／新潟県司法書士会／関東信越税理士会新潟
田支部／新潟県行政書士会下越支部／新潟県宇都建物取引業
協会新潟田支部／地域包括支援センター／新潟田市（生活
困窮・保健師）／成年後見センター

将来のこと
将来の生活や財産
相続や遺言・遺贈
準備金・基金などに
関すること
関すること

財産のこと
住宅の売却や賃貸
借付の管理・維持
利益金・基金などに
関すること
関すること

制度のこと
障害者手帳や
介護保険などに
関すること
関すること

不安なこと
相続や遺言・遺贈
準備金・基金などに
関すること
関すること

8

生きづらさを抱える若者等の支援(ケースワーク)

いつでも
「チャレンジ」や「チェンジ」ができて
安心して気軽にひと休みできる“よりどころ”

制度があるから「支援」する？

支援者側が「力」をつける？

関わりが必要な状況があるから支援を試みる

本人の「生きる力」が大切であることを忘れない



9

若者自立支援事業

ひきこもり・貧困など生きづらさを抱える若者世代やその家族を対象として、関係機関や団体と協力し、相談支援やささぎさまざまな活動、居場所を通じて社会参加のきっかけづくりに取り組んでいます。






P 11



10

ボランティア活動 & 社会参加





ボランティア活動(例)



11

〇居場所

■若者+交流会 (Meet+Me) など

生きづらさを抱え、社会とのつながりにくさや不安を感じている若者を対象とした交流会を定期的に開催しています。気軽に集まり、日頃の思いを話し合ったり情報交換をしたり、イベントに参加できる場です。

■親のサロン

生きづらさを抱える若者をもつ親や家族のための交流会を定期的に開催しています。悩みや不安を話し合い、経験や関わり方などを共有できる場です。





P 11



12

就労準備支援事業
 ～生活困窮者自立支援事業～

「社会との関わりに不安がある」「ほかの人とコミュニケーションがうまくとれない」「就労経験が少ない」「仕事をしたい期間が長い」など、すぐに就労することが困難な方を対象に、一定期間のプログラムを作成し、就労のための基礎能力を養いながら準備を行います。

P11

13

○関係機関・団体とのネットワークの構築

不登校やひきこもりなど、子どもや若者、その家族を抱える課題に対して、教育・福祉・医療などさまざまな分野の関係機関や団体が連携・協働してサポートできるように、ネットワークづくりを行っています。

P11

15

思いや状況に応じた支援(就労準備支援)
 ～役割・生きがい・居場所づくりによる自尊感情や自己有用感の回復と醸成を図る～

アシメント
就労準備支援計画

日常生活自立支援

社会生活自立支援

就労自立支援

一般就労

職場定着支援

自立相談支援機関(就労支援員)やハローワークと連携した就労支援

生活習慣の確立、社会とのつながりの回復、就労体験など、本人の意思や状態に応じたきめ細かなステージの創設

①日常生活自立支援(3段階ステップ支援)
 ②社会生活自立支援(3段階ステップ支援)
 ③就労自立支援(3段階ステップ支援)

丁寧なアセスメントによる、本人の強みを含めた特性や様々な課題を考慮した支援計画を作成

14

新発田版 生きづらさを抱える若者等支援ネットワーク

本人・家族

社会福祉協議会

新発田市

下地域若者サポートステージン

連携

KHJ 不登校親の会 包括支援センターセンター 包括支援センターセンター 包括支援センターセンター 包括支援センターセンター

ボランティア団体 障がい者基幹相談支援センター

教育委員会 新発田市教育支援センター 車野校

ハローワーク 民生委員児童委員 NPO 保健所 自治会 医療機関

社会福祉・高齢福祉、こども、障障推進・商工振興・地域安全 他

16

生きづらさを抱える若者等の支援 課題と展望

◆課題

- まだまだ局所的、属人的の傾向がある
- 継続性や広く周知を図ることに限界がある
- 複雑化・複合化したニーズや課題を抱えた方が多い … etc

地域共生社会の構築と
重層的支援体制整備事業が重要



17

ご清聴ありがとうございました

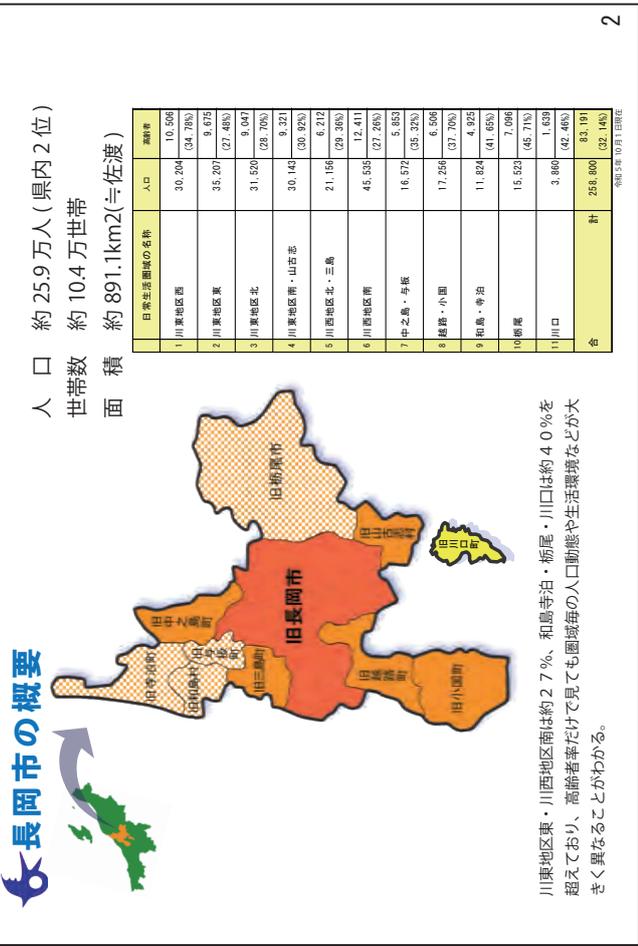
福祉は誰もが誰かのチカラになれること

大切な地域だから
みなさんのココロごとく
変わります。

地域みまもり隊



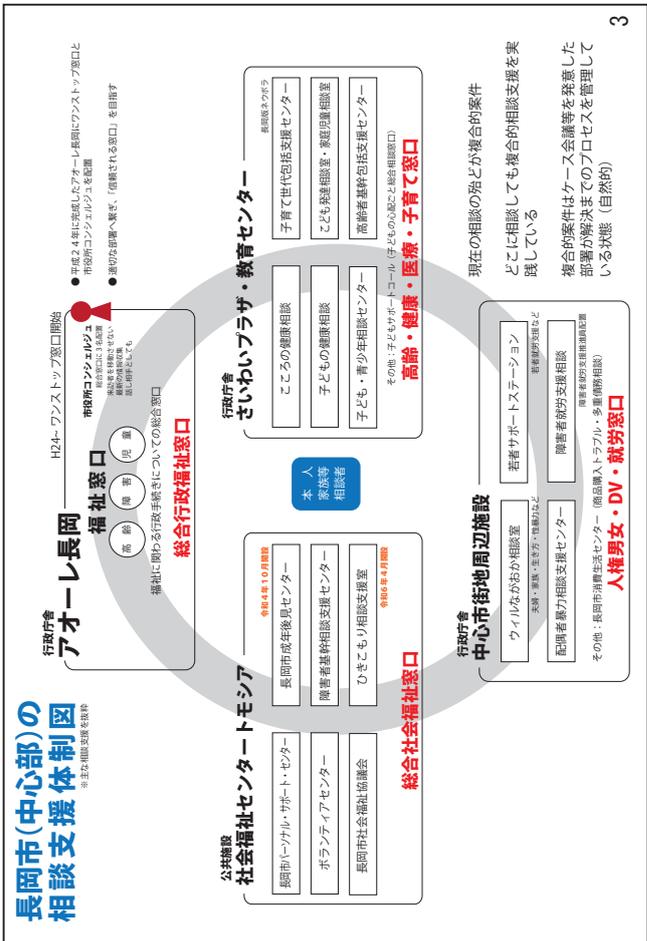
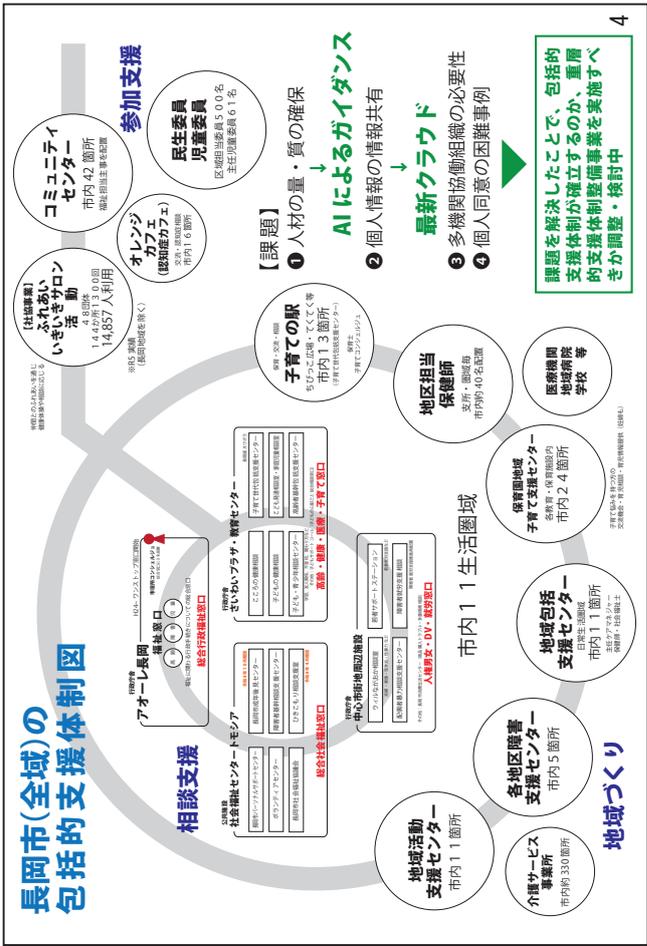
18



長岡市の包括的支援体制について

長岡市福祉保健部福祉総務課 企画係長 小川 裕

行政庁舎 H24- ワンストップ窓口開始
 アオーレ長岡福祉窓口 福祉に關わる行政手続きについての総合窓口
 ●平成24年に完成したアオーレ長岡にワンストップ窓口と市民協働コンシェルジュを配置
 ●各切込部へ集約し、信頼される窓口を目指す



新潟人間生活学会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「新潟人間生活学会」と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を新潟県立大学 人間生活学部に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、人間生活学に関する学理および応用の研究についての発表および情報の提供等を行うことにより、人間生活学に関する研究の進歩普及を図り、もって学術の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 機関紙および出版物の刊行
- (2) 学術集会などの開催
- (3) その他本会の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

- (1) 個人会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 学生会員 本会の目的に賛同して入会した学生

(入会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、当該年度の会費を添えて所定の申込書を学会長に提出しなければならない。

(会費)

第7条 本会の年会費は次の通りとする（会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする）。

- (1) 個人会員 2,000円
- (2) 学生会員 500円

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、退会届を学会長に提出しなければならない。

第4章 役員および会議

(役員)

第9条 本会には次の役員をおく。

学会長	1名（人間生活学部長）
副会長	2名
幹事	2名
監事	2名

*顧問（指導助言を必要とした場合、学会長が委嘱）

(役員を選任)

第10条 学会長は新潟県立大学人間生活学部長とし、副会長、幹事および監事を学会長が推薦し、総会で選任する。学会長が必要と認める場合は、総会の議を経て、業務を委嘱する委員（特別委員）を置くことができる。

(役員職務)

第11条 学会長は、本会の業務を掌理し、本会を代表する。

第12条 役員は、この会則に定める事項を行う他、総会の権限に定められた事項以外の事項を決議し、執行する。

第13条 監事は本会の業務および財産に関して監査する。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(編集委員)

第15条 本会に、機関誌等の刊行を行う編集委員をおく。

2 編集委員は役員会の議を経て学会長が指名する。

(会議)

第16条 本会は、総会、役員会および編集委員会を開催する。

(総会)

第17条 総会は学会長が招集する。

- (1) 総会は、個人会員をもって構成する。
- (2) 総会の議長は、その総会に出席した個人会員の中から選出する。
- (3) 総会の議事は、出席役員過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第18条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画および収支予算並びにその変更
- (3) 事業報告および収支決算
- (4) 役員選任(会長、副会長、幹事、監事)
- (5) 会費の額
- (6) その他運営に関する重要事項

(役員会)

第19条 役員会は学会長が招集する。

- (1) 役員会の議長は学会長とする。
- (2) 役員会は、役員3分の2以上の出席がなければ議決することはできない。
- (3) 役員会の議事は、出席役員過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(編集委員会)

第20条 編集委員会は委員長が召集する。

- (1) 編集委員会の委員長は役員会の議を経て学会長が指名する。
- (2) 編集委員会は、委員3分の2以上の出席がなければ議決することはできない。
- (3) 編集委員会の議事は、出席委員過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(顧問)

第21条 本会には顧問をおくことができる。

2 顧問は役員会の議を経て学会長が推薦し、総会で選任する。

附 則

この会則は、平成21年(2009年)11月から施行する。

この会則は、平成22年(2010年)1月から改定施行する。

この会則は、平成23年(2011年)5月から改定施行する。

この会則は、平成31年(2019年)4月から改定施行する。

人間生活学研究 投稿規定

I. 発 行

1. 本誌は新潟人間生活学会の学会誌であって、原則として年一回発行する。

II. 受 理

1. 本誌は人の生活に関わる分野の学術（人間生活学）に関する研究論文または報告（表 1）であって、他の「学術誌等」に公表または投稿されていない論文の投稿を受け付ける（「学術誌等」に該当しない公表・投稿先の例は「責任著者確認書」の記述を参照）。

表1. 投稿論文の種類

種類	内容	査読
1. 研究論文（査読あり） Peer-reviewed Research Article	独創的な研究論文	あり
2. 研究論文（査読なし） Reserach Article	研究論文のうち、査読を求めないもの	なし
3. 報告 Report	研究・調査に関する資料や実践活動等に関する報告	なし

2. 論文の種類は責任著者が指定する。ただし編集委員会から変更を求められる場合がある。
3. 筆頭著者および責任著者は新潟人間生活学会の会員とする。
4. 論文の内容が人間生活学の発展に寄与するものであって、「III. 執筆要領」に沿って体裁が整っており、直ちに印刷できる状態にある場合に受理する。
5. 採否は編集委員会が決定する。ただし研究論文（査読あり）の採否は査読結果を参考とする。
6. 査読は別に定める「投稿論文の査読に関する内規」に沿って行う。

III. 執筆要領

1. 原稿は日本語または英語（米国）で記載する。日本語論文の図表は英語で記載しても良い。
2. 原稿一編は 10 ページ程度（14 ページ以内）とする。
3. 研究論文の構成は原則として表 2 の通りとし、**研究論文(査読あり)では ABSTRACT を必須**とする。投稿者の学術分野によってこの構成がなじまない場合には各学術分野の例により記載し、参考とした学術誌を 1 冊、投稿時に添付すること。
4. 報告の構成は指定しないが、研究論文の構成に準ずるのが望ましい。

表2. 研究論文の基本構成

項目	準ずる項目例	内容
要旨		概ね800字以内。
キーワード		6個以内
はじめに	緒言、目的	研究の背景と目的
方法	対象と方法、研究方法	データの収集方法、分析方法、倫理的配慮など
結果		研究等の結果・成績
考察	結果と考察	結果の考察・評価・限界等
結語	結論、おわりに	結果と考察から導き出された結論（考察に含めても良い）
謝辞		研究協力者への謝辞、研究への助成や便宜供与など（該当するものが無い場合は省略）
文献	参考文献	論文中で引用した文献のリスト。
ABSTRACT	※ 研究論文（査読あり）では必須	タイトル、著者、所属、本体、キーワードを英語で記載し、概ね250語程度（400語以内）とする。

5. **原稿の基本フォーマット (Microsoft Word 形式) は本学会のホームページからダウンロードする** (<http://www.unii.ac.jp/nnsng/>)。

基本設定は下記の通り (ダウンロード用の基本フォーマットには設定済み)。ただし**著者の学術分野において基本設定に従うことが不適当な場合には投稿時に編集委員会にその理由を申し出て対応を協議する** (その学術分野では全てまたはほとんどの有力誌が1段組であるなど)。

- マージンは上下左右 25mm、フッター (ページ番号) は下端から 10mm に設定する。
- ページ中央下部にページ番号を挿入する。
- ページ設定は、1行 44文字×44行とし、要旨は左右2字ずつ字下げ (インテンド) する。本文 (表2の「はじめに」～「文献」) は1行 21文字×44行の2段組にする。
- 文字列の配置は両端揃えを基本とし、タイトルと著者、および本文中の見出しは中央揃え、副見出しとキーワードは左揃えとする。
- 日本語フォントは明朝体系の等幅フォント (MS 明朝など)、英数字 (アルファベットと算用数字) のフォントは Times New Roman を基本とする。ただし、見出しと副見出しは、日本語にはゴシック体系の等幅フォント (MS ゴシックなど) 太字、英語には Arial 太字を用いる。
- フォントのサイズは 10pt を基本とし、タイトルは 14pt (太字)、本文中の見出しと ABSTRACT のタイトルは 12pt、タイトルページの脚注は 9pt、図表は任意 (見やすいサイズ) とする。
- 著者とキーワードの前後は1行空けとし、本文中の見出し (表2の「はじめに」～「文献」) の前後は 0.5 行空けとする。
- 著者の所属は、著者の右上に数字を付し、タイトルページの脚注欄 (テキストボックスで作成) に記載する。また、責任著者の右肩に*マークを付け、脚注の欄にメールアドレスまたは連絡先住所を記載する。
- 利益相反はタイトルページの脚注欄に記入する。利益相反が無い場合は「利益相反：なし」 (英語論文では Conflict of interest: None declared) と明記する。
- **本文および図表の英数字は半角**で記載する。
- **日本語文の句読点には「、。 」**を用いる。
- 文献番号は引用された順に番号をつけ、引用場所の右肩に 1)、2-3)、1, 3-4) と番号を付す。
- 引用文献の記載方法は下記の通りとする。下記に記載のない出版物については、学術誌での一般的な用法による。記載例は基本フォーマットを参照 (<http://www.unii.ac.jp/nnsng/>)。

(一般原則)

- ・著者名や編者名は3名まで記載し、3名を超える場合は「、他」「, et al」と記載する。ローマ字表記の名前は、姓、名の頭文字で記載し、頭文字にピリオドは付けない (例: Omomo S)。
- ・著者名は、日本語など漢字圏の文献では「、」で区切る。英語等ヨーロッパ言語の文献では「,」で区切り、and は使わない。
- ・雑誌名は通用されている略語で表記し、通用されていない場合には略さずに表記する。
- ・ページは略せる部分を略して表記する (例: × 101-119. ○ 101-19)。
- ・英語原稿に日本語文献名の英訳を記載した場合には最後に (in Japanese) を付記する。

(雑誌の場合)

- 1) 著者名. 表題. 雑誌名 発行年 (西暦); 巻: 頁-頁.
- 2) Author(s). Title. Journal Year; Volume: Page-Page.

(単行本の場合)

- 3) 著者名. 表題. 編者名、編. 書名. 発行所所在地: 出版社、発行年 (西暦); ページ.
- 4) Author (s). Title. In: Editor(s), editor(s). Book name. Place of publication: Publisher; Year: Page-Page.

注: 引用する章の著者名や表題が明確ではない場合は省略可。

(ウェブサイトの場合)

- 5) 著者名. 資料名. URL (参照 ****年**月**日)
- 6) Author(s). Title. URL (Accessed month day, year)

- ABSTRACT の前は 2 行空ける。
- ABSTRACT はタイトル(Times New Roman 12Pt)、名前(Times New Roman 10pt)、所属と責任著者連絡先(Times New Roman 10pt)、本体(概ね 250 前後、400 語以内。Times New Roman 10pt)、キーワード(見出しは Arial 10pt 太字、キーワードは Times New Roman 10pt)の順に記載し、タイトル、名前、所属と責任著者連絡先、キーワードの前後は 1 行空ける。
- **英語原稿や、日本語原稿の ABSTRACT は著者の責任においてネイティブ・スピーカーのチェックを受ける。**

6. 研究における倫理的配慮については、「方法 (あるいはそれに準ずる)」の項目において必ず下記のいずれかの記載を行う。

- 倫理委員会等の審査 (動物実験を含む) を受けて承認された研究は、その旨と承認機関の名称、承認番号等を記載する
- 倫理的配慮等について準拠する指針がある場合は、その指針 (厚生労働省が策定した医学研究に関する指針、研究者の所属機関の倫理指針、研究者が所属する職能団体の倫理指針など) の名称を記載する
- 倫理委員会等の審査が不要である場合は、その理由について記載する

IV. 投 稿

1. 投稿に必要な**様式は学会のホームページからダウンロード**する (<http://www.unii.ac.jp/nnsng/>)。
2. **打ち出し原稿 2 部**および**添付書類一式** (表紙、責任著者確認書、著作権委譲・利益相反申告書の必要事項を記載したもの、左上綴じ) を封筒に入れて投稿する。本学会における著作権の取り扱いについては別途記載ページを参照のこと。なお別刷りは論文一編あたり 50 部無料、それ以上必要な場合は有料になる (印刷業者と相談)。
3. **打ち出し原稿と添付書類一式は学会役員に提出するか編集委員長宛に郵送**する。
4. 併せて、**原稿と添付書類表紙の電子ファイルを学会までメール**送信する。
(郵送先とメールアドレスは投稿規定末尾に記載)。
5. 原稿の電子ファイルは Microsoft Word 文書その他、文字化けを防ぐため PDF 形式を添付するのが望ましい。

V. 校 正

1. 校正は著者の責任において、初稿、再校を原則とする。

2. 校正は原則として原稿または印刷の誤りによる語句の訂正にとどめ、大幅な加筆・修正は認めない。

附則：本規定は令和2年4月から施行する。

原稿の郵送先： 〒950-8680 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬 471
新潟県立大学人間生活学部
人間生活学研究編集委員長

原稿電子ファイル送信先： nmsg@unii.ac.jp

人間生活学研究原稿の基本フォーマット

タイトル 明朝 14pt、中央揃え

人間太郎^{1*}、生活花子²、名前欄は中央揃え、明朝 12pt、上下に 1 行開ける

要旨は概ね 800 字以内で記載する。ページ設定は 44 字×44 行。要旨とキーワードは両端揃え左右 2 字ずつ文字下げ（インテンド）。構造化抄録（目的、方法などの見出しが入る抄録）の場合は見出しの前で改行し、左揃え。非構造化抄録（見出しが入らない抄録）の場合は、文頭および各段落の冒頭を 1 字下げする。要旨の見出しはゴシック 10pt 太字、文章は明朝 10pt。いずれも等幅フォントを用いる。ただし文中の英数字（アルファベットと算用数字）は半角で記載し、Times New Roman に設定する。日本文の句読点は「、。」とする（本文も同様）。英語論文の場合、原稿全体にわたってフォントは明朝を Times New Roman に、ゴシックを Arial に読み替える。

キーワード： 上下に 1 行空ける、6 個以内、読点で区切る

はじめに

本文セクションは 2 段組 21 字×44 行に設定。
本文の見出しは中央揃え、ゴシック 12pt、上下は段落設定により半行ずつ開ける。

本文の文章は両端揃え、日本語は明朝 10pt、英数字は半角で Times New Roman。

文献番号は引用した順番につける。引用場所の右肩に¹⁾、²⁻³⁾、^{1,3-4)}と番号を付す。

方法

統計学的分析

副見出しはゴシック 10pt 太字で左揃え。
なお統計学的分析を行った研究では、副出しをつけて記載するのが望ましい。

結果

図表は英語でも良い。
図中の文字フォントは指定しないが、図のタイトルや説明は明朝（英数字は Times New

Roman）とする。

表は明朝体と Times New Roman を基本とする。

考察

「結果と考察」とすることが一般的な研究分野では両者をまとめても良い。

結語

結果と考察を踏まえて得られた論文の結論を記載する。結語に相当する段落を考察の最後に記載した場合、本セクションは省略可。

謝辞

研究への協力や、助成金、資料等の提供があった場合に記載する。該当するものがなければ省略。

文献

- 1) 佐藤恵美子、中野恵利子、筒井和美．ゴマ豆腐の破断特性およびテクスチャーに及ぼす澱粉の種類の影響．人間生活学研究 2010; 1: 1-10.

¹ 新潟県立大学人間生活学部子ども学科 ² 新潟県立大学人間生活学部健康栄養学科

* 責任著者 連絡先：nmsg@unii.ac.jp

利益相反：なし

注：脚注の下端は余白に合わせ、行数が足りない場合はテキストボックスを上にはねること。この注釈ボックスは削除すること。

- 2) 伊藤巨志、大橋信行、木村博人、他. 高等教育機関におけるスキー・スノーボード実習地の満足度調査. 人間生活学研究 2011; 2: 47-58.
 - 3) Ozawa K, Koike Y, Ishimoto K, et al. The learning support for the junior high school students in low-income households. A study on the learning support program in Higashi-ku, Niigata City. The Bulletin of Society for Human Life Studies 2012; 3: 111-27. (in Japanese)
 - 4) Tanabe N, Suzuki H, Aizawa Y, et al. Consumption of green and roasted teas and the risk of stroke incidence: results from the Tokamachi-Nakasato cohort study in Japan. Int J Epidemiol. 2008; 37: 1030-40.
 - 4) 人間の発達とその理解. 大桃伸一、宮西邦夫、太田亜里美、他編. 人間生活学へのいざない～豊かなヒューマンライフの創造をめざして～. 東京：文化書房博文社、2014; 155-60.
 - 6) White KL. Health Services research and epidemiology. In: Holland WW, Olsen J, Florey CV, editors. The development of modern epidemiology: Personal reports from those who are there. Oxford: Oxford University Press, 2007; 183-96.
 - 7) 厚生労働省. 平成 24 年 国民健康・栄養調査結果の概要. <http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10904750-Kenkoukyoku-Gantaisakukenkouzoushinka/0000032813.pdf>. (参照 2014 年 9 月 4 日).
 - 8) World Health Organization. BMI Classification. http://apps.who.int/bmi/index.jsp?introPage=intro_3.html (Accessed Sept. 4, 2014).
- 注：文献の記載様式は投稿規定参照。ここには記載例を示した。

ABSTRACT

Basic formatting for a manuscript of the Bulletin of Society for Human Life Studies

Taro Ningen^{1*}, Hanako Seikatsu²

¹ Department of Child Studies, Faculty of Human Life Studies, University of Niigata Prefecture

² Department of Health and Nutrition, Faculty of Human Life Studies, University of Niigata Prefecture

* Correspondence, nnsng@unii.ac.jp

ABSTRACT は「研究論文（査読つき）」では必須とし、「研究論文（査読なし）」および「報告」では著者の選択に委ねる。Text (ABSTRACT 本体) は概ね 250 語程度 (400 語以内)。構造化抄録 (Objective, Methods などの見出しが入る抄録) の場合は見出しの前で改行し、左揃え。非構造化抄録 (見出しが入らない抄録) の場合は、文頭および各段落の冒頭を字下げする。米国英語を使用し、著者の責任においてネイティブスピーカーのチェックを受ける。フォントは Times New Roman, フォントサイズはタイトル 12Pt, 著者名・所属・本体 10Pt, 所属番号は右肩上付きとする。構造化抄録 (Objective, Methods などの見出し) の場合は見出しの前で改行し、Arial 10pt 太字、左揃え。非構造化抄録 (見出しが入らない) の場合は文頭と各段落の冒頭を字下げする。Key Words のタイトルは Arial 10pt 太字、左揃え。

Key Words: 6 個以内, カンマで区切る

人間生活学研究（学会誌）

投稿原稿添付書類表紙

論文の種類（希望に○）		研究論文（査読あり）	研究論文（査読なし）	報告
表題				
英文表題				
著者名／所属 （日本語）				
著者名／所属 （英語）				
原稿の枚数		投稿年月日	別刷り申し込み部数 部	
要旨の字数	字	令和 年 月 日		
ABSTRACT 本体の語数	words	（西暦 年）		
備考：				

責任著者確認書

論文名： _____

本論文に責任を持つ著者一名は下記のうち該当する項目にチェックを付けて署名し、「著作権委譲・利益相反申告書（全著者用）」の全著者分を添えて原稿とともに編集委員会に提出して下さい。

- 本論文の記載内容について責任を持ちます。
- 本論文の内容は既に「学術誌等」に公表または投稿されていません。

付記：・学会発表抄録、学会発表の記録、報告書、商業誌からの依頼原稿（原著とならないもの）、著書、報道などについては結果や図表の一部が本論文と重複していても差し支えない。

・学術誌等に該当するか判断に迷う場合は下記に記載し、編集委員会の確認を得ること。

公表・投稿先

本論文の著者に記載した者以外に本論文の作成に主要な貢献をした研究者はいますか？（「作成」には全著者用チェックリストのⅠに該当する項目全てを含みます。）

- いません
- いますが、謝辞に記載することで承諾を得ました。
- いますが、論文に掲載しないことについて承諾を得ました。

付記：卒業研究等で学生が関与した場合には原則として共著者に入れることが望ましい。

（下記に所属等と氏名を記載して下さい。欄が足りない場合は裏面に記載して下さい。）

承諾者の所属等・氏名

私（氏名：楷書または印刷） _____ は上記について確認しました。

日付

署名 _____

著作権委譲・利益相反申告書(全著者用)

論文名： _____

全ての著者は下記の該当項目にチェックし、署名して責任著者に提出して下さい。

(1人1枚提出してください。Faxや電子メール添付のスキャン画像でも結構です。)

(記載スペースが不足する場合は裏面や別紙に記載し、別紙の場合には別紙にも署名して下さい。)

I. 本論文の作成において貢献したこと全てにチェックしてください。

(複数人が同一項目にチェックしても差し支えありません。)

- | | | | |
|---------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 研究の着想 | <input type="checkbox"/> 研究計画作成 | <input type="checkbox"/> データの収集 | <input type="checkbox"/> 研究の指導 |
| <input type="checkbox"/> 統計学的分析 | <input type="checkbox"/> 結果の解釈 | <input type="checkbox"/> 原稿の執筆(作図・作表を含む) | |
| <input type="checkbox"/> 原稿の校閲・改訂への貢献 | | <input type="checkbox"/> 資金や物品の調達 | |

II. 本研究の結果により利益を受ける団体・個人と何らかの利害関係がありますか?

(利害関係には資金援助、物品の供与、人的援助などを受けたこと、株や債権を保有していること、団体構成員との家族関係、および、本論文の論述に影響を与え得るその他の関係を含む。ただし公的機関[行政、独立行政法人、大学など]や本論文によって営利的利益を受けない団体等からの研究助成はこれに含まない。)

- ある ない (疑問がある場合には編集委員会に問い合わせること)

利害関係がある場合は関係先、および、その内容を下記に記載し、論文の最後にも「利益相反」のセクションを立てて記載して下さい。

III. 本論文の著作権を本学会誌に委譲しますか?

- する(リポジトリにも登録されます。) できない理由がある。(理由を下記に記載して下さい。)

私(氏名：楷書または印刷) _____ は上記について確認しました。

日付

署名

本学会における著作権の取り扱いについて

本学会では論文等の学会誌への掲載にあたり、全著者に対して著作権の委譲を求めています。その理由は大きく下記の4点に集約されます。

- 1) 学会誌への掲載やオンライン公開にあたって、内容の変更を伴わないレイアウト等の修正が必要となった場合に、著者へ確認を求める手続きを省く。
- 2) 新潟県立大学学術リポジトリや種々の検索サービス等において論文が公開される場合に、著者への確認なしに学会で公開の可否を判断できるようにする。
- 3) 本誌や他誌のレビュー論文等において図表の引用が求められた場合に、学会において判断を行えるようにする。
- 4) その他、現在想定していない目的のために著作権の行使が必要となった場合に、学会での対応を可能にする。

本学会では本誌掲載論文が広く公開されて活用されることを望んでいます。委譲された著作権はその目的のために使用されるものであり、下記のような行為を制限する物ではありません。

- ・印刷された論文の複写物やリポジトリ等で公開された電子ファイルを、非営利的な研究紹介のために配付する。
- ・著者が所属機関のリポジトリ等で公開する。
- ・著者が研究報告書等に論文の全体または一部を引用する(引用先における二重投稿の規定に抵触しない場合に限る)。

本学会が保持する著作権は学会誌やリポジトリにおいて学会が公開する著作物についてのみであり、著作の基となったデータについては全ての権利が著者に保持されます。よって、本誌に掲載された集計結果を異なる形で著者が作図・作表して公表することについては、公表先の二重投稿規定に反しない限り、これを妨げるものではありません。

以上のような事情をご勘案いただき、投稿においては著作権を学会に委譲していただきたく、著者諸氏のご配慮をお願いいたします。また、本学会では本誌の掲載論文を積極的に公開してまいりたいと考えており、著者諸氏におかれましても、掲載論文の積極的なご活用をお願いいたします。

投稿論文の査読に関する内規

本内規は、「人間生活学研究」投稿要領に基づいて、投稿された研究論文の原稿の査読に関する審査内規として定める。

第1条 編集委員会は、新潟人間生活学会員と外部の人間生活学研究に携わる者の中から投稿論文を審査するにふさわしい者を複数名選出する。

第2条 編集委員長は、投稿論文の審査にあたり審査者として推薦された者に、審査依頼する。

第3条 各論文は審査者により審査される。

第4条 審査の基準は、次の4段階に評価される。

「採択」

「条件付き採択」

「要再審査」

「不採択」

第5条 審査者は、上記の評価とともに、審査論文の不備・指摘点を記述し、期日以内に編集委員会に提出する。

第6条 編集委員会は、審査結果をふまえて論文の掲載を決定する。なお、「条件付き採択」と評価された論文は、修正稿の確認を審査者に依頼する場合がある。「要再審査」と評価された論文は、審査者に再審査を依頼する。投稿者に審査者の指摘点が記述された審査用紙を配布し、投稿者は期日までに修正し再度提出する。その際、指摘点をどのように修正したか各指摘に対する対応の一覧を作成し、論文とともに提出する。

第7条 編集委員長は、対応の一覧を添付し修正論文の再審査を審査者に依頼をする。

第8条 編集委員会は、再審査の結果をふまえて、掲載を決定する。

付則 1. 審査規定の改定は、編集委員会の議を経て新潟人間生活学会総会において決議される。

2. 本規定は2015年5月1日より実施する。

編 集 後 記

昨年度につづき人間生活学研究会誌を会員の皆様へお届けすることができ嬉しく思っております。2024(令和6)年は、昨年以上に「異例の〇〇」と発表される気象変化が激しく起こり、私たちの身近な生活環境や健康への影響を強く感じるところとなりました。人間生活学分野からの発信は一層求められております。

人間生活学研究第16号には、査読有り論文2編、査読なし論文2編の論文を掲載のほかに、第14回大会「地域共生社会の実現に向けて」の対談および実践報告の内容を掲載しております。どうぞお目通しください。お忙しい中、原稿執筆や査読のご協力、編集作業へのご協力をいただきました皆様に心より御礼申し上げます。

本誌は人間生活の多様な分野の研究について原稿を受け付けております。会員の皆様におかれましては、研究報告や教育・実践活動の紹介の場としてぜひ本誌をご活用ください。積極的なご投稿をお待ちしております。

今後とも一層ご支援ご鞭撻賜りますよう何卒お願い申し上げます。

(立山 千草)

編 集 委 員 (五十音順)

小澤 薫	小池 由佳
立山 千草 (委員長)	辻 友美
堀川 千嘉	山岸 あづみ

新潟人間生活学会 人間生活学研究 第16号

I S S N 1884-8591

2025 (令和7) 年3月15日印刷

2025 (令和7) 年3月15日発行

発 行 新潟人間生活学会
代表 田村 朝子

発 行 所 新潟県立大学内
新潟市東区海老ヶ瀬 471

印 刷 所 (株) ウィザップ
新潟市中央区南出来島 2 丁目 1-25

THE BULLETIN OF SOCIETY FOR HUMAN LIFE STUDIES

No.16 (2025)

CONTENTS

Peer-reviewed Research Article

1. Comparative Analysis of Parental Anxiety and Concerns Across Educational and Childcare Facilities Following COVID-19 Classification Transition

Kiyoshi Ito 1

2. The actual living conditions and local welfare issues of foreigners living in Niigata Prefecture:
From the results of an internet survey

Kaoru Ozawa 11

- Research Article
3. Research on the organizational implementation of The Signs of Safety Approach

Nobuyuki Abe 21

4. Issues and key points of the proposed revisions to the guidelines for operating school-age childcare clubs

Shinichi Ueki 33